

平成 26 年

# 労働基準監督年報

(第 67 回)

2 0 1 4

*Annual Labour Standards  
Inspection Report*

(Vol. 67)

厚生労働省労働基準局

Labour Standards Bureau  
Ministry of Health, Labour and Welfare

平成 26 年

# 労働基準監督年報

(第 67 回)

2 0 1 4

*Annual Labour Standards*

*Inspection Report*

(Vol. 67)

厚生労働省労働基準局

Labour Standards Bureau  
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働基準法制定後第 67 回の労働基準監督  
年報をここに公にする。本年報は平成 26  
年の労働基準行政の活動状況を収録した  
ものである。



# 平成 26 年労働基準監督年報目次

第 1 章 平成 26 年度における労働基準行政の運営	1
第 1 節 概説	1
第 2 節 労働条件対策の推進	3
1. 一般労働条件の確保・改善対策の推進	3
2. 働き過ぎ防止のための取組強化	3
3. 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組の強化	4
4. 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進	4
5. 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営	6
第 3 節 安全衛生対策の推進	6
1. 基本的事項に関する対策の推進	6
2. 業種別労働災害防止対策の推進	6
3. 特定災害防止対策の推進	7
4. 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	8
5. 派遣労働者の労働安全衛生確保対策の推進	8
6. 職業性疾病対策の推進	8
7. 労働者の健康確保対策の推進	9
8. 中小規模事業場における労働災害防止対策の推進	10
9. 外国人労働者の労働災害防止対策の推進	10
10. 国際化に対応した安全衛生対策の充実	10
11. 労働災害防止対策を推進する体制の整備等	10
12. 東日本大震災への対応	11
第 4 節 東電福島第一原発の事故への対応	12
1. 東電福島第一原発の作業員への対応	12
2. 除染等業務に従事する労働者への対応	12
第 5 節 労働時間対策	12
1. 労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）の周知・啓発	13
2. 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進	13
第 6 節 賃金対策の推進	13
1. 最低賃金対策	13
2. 賃金・退職金制度	13
第 7 節 過労死等の防止対策の推進	13

第8節	職場のパワーハラスメント対策	14
第9節	労災補償	14
	1. 労災保険給付の迅速・適正な処理	14
	2. 労災認定基準の的確な運用等	14
	3. 行政争訟に対する迅速・的確な対応	15
第10節	関係法令の制定、改廃等	15
	1. 過労死等防止対策推進法について	15
	2. 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法について	16
	3. 労働安全衛生法の一部を改正する法律等について (化学物質のリスクアセスメントの実施、ストレスチェック及び面接指導の実施、受動喫煙防止措置の努力義務、重大な労働災害を繰り返す企業への対応、第88条第1項に基づく届出の廃止、電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定、外国に立地する検査機関の登録)	16
	4. 粉じん障害防止規則の一部改正について (「岩石又は鉱物を研磨又はばり取りする作業」を屋外において行う場合の措置関係)	19
	5. 高気圧作業安全衛生規則等の一部改正について (減圧方法に係る規定等関係)	19
	6. 労働安全衛生法施行令等の一部改正について (ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト等の特定化学物質追加関係)	20
	7. 石綿障害予防規則の一部改正について (隔離等の措置、石綿含有保温材等の管理関係)	21
第2章	監督指導等	22
第1節	事業場監督	22
	1. 定期監督等(災害時の監督を含む)	22
	2. 申告監督	22
	3. 再監督	22
	4. 使用停止等処分	22
	5. 司法処分	23
第2節	賃金不払の概況	23
第3章	産業安全	24
第1節	産業別労働災害発生状況	24
第2節	労働災害発生率の状況	24

第3節 重大災害の発生状況	26
第4章 労働衛生	27
第1節 業務上疾病の発生状況	27
第2節 じん肺発生状況	28
第3節 過労死等に係る労災補償状況	29
1. 脳・心臓疾患の労災補償状況	29
2. 精神障害の労災補償状況	29
第4節 定期健康診断の実施状況	30
第5節 特殊健康診断の実施状況	31
第6節 新規化学物質の届出件数及び名称公表件数	32
1. 新規化学物質の届出件数	32
2. 新規化学物質の名称公表件数	32
第5章 機構・定員及び予算	33
第1節 行政機構	33
第2節 職員の定員	33
第3節 予算	33





# 第1章 平成26年度における労働基準行政の運営

## 第1節 概 説

我が国経済は、平成20年秋のリーマンショックで急速に悪化した後、平成21年初頭に底入れして持ち直しに転じ、平成23年の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて、平成24年末以降、内需が主導する形で景気は持ち直しに転じた。経済の好循環が動き始める中、平成26年4月には17年ぶりの消費税率上げが行われ、駆け込み需要とその反動等の影響を受けて、平成26年の日本経済は大きく変動することになった。また、足下では生産は持ち直し傾向で推移しており、企業収益も総じて改善の動きがみられる中、設備投資等の増加や倒産件数の減少の動きもみられ、日本経済は改善傾向となっている。

緩やかな景気回復基調を背景として、完全失業率は平成26年度平均で3.5%と17年ぶりの水準となり、有効求人倍率も平成26年度平均で1.11倍と23年ぶりの水準となるなど、雇用、失業等の動向については改善がみられた。

また、平成26年の賃金の動きを見ると、現金給与総額は4年ぶりの増加、所定内給与は前年と同水準だった。労働時間については、所定内労働時間は2年連続の減少となる一方、所定外労働時間は5年連続の増加となった。総実労働時間は前年比0.3%減となり2年連続の減少となった。

経済は改善の動きをみせているものの、全国の労働基準監督署には、賃金不払、解雇や雇止めといった問題に関する申告・相談が依然として数多く寄せられており、全ての労働者が適法な労働条件の下で安心して働くことができるように、平成26年度においては、次のような点に重点をおいて対策を講じた。

第1は、労働条件の確保・改善対策である。

労働基準関係法令に係る申告件数は減少傾向にあるものの、賃金不払を中心として依然として申告が数多く寄せられている状況がみられることから、問題ある事案に関する情報を早期に把握する等により、申告、相談や賃金不払、解雇事案等に対する的確な対応に努めた。

また、業績悪化に起因した人員整理を伴う事業再編の実施等の情報を把握した場合には、不適切な解雇、雇止め予防等のための啓発指導を実施した。

第2は、労働者の安全と健康の確保対策である。

平成26年上半年期の労働災害件数が大幅に増加したことを受け、同年8月には、関係業界団体等254団体に対して「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」として、企業の安全衛生活動の総点検と労使・関係者が一体となった労働災害防止活動の実施を要請するとともに、都道府県労働局・労働基準監督署による安全パトロール等を実施した。その結果、下半期における災害件数は減少したものの、通年では死亡者数1,057人（死亡災害報告により作成）、死傷者数（死亡者数と休業4日以上災害）119,535人（労働者死傷病報告により作成）と、前年より増加という結果になった。

一方、労働者の健康を取り巻く状況をみると、平成26年における職業性疾病の発生者数は、7,415人（前年比1.4%増）であった。また、平成24年に印刷事業場における胆管がん事案の発生が明らかになったことや精神障害の労災認定件数の増加等を受け、労働政策審議会安全衛生分科会等において審議を行い、平成25

年 12 月に、労働政策審議会において、一定の危険・有害な化学物質に係るリスクアセスメント実施の義務づけ、重大な労働災害を繰り返す企業への対応、ストレスチェック制度の創設等について建議がなされた。これを受けて、平成 26 年 3 月、通常国会に法律案を提出し、平成 26 年 6 月 19 日に成立、同 25 日に公布された（平成 26 年法律第 82 号）。

第 3 は、労働時間対策である。

我が国の年間総実労働時間は、週 40 時間労働制に向け法定労働時間を段階的に短縮することとした改正労働基準法が施行された昭和 63 年以降、長期的には減少傾向にあり、平成 26 年においては、1,741 時間（前年比 5 時間減）となっている。うち、所定内労働時間は 1,609 時間（前年比 10 時間減）、所定外労働時間は 132 時間（前年比 5 時間増）となっている。

週休 2 日制も広く普及し、何らかの週休 2 日制の適用を受ける労働者の割合は、平成 27 年 1 月 1 日時点の調査で 85.2%となった。ただし、週休 2 日制の形態別にみると、完全週休 2 日制の割合は 61.1%で、特に中小企業で普及が遅れている。

また、年次有給休暇の動向をみると、平成 26 年で労働者一人平均の付与日数は 18.4 日、取得日数は 8.8 日、取得率は 47.6%となった。

こうした状況の中、労働時間対策としては、単に労働時間の短縮を図るだけではなく、労働時間、休日及び休暇等の設定を、労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものへと改善することが重要となっている。

これらを踏まえ、労働時間等の設定改善の円滑な実施を図るため、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成 4 年法律第 90 号）に基づき、労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針（平成 20 年厚生労働省告示第 108 号））の周知・啓発、職場意識改善助成金の支給等により、労使の自主的な取組の促進に努めた。

第 4 は賃金対策の推進である。

地域別最低賃金は、地域の実情等を踏まえて、その引上げに努め、特定最低賃金も、産業の実情に応じて必要な改定が行われるように努めた。改定後においては、周知徹底に努めるとともに、監督指導を行い、遵守の徹底を図った。

また、賃金制度等に関する労使の相談に応じ、賃金・退職金制度等の自主的な整備・改善について援助した。

第 5 は、労災補償についてである。

被災労働者及びその遺族の迅速かつ公正な保護をするという労働者災害補償保険法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 50 号）の目的が実現されるよう、迅速・適正な労災補償の実施に努めた。

過労死等に係る事案については、脳・心臓疾患に関する労災認定基準や精神障害に関する労災認定基準を、石綿関連疾患に係る事案については、石綿関連疾患に関する労災認定基準を的確に運用することにより、迅速かつ適正な労災補償に努めた。また、胆管がんに係る事案については、業務で使用した有機溶剤に含まれる化学物質と胆管がんとの相当因果関係が認められるものを、業務上疾病と認定した。

## 第2節 労働条件対策の推進

### 1. 一般労働条件の確保・改善対策の推進

#### (1) 法定労働条件の確保

企業を取り巻く環境の変化や働き方の多様化が進む中、地域の産業動向等を敏感にとらえ、的確な行政展開を図っていくため、管内の実情を踏まえつつ、基本的な労働条件の枠組みの確立、労働時間管理の適正化、健康管理の徹底に関する事項の履行確保を中心とした一般労働条件の確保・改善対策を一層積極的に推進した。

また、労働基準関係法令違反に対しては、厳正に対処した。

#### (2) 労働時間管理の適正化の徹底

賃金不払残業の解消を図るため、これに係る申告・相談が依然として認められる状況について使用者の理解を得た上で「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月6日付け基発第339号）の遵守を重点とした監督指導等を引き続き実施するとともに、「賃金不払残業総合対策要綱」（平成15年5月23日付け基発第0523003号）に基づき「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月23日付け基発第0523004号）の周知を図り、労使の自主的な改善を促すなど総合的な対策を推進した。

また、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処した。

#### (3) 改正労働契約法等の周知

有期労働契約で働く労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するため、平成24年に改正された内容も含め、労働契約法（平成19年法律第128号）の内容について、平成25年度に作成した企業における無期転換に関する好事例集を活用した周知や、中小企業や労働者向けのセミナーの開催のほか、学生向けのセミナーの開催により、周知徹底を図った。また、有期労働契約について、適正な労働条件を確保するとともに、良好な雇用形態として活用されるようにするため、有期労働契約の締結時に、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第15条に基づき、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項」を明示すること及び「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」（平成15年厚生労働省告示第357号）に基づく雇止めの予告等について、その遵守の徹底を図った。

#### (4) 企業倒産に伴う解雇等に係る労働条件の履行確保

企業倒産に伴う解雇、賃金不払等の法定労働条件の履行確保上問題が発生するおそれがある企業に関する情報の早期かつ的確な把握に努めるとともに、適切な監督指導を実施し、賃金不払事案等の発生の防止及びその早期解決に努めた。

### 2. 働き過ぎ防止のための取組強化

従前から、長時間にわたる時間外労働等が恒常的に行われ、過重労働による健康障害の発生が懸念される事業場等に対して重点的な指導を行う等、過重労働による健康障害防止のための各種対策を講じてきたところであるが、『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦』（平成26年6月24日閣議決定）において、「働き過ぎ防止の取組強化」が盛り込まれ、また同年6月に、「過労死等防止対策推進法」（平成26年法律第100

号)が成立した。

こうした状況の中、厚生労働省では、平成26年9月30日に大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を立ち上げ、その指示のもと、11月に「過重労働解消キャンペーン」として以下の取組を実施した。

- (1) 労使の主体的な取組を促すため、使用者団体や労働組合に対し、大臣、副大臣、大臣政務官による協力要請を行った。
- (2) 長時間にわたる過重な労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場等に対する重点的な監督指導を実施した。その結果、全国で4,561事業場に監督指導を実施し、その約半数に当たる2,304事業場において違法な時間外労働が認められたため、是正に向けた指導を行った。
- (3) 11月1日に「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施し、280件の相談を受け付けた。
- (4) 過重労働防止対策に必要な知識やノウハウを習得するためのセミナーを全国8か所で計10回実施することにより、企業の自主的な改善を推進した。

また、平成27年1月から、月100時間超の残業を把握したすべての事業場等に対する監督指導の徹底を図ることとした。

### 3. 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組の強化

劣悪な雇用管理を行い、若者の「使い捨て」が疑われる企業等の存在と対策の必要性が引き続き各方面で指摘されており、政府においても、『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－において、若者の活躍推進の観点から、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る。」とされた。

このような中、厚生労働省では、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組の強化として、以下のような取組を行った。

- (1) 平成26年9月1日に、夜間・休日に無料で相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」を設置し、平成27年3月31日までの間に、11,378件の相談を受け付けた。
- (2) 平成26年11月23日に、労働条件ポータルサイトを設置するとともに、大学生等を対象とする労働条件セミナーを、平成26年10月から平成27年2月の間に、全国で44回実施することにより、労働関係法令の基礎知識や相談窓口について、広く情報発信を行った。
- (3) 平成26年11月に、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する重点的な監督指導を実施した。その結果、全国で4,561事業場に監督指導を実施し、その83.6%に当たる3,811事業場において労働基準関係法令違反が認められたため、是正に向けた指導を行った。

### 4. 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

#### (1) 自動車運転者

長時間労働を原因とする重大な交通労働災害が引き続き発生していることから、自動車運転者時間管理等指導員を活用するなどにより「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)等の周知及び遵守を徹底するとともに、過労運転事案については、関係行政機関とも引き続き連携を図り、自動車運転者の労働条件改善対策の推進を図った。

また、地方運輸機関との連携については、合同による監督・監査、相互通報制度の実施等により、自動車運転者の労働条件確保対策の推進を図った。

また、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一

部を改正する法律」(平成 25 年法律第 83 号)が平成 25 年 11 月 27 日に公布され、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 27 条第 1 項において、一般旅客自動車運送事業者は、「事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない」とされ、同法案の審議に当たっては、「国土交通省及び厚生労働省は、累進歩合制の廃止について改善指導に努めること。また、労使双方に対し、本法の趣旨を踏まえた真摯な対応を行うよう促すとともに、取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと。」等の附帯決議がなされた。この附帯決議を踏まえて、累進歩合制度の廃止に係る指導等の更なる徹底を図った。

(2) 障害者である労働者

平成 24 年 10 月の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 23 年法律第 79 号)の施行を受け、障害者である労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、関係行政機関との連携を一層深め、積極的な情報の共有を行うとともに、問題事案の発生防止及び早期是正を図り、障害者である労働者を使用する事業主に対する啓発・指導にも努めた。

(3) 外国人労働者、技能実習生

技能実習生を含めた外国人労働者については、依然として法定労働条件確保上の問題が認められることから、労働契約締結時の労働条件の書面による明示、賃金支払の適正化等労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、外国人労働者に係る重大又は悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案等については、職業安定行政との連携を図りつつ、出入国管理機関にその旨情報提供した。

特に、技能実習生については、労働基準関係法令等の周知や重点的な監督指導を行うとともに、平成 26 年 10 月からは、同年 5 月に設置した関係省庁を構成員とする「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」において作成した「人身取引取締りマニュアル」を活用しつつ、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案について出入国管理機関と合同で監督・調査を行い、法令違反に対しては司法処分も含め厳正に対処した。

(4) 介護労働者

介護事業に使用される労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、事業の許可権限を有する都道府県等と連携し、引き続き労働基準関係法令の適用について周知するとともに、その遵守の徹底を図った。

(5) 派遣業及び業務請負業における労働者

派遣労働者については、違法な時間外労働や割増賃金不払等の法定労働条件の履行確保上の問題が認められることから、派遣労働者の適正な労働条件が確保されるよう引き続き指導を行った。

また、偽装請負が疑われる事案については、共同監督の実施など職業安定行政と連携した対応を行うとともに、偽装請負が関係する死亡災害をはじめとする重篤な労働災害については司法処分も含め厳正に対処した。

(6) 短時間労働者

短時間労働者の適正な労働条件を確保するため、短時間労働者に係る労働基準関係法令の遵守を徹底するとともに、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成 5 年法律第 76 号)及び「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」(平成 19 年厚生労働省告示第 326 号)の趣旨・内容についての周知・啓発を推進した。

## 5. 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営

企業倒産件数は6年連続で減少しており、景気の緩やかな回復が続いたものの、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっており、経済情勢の悪化による企業倒産件数の増加の懸念が排除しきれなかったことを踏まえ、企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者の救済を図るため、不正受給防止に留意しつつ、引き続き迅速かつ適正な対応を図った。平成26年度においては、労働者30,546人に対し、総額約118億円の立替払を行った。

## 第3節 安全衛生対策の推進

### 1. 基本的事項に関する対策の推進

#### (1) 第12次労働災害防止計画

平成25年度から平成29年度までの5年間を対象期間とする第12次労働災害防止計画においては、①死亡者数について、平成29年までに平成24年に比して15%以上減少させること、②休業4日以上死傷者数について、平成29年までに平成24年に比して15%以上減少させること等を目標として、第3次産業の労働者数の増大と労働災害の変化、リーマンショックや東日本大震災の影響等の社会の変化等に応じた労働災害防止対策を計画的に推進している。

#### (2) 危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の推進

近年、生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、労働災害の原因が多様化し、その把握が困難になっていることを踏まえ、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）及びこれに基づく措置の実施が努力義務化されたことについて、その適切な実施の促進を図った。

#### (3) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進

労働災害の一層の減少を図るには、個人の経験と能力のみに依存せず、リスクアセスメント等の措置を組織的かつ体系的に実施することが重要であることから、このような取組を推進する労働安全衛生マネジメントシステムについて、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成11年労働省告示第53号）の普及促進を図った。

#### (4) 安全衛生に係る事前評価の推進

機械設備の設置、建設工事等に係る計画の届出については、その円滑な実施を図るとともに、引き続き都道府県労働局長審査制度の的確な運用を推進した。

### 2. 業種別労働災害防止対策の推進

#### (1) 製造業

関係請負人を含めた総合的な安全衛生管理体制を確立するため、「製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」（平成18年8月1日付け基発0801010号）の周知を行うとともに、同指針に定められた措置の実施等について指導を行った。

また、危険性又は有害性等の調査等の実施を促進するため、作業別リスクアセスメントマニュアル等を活用した集団指導、個別指導等を計画的に実施した。

## (2) 建設業

建設現場の重層化した請負形態における安全管理の定着を促進するため、元方事業者、関係請負人、業界団体及び発注者の実施事項等を示した「建設業における総合的労働災害防止対策」（平成 5 年 5 月 27 日付け基発第 337 号の 2）を推進した。

建設業における死亡災害の約 4 割を占める墜落・転落災害の防止については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）による墜落防止措置の徹底を図るとともに、手すり先行工法等の「より安全な措置」等を講じるよう指導を行った。また、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を促進するため、現場の診断等による足場の設置事業者に対する支援を行った。

また、平成 25 年 7 月から労働安全衛生法令における車両系建設機械の解体用機械として追加された鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機について、法令に基づく措置の遵守徹底を図った。

## (3) 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業における死傷災害の約 7 割を占める荷役作業時における労働災害を減少させるため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号）に基づき、対策の普及を図った。また、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 6 年 2 月 18 日付け基発第 83 号）に基づく指導を行った。

## (4) 港湾貨物運送事業

港湾荷役作業における揚貨装置による災害及び墜落・転落災害の防止対策を徹底した。

## (5) 林業

木材伐出機械等による休業 4 日以上死傷災害が増加傾向にあり、死亡災害等の重篤な災害の割合が高くなっていることから、木材伐出機械等を使用した作業における危険防止措置と運転者の特別教育を義務付ける安衛則の改正を行った。（平成 26 年 6 月施行（特別教育は同年 12 月施行））

## (6) 第三次産業

第三次産業での災害が増加していること等を踏まえて、各種商品小売業、社会福祉施設等を重点に、業界団体と連携し、4 S（整理、整頓、清潔、清掃）、K Y（危険予知活動）の普及促進を中心とした指導を行った。

以上の対策に加え、建設業、陸上貨物運送事業、港湾貨物運送事業及び林業・木材製造業については、業種別労働災害防止協会と十分な連携を図りつつ、それぞれの業種に応じた対策を積極的に推進した。

## 3. 特定災害防止対策の推進

### (1) 機械設備の労働災害防止対策の推進

機械設備メーカー等に対する指導を実施することなどにより、機械設備の安全化を推進するとともに、機械設備の使用時の安全性を確保するため、安衛則に基づく食品加工用機械に係る指導を行い、また、検査業者等に対する指導を強化し、適切な定期自主検査の徹底を図った。

また、職場において使用される機械は多岐にわたるとともに、技術の進歩等により新たな機械が開発・導入されていることから、すべての機械に適用する「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成 19 年 7 月 31 日付け基発第 0731001 号）及び「機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針」（平成 24 年厚生労働省告示第 132 号）について、その周知・普及を図るとともに、安衛則

の改正によって、努力義務化された機械の危険性等の通知について、その適切な実施の促進を図った。

## (2) 爆発・火災災害の防止対策

爆発等のおそれがある化学設備又は特定化学設備の改造、修理、清掃等の仕事を発注する者が請負人に対して必要な情報を提供することが義務とされていることについて、引き続きその周知を図った。

近年、爆発・火災災害が多発したことから、内閣官房の主導により、保安関連法を所掌する3省（消防庁、経済産業省及び厚生労働省）が「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議」を設置し、作成した報告書を踏まえ、平成26年6月から「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議」を定期的に開催し、地方も含めた関係機関の連携を図っているほか、リスクアセスメントの徹底や安全確保体制の整備など、事業者や業界団体の取り組みを促した。

## 4. 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

高年齢労働者に配慮した安全衛生対策のマニュアルの普及を図った。

## 5. 派遣労働者の安全衛生確保対策の推進

派遣労働者の労働災害を防止するため、職業安定行政と連携しつつ、集団指導等、派遣元及び派遣先双方の事業主に対し労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）上の措置義務の周知を行うとともに、遵守の徹底を図り、引き続き派遣労働者に係る労働災害防止対策を推進した。

## 6. 職業性疾病対策の推進

### (1) 化学物質等有害物による健康障害の防止対策

化学物質による健康障害防止対策については、一の印刷事業場で有機溶剤を使用した洗浄等の業務に従事していた労働者が、高い割合で胆管がんを発症していたことが判明したことを受けて、原因物質とみられた1,2-ジクロロプロパンについて、平成25年に、新たに特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）の対象物質とし、また、ジクロロメタンを含む発がんのおそれのある有機溶剤10物質について、平成26年に特化則の対象物質に移行し、発がん性を踏まえた措置を義務付け、その周知及び遵守の徹底を図った。

さらに、特定化学物質、有機溶剤等の取扱事業場における化学物質関係法令の履行確保を計画的に推進した。

その他、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症・硫化水素中毒等の防止対策の推進を図った。

また、化学物質の有害性の調査については、国が行ったがん原性等の試験結果を積極的に活用して「労働安全衛生法第28条第3項の規程に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成24年10月10日付け健康障害を防止するための指針公示第23号）を公表するなどにより、有害性が認められた物質に係る管理対策を推進してきたところであるが、上記胆管がん事案を踏まえ、既存化学物質の有害性評価の取組をより加速して実施するため、平成25年度以降、文献調査や各種スクリーニング試験等を行っている。

さらに、化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）について、事業者の努力義務となっていたが、平成26年6月の安衛法の改正により、一定の化学物質等についてのリスクアセスメントの実施が義務化された（平成28年6月施行）。

一方、化学物質等の危険有害性等の表示・通知制度については、「化学品の分類および表示に関する世



界調和システム」(GHS)に関する国連勧告を踏まえ、安衛法、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」(平成4年労働省告示第60号)等に基づき、GHSに準拠した化学物質の危険有害性等のラベル表示及び安全データシート(SDS)交付等について引き続き関係事業者等への周知を図った。

また、粉じん障害の防止については、長期的な観点に立つ総合的な対策を推進した。

加えて、ナノマテリアル製造の取扱い作業現場における当面のばく露防止のための予防的対応について、「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」(平成21年3月31日付け基発第0331013号)に基づく対策を推進した。

## (2) 石綿による健康障害の防止対策の推進

平成26年3月に石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)の改正を行い、吹付け石綿の除去等の作業を行う場合の隔離等の措置や建築物に使用されている石綿含有保温材等の管理について規制を強化した(同年6月施行)。また、安衛法に基づく技術上の指針についても併せて見直しを行い、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(平成26年3月31日付け技術上の指針公示第21号。以下「石綿指針」という。)を制定した。

建築物等の解体等の作業における労働者の石綿ばく露防止対策について、計画届、作業届のほか、関係行政機関等からの情報を収集し、監督指導等や、必要に応じて地方自治体、労働災害防止団体と連携して現場パトロールを実施する等により、石綿則及び石綿指針の遵守の徹底を図った。

さらに、石綿則に基づく健診の実施の徹底、過去に石綿を取り扱う作業に従事した者に対する健診の受診勧奨、交付要件を見直した健康管理手帳制度の周知等、退職者を含めた石綿取扱作業従事者等に対する健康管理対策を積極的に推進した。

## (3) 電離放射線等の物理的因子及び作業態様による健康障害の防止対策

電離放射線障害防止対策については、引き続き被ばく管理の徹底を図るとともに、騒音障害防止対策については、「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)の周知徹底を図った。

また、VDT作業による健康障害防止対策については、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(平成14年4月5日付け基発第0405001号)の周知徹底を図った。

さらに、腰痛予防対策については、「職場における腰痛予防対策指針」(平成6年9月6日付け基発第547号)を平成25年6月に19年ぶりに改訂し、腰に負担の少ない介護介助法などについて、社会福祉施設等の事業場を中心に周知等を図った。加えて、「チェーンソー取扱い作業指針」(平成21年7月10日付け基発0710第1号)及び「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」(同日付け基発0710第2号)に基づき、新たな振動工具の振動加速度のレベルに応じた振動ばく露時間の抑制を図った。

## 7. 労働者の健康確保対策の推進

### (1) 過重労働による健康障害の防止対策

長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施、過重労働による健康障害の防止対策についての

衛生委員会等での調査審議の実施について、事業者に対し周知、指導等を行った。

さらに、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号）について、事業者等に周知を図った。

(2) メンタルヘルス対策等

メンタルヘルス対策についての衛生委員会等での調査審議の実施や、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成 18 年 3 月 31 日付け健康保持増進のための指針公示第 3 号）について、事業者に対して周知、指導等を行うとともに、平成 26 年 6 月に改正された安衛法等により義務づけられた心理的な負担の程度を把握するための検査等（ストレスチェック）の実施（平成 27 年 12 月施行）について、事業者に対し、周知を図った。

また、事業者の取組を支援するため、全国 47 都道府県に設置した産業保健総合支援センター及びその地域窓口において、メンタルヘルス不調の予防から早期発見と適切な対応、職場復帰支援、メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談対応、長時間労働者に対する面接指導に至るまで、メンタルヘルス対策を含む産業保健活動への総合的な支援を実施した。

さらに、メンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」により、事業者、産業保健スタッフ、労働者等に対してメンタルヘルスに関する情報提供を引き続き行った。

(3) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策助成金制度等の各種支援制度の周知及び利用の促進により、職場における受動喫煙防止対策の普及・啓発を行った。

8. 中小規模事業場における労働災害防止対策の推進

労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等による中小規模事業場の安全衛生診断及び安全衛生改善計画の作成を促進した。

9. 外国人労働者の労働災害防止対策の推進

外国人労働者の労働災害を防止するため、「外国人労働者の雇用管理の改善に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 276 号）に基づき、外国人労働者が理解できる方法による安全衛生教育等の実施について指導を行った。

10. 国際化に対応した安全衛生対策の充実

国際化の進展に伴い、国際貢献の観点から（独）国際協力機構（JICA）を通じた開発途上国に対する技術協力を実施するとともに、開発途上国の安全衛生実務者に対する研修事業等を展開した。

また、我が国の労働安全衛生基準について、必要に応じて国際基準との整合性の確保を図った。

11. 労働災害防止対策を推進する体制の整備等

(1) 行政体制の整備等

ア 産業構造・就業構造の変化、技術革新の進展等安全衛生を取り巻く情勢の変化に対応した労働安全衛生関係法令の整備・充実を図るとともに、労働災害が多発した事業場、労働災害の発生率が高い業種に属する事業場、重篤な職業性疾病が発生するおそれのある事業場等に重点を置き、監督指導、集団指導等を強化した。

イ 監督指導、集団指導の実施体制の充実を図るとともに、技術の進歩等に的確に対応するため、職員

の研修を充実し、事業場等に対する専門的・技術的な指導を強化した。

ウ 厚生労働科学研究費補助金による研究支援などにより安全衛生に関する研究、労働災害・職業性疾病の原因等の科学的な調査研究等を積極的に推進した。

エ 登録教習機関、登録性能検査機関等に対する監査指導を行った。

オ 安全衛生労使専門家会議、労働衛生指導医等の活用に努めた。

## (2) 安全衛生教育体制

安全衛生教育用教材の整備、講師の養成を図ることにより、地域及び各事業場において、事業者、労働災害の防止のための業務に従事する者及び労働者に対する安全衛生教育の水準の向上を図るよう努めた。

## (3) 労働災害防止団体等の活動の強化

労働災害防止団体の中央及び地方での活動の活性化を促進した。

また、安全衛生に関する専門技術団体及び産業医、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントその他の安全衛生の専門家の組織と連携を密にするとともに、その積極的な活用を図った。

## (4) 安全衛生情報の公表

災害事例、職場改善事例等の安全衛生情報及び関連する科学技術情報を積極的に収集し、「職場のあんぜんサイト」等を通じて公表することにより、労働災害の防止対策の推進を図った。

## 12. 東日本大震災への対応

### (1) 放射線障害防止対策

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）の事故収束に係る緊急作業を実施する作業員の健康確保のため、「原子力被災者への対応に関する当面の取組み方針」（平成 23 年 5 月 17 日付け原子力災害対策本部決定）に基づき、①被ばく線量管理、臨時の健康診断の徹底、②作業届の提出、③長期的な健康管理を柱とした対策を行った。

また、事故由来放射性物質に汚染された土壌等を除染するための業務等に従事する労働者に係る法令及び「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成 25 年 4 月 12 日付け基発 0412 第 2 号）を制定・改正し、放射線障害防止対策の推進を図った。

### (2) 復旧・復興工事における労働災害防止対策

震災復旧・復興工事については、現在、被災地域において実施されている建築物等の解体工事における労働災害防止対策を引き続き徹底するとともに、被災地域の復興計画等に基づく地方自治体の発注情報を把握した上で、集団指導、パトロール、個別指導等を組み合わせることにより効果的・効率的な指導を実施した。

また、震災復興工事においては、一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施され、工事が輻そうすることによる労働災害を防止するため、地方自治体の公共工事担当部署等との連絡会議を適切に開催するとともに、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置・開催を指導するなどにより、復興工事の進捗状況に応じた労働災害防止対策を推進した。

さらに、復旧・復興工事には、被災者や他業種の労働者が建設業に新たに参入することが予想されたため、新規入職者に対する安全衛生教育が確実に行われるよう徹底した。

加えて、被災3県に安全衛生に関する拠点を設置し、専門家による①工事現場への巡回指導、②安全衛生教育への技術的支援等を実施した。

### (3) 石綿健康障害予防対策

東日本大震災の被災地では、石綿含有建材を使用した建築物の解体等や石綿を含有するがれき等の集積等も行われている。そのため、厚生労働省では、都道府県労働局・労働基準監督署の実施する監督指導等やパトロール等現場指導のほか、適正なばく露防止対策が実施されているかどうか確認するため、被災地の解体現場等での石綿の飛散のモニタリング調査を実施した。なお、調査結果については、環境省と合同で開催している東日本大震災アスベスト対策合同会議で報告した。

## 第4節 東電福島第一原発の事故への対応

### 1. 東電福島第一原発の作業員への対応

平成26年2月14日から、厚生労働省において「東電福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学的研究のあり方に関する専門家検討会」での検討を開始し、同年6月4日、留意すべき基本的な考え方をまとめた。今後、緊急作業従事者に対する疫学研究を本格的に実施していくこととされた。

また、平成26年12月26日、「東電福島第一原発作業員の長期健康管理等に関する検討会」を厚生労働省に設置し、東電福島第一原発を含めた原子力施設における緊急作業従事者の今後の健康管理、被ばく線量管理及び緊急作業中の医療体制等について、検討を開始した。

このほか、緊急作業従事者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報を英訳し、随時、厚生労働省の英語版ホームページへ掲載している。

福島労働局及び富岡労働基準監督署は、月1回程度、東電福島第一原発に対し、被ばく線量管理、廃炉作業における労働災害防止のための措置等の実施状況に関する立入調査を実施した。

### 2. 除染等業務に従事する労働者への対応

除染等業務に従事する労働者の被ばく線量管理については、元請事業者が中心となって、労働者の被ばく線量等を登録管理する制度（事務局：（公財）放射線影響協会）が、平成25年11月15日に発足したことを受け、関係のガイドラインを改正することにより当該制度の活用を指導した。

福島労働局管下の労働基準監督署では、平成26年に除染等業務を行う1,152事業者に対して、監督指導を実施し、そのうち774事業者（違反率67.2%）に労基法や安衛法等の労働基準関係法令違反が認められたことから、是正指導を行った。

## 第5節 労働時間対策

中小企業等における労働時間等の設定の改善の促進に向けて、所定外労働の削減等労働時間対策、年次有給休暇の取得促進を推進した。

## 1. 労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）の周知・啓発

長時間労働の抑制や年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図ることを目的として、「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行った。

## 2. 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進

都道府県労働局に配置した「働き方・休み方改善コンサルタント」による中小企業等に対する助言・指導を行うとともに、労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業事業主等に対して助成金の支給を行った。

# 第6節 賃金対策の推進

## 1. 最低賃金対策

地域別最低賃金については、経済の動向、地域の実情を踏まえて、その引上げに努めるとともに、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対して、支援を実施した。また、特定最低賃金についても、産業の実情に応じ、必要な改定が行われるように努めた。

第42回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、すべての地方最低賃金審議会が13円以上（13円～21円）の引上げが答申された結果、平成20年の改正最低賃金法施行後、初めてすべての都道府県において、最低賃金と生活保護水準との乖離が解消された。

改定後においては、改定の時期を中心に周知徹底に努めるとともに、問題のある地域、業種等を的確に把握した上で、監督指導を行い、遵守の徹底を図った。

平成26年中に、最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）の履行確保を主眼として実施した監督指導の件数は、13,975件で、このうち、最賃法第4条違反が認められたものは1,491件（違反率10.7%）であった。

## 2. 賃金・退職金制度

都道府県労働局等において、賃金制度等に関する労使の相談に応じ、また、賃金・退職金制度などについて企業の自主的な改善活動に対する積極的な相談・援助を実施した。

# 第7節 過労死等の防止対策の推進

近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的として、過労死等防止対策推進法が平成26年の通常国会において成立し、同年11月1日に施行された。

同法では、過労死等の防止のための対策として、①調査研究等、②啓発、③相談体制の整備等、④民間団

体の活動に対する支援を規定するとともに、これらの対策を効果的に推進するため、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めることとされている。この大綱の作成に当たっては、同法により設置することと定められた過労死等防止対策推進協議会の意見を聴くこととされている。

このことから、同法の施行後の12月から、過労死等の防止のための対策に関する大綱の作成に向け、過労死等防止対策推進協議会を開催しているところである。

また、同法では、11月を過労死等防止啓発月間と定め、国及び地方公共団体は、この月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならないとされている。これを受け、平成26年11月14日に厚生労働省において過労死等防止対策推進シンポジウムを開催した。

さらに、平成26年11月1日に、過労死等の調査研究を実施し、研究成果の情報を発信し、医学的見地からの防止対策等の推進に資するため、独立行政法人労働安全衛生総合研究所内に、新たに過労死等調査研究センターを設置した。

## 第8節 職場のパワーハラスメント対策

職場のパワーハラスメント対策については、パンフレット等の作成・配布や啓発用ホームページ「あかるい職場応援団」の運営により、問題の予防・解決に向けた周知・広報を図るとともに、企業の取組を支援するためのパワーハラスメント対策導入マニュアルの作成及び全都道府県内でセミナーを実施した。

## 第9節 労災補償

### 1. 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、迅速かつ的確な調査を行うこと等により、引き続き標準処理期間内の処理に努めた。

労災診療費については、適正な審査を行うとともに、労災診療費算定基準の医療機関への周知徹底、誤請求の多い医療機関への指導、関係機関との連携等により、診療費の適正払いの一層の推進を図った。

### 2. 労災認定基準の的確な運用等

業務上疾病に係る労災認定基準等に基づき、業務起因性の有無について判断し、的確な労災補償に努めた。

過労死等に係る事案については、脳・心臓疾患の請求件数及び支給決定件数は近年高水準で推移し、精神障害の請求件数及び支給決定件数はともに過去最多となる中、各々の労災認定基準に基づき、迅速・適正な業務上外の決定を行った。

また、平成27年1月に、医学専門家などで構成される検討会において、放射線被ばくと膀胱がん・喉頭がん・肺がんとの関連についての医学的知見が報告書として取りまとめられたことを踏まえ、それに基づく当面の労災補償の考え方を公表するとともに、放射線業務従事者に発症した膀胱がん・喉頭がん・肺がんの

労災請求について業務上外の決定を行った。

### 3. 行政争訟に対する迅速・的確な対応

審査請求事案の処理に当たっては、事実関係の把握、争点整理等を適切に行い、審理のための処分を計画的に行うなど迅速・適正な決定に努めた。

訴訟追行については、事実関係を立証するため必要な調査・証拠収集等を迅速に行うとともに、法務当局との密接な連携の下、医学経験則、認定した事実等に基づいた論理的かつ分かりやすい主張・立証を行う等的確な対応に努めた。

## 第 10 節 関係法令の制定、改廃等

### 1. 過労死等防止対策推進法について

#### (1) 制定の趣旨

近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与すること。

#### (2) 制定内容

ア 過労死等の定義を規定した。

イ 基本理念として、過労死等の防止のための対策は、

(ア) 過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行われなければならないこと

(イ) 国、地方公共団体、事業主その他の関係する者の相互の密接な連携の下に行われなければならないこと  
を規定した。

ウ 国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を規定した。

エ 国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間（11 月）を規定した。

オ 政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関する報告書を提出しなければならないことを規定した。

カ 政府は過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めなければならないことを規定した。

キ 過労死等の防止のための対策として（ア）調査研究等、（イ）啓発、（ウ）相談体制の整備等、（エ）

民間団体の活動に対する支援を規定した。

ク 厚生労働省に、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めるに際して意見を聴く、当事者等、労働者代表者、使用者代表者及び専門的知識を有する者をもって構成される過労死等防止推進協議会を設置することとした。

ケ 政府は、過労死等に関する調査研究等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものであることを規定した。

(3) 施行期日

平成 26 年 11 月 1 日

2. 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法について

(1) 制定の趣旨

平成 25 年の臨時国会で成立した国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）の規定等を踏まえ、有期の業務に就く高度専門的知識を有する有期雇用労働者等について、労働契約法第 18 条に基づく無期転換申込権発生までの期間に関する特例を設けるもの。

(2) 制定内容

ア 特例の対象者

(ア) 「5 年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者

(イ) 定年後に有期契約で継続雇用される高齢者

イ 特例の効果

特例の対象者について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間（現行 5 年）を延長し、それぞれ次の期間は、無期転換申込権が発生しないこととした。

ア（ア）の者：一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間（上限：10 年）

ア（イ）の者：定年後引き続き雇用されている期間

なお、特例の適用に当たり、事業主は、ア（ア）の者については、労働者の教育訓練に係る休暇の付与等の、ア（イ）の者については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 11 条の規定による高年齢者雇用推進者の選任等の適切な雇用管理措置を、それぞれ実施することとし、当該雇用管理措置に係る計画について、都道府県労働局長の認定を受ける必要があることとした。

(3) 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

3. 労働安全衛生法の一部を改正する法律等について（化学物質のリスクアセスメントの実施関係、ストレスチェック及び面接指導の実施関係、受動喫煙防止措置の努力義務関係、重大な労働災害を繰り返す企業への対応関係、第 88 条第 1 項に基づく届出の廃止関係、電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定関係、外国に立地する検査機関の登録関係）

(1) 化学物質のリスクアセスメントの実施関係

ア 改正の趣旨

化学物質に起因する労働災害が依然として発生している中、印刷事業場における胆管がん事案を契



機として、人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている化学物質について、起こりうる労働災害を未然に防ぐため、事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組みを創設した。

イ 改正内容

- (ア) 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施を事業者に義務付けた。
- (イ) リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令に規定する措置を講じるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を講じることを事業者の努力義務とした。
- (ウ) 化学物質やその製剤を譲渡・提供する際にその容器又は包装に表示しなければならないこととされているもののうち、成分を削除した。

ウ 施行期日

平成 28 年 6 月 1 日

(2) ストレスチェック及び面接指導の実施関係

ア 改正の趣旨

労働者本人にストレスへの気づきを促すとともに、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組みを行うことを目的として、ストレスチェック及び面接指導の実施制度を創設した。

イ 改正内容

- (ア) 常時使用する労働者に対する医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施を事業者の義務とした。（労働者 50 人未満の事業場については当分の努力義務）
- (イ) 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とした。

ウ 施行期日

平成 27 年 12 月 1 日

(3) 受動喫煙防止措置の努力義務関係

ア 改正の趣旨

労働者の健康障害防止という観点から、事業者が、事業場の実情等を把握・分析した上で、適切な受動喫煙防止対策に取り組むことを事業者の努力義務とするもの。

イ 改正内容

受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることを事業者の努力義務とすること等を定めた。

ウ 施行期日

平成 27 年 6 月 1 日

(4) 重大な労働災害を繰り返す企業への対応関係

ア 改正の趣旨

同様の重大な労働災害が同一企業の複数の事業場で繰り返し発生する事案が散見されており、このような事案については、企業全体での改善が必要であり、実際に重大な労働災害が発生した事業場には是正を図らせるだけでは、十分に労働災害の再発防止を図ることが困難である。

こうした状況を踏まえ、厚生労働大臣が企業単位での改善計画を作成させ、改善を図らせる（計画作成指示等に従わない企業に対しては大臣が勧告し、それにも従わない企業については、名称を公表する。）仕組みを創設することとした。

#### イ 改正内容

厚生労働大臣は、重大な労働災害が発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合に事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（以下「特別安全衛生改善計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきことを指示することができることとした。

また、指示された企業が特別安全衛生改善計画の作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに厚生労働大臣が必要な措置をとるべきことを勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができることとした。

#### ウ 施行期日

平成 27 年 6 月 1 日

### (5) 安衛法第 88 条第 1 項に基づく届出の廃止関係

#### ア 改正の趣旨

一定の業種・規模の工場等で建設物又は機械等を設置・移転・変更しようとする場合に、所轄労働基準監督署への届出義務があった安衛法第 88 条第 1 項に基づく建設物等の設置等に係る事前の届出を廃止するもの。

#### イ 改正内容

建設物等の設置等に係る事前の届出（安衛法第 88 条第 1 項）を廃止した。併せて、安衛則、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）、クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）等の関係規定を削除するなど、所要の改正を行った。

#### ウ 施行期日

平成 26 年 12 月 1 日

### (6) 電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定関係

#### ア 改正の趣旨

特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加するもの。

#### イ 改正内容

(ア) 電動ファン付き呼吸用保護具を、その譲渡、貸与又は設置に際して厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければならないものに追加した。（安衛法別表第 2 第 16 号関係）

(イ) 電動ファン付き呼吸用保護具を、その製造又は輸入に際して厚生労働大臣の登録を受けた者が行う型式についての検定（以下「型式検定」という。）を受けなければならないものに追加した。

(安衛法別表第4第13号関係)

- (ウ) 電動ファン付き呼吸用保護具に係る型式検定を行うにあたり、登録に必要な要件について、登録申請者が安衛法別表第14に掲げる設備(材料試験機、ガス濃度計測器、内圧試験装置、通気抵抗試験装置、粉じん捕集効率測定装置、排気弁気密試験装置、漏れ率試験装置、最低必要風量試験装置、公称稼働時間試験装置及び騒音計)を用いて型式検定を行うものであることを規定した。(安衛法別表第14関係)

ウ 施行期日

平成26年12月1日

(7) 外国に立地する検査機関の登録関係

ア 改正の趣旨

ボイラーなど特に危険性が高い機械を製造等する際に受けなければならないこととされている検査等を行う機関(登録検査・検定機関)のうち、日本国内に事務所のない外国に立地する機関についても登録を受けられることとした。

イ 改正内容

外国登録製造時等検査機関に係る適合請求、改善請求、取消規定等を整備した。

ウ 施行期日

平成27年6月1日

4. 粉じん障害防止規則の一部改正について(「岩石又は鉱物を研磨又はばり取りする作業」を屋外において行う場合の措置関係)

(1) 改正の趣旨

屋外での岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業に伴う粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、所要の規定を定めるもの。

(2) 改正内容

屋外において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石・鉱物の研磨し、ばり取りする作業についても、屋内作業と同様に、有効な呼吸用保護具(防じんマスク)の使用を事業者に義務づけた。

(3) 施行期日

平成26年7月31日

5. 高気圧作業安全衛生規則等の一部改正について(減圧方法に係る規定等関係)

(1) 改正の趣旨

高圧作業や潜水業務について、最新の知見を踏まえ、所要の改正を行ったもの。

(2) 改正内容

改正前の規則において想定していなかった混合ガスを使用した作業にも対応できるよう、減圧停止時間を、空気のみを想定した減圧表によるものから、計算により求め、設定する方法によるものにするこ  
と等の改正を行った。

(3) 施行期日

平成27年4月1日

## 6. 労働安全衛生法施行令等の一部改正について（ジメチルー２，２－ジクロロビニルホスフェイト等の特定化学物質追加関係）

### (1) 改正の趣旨

国が専門家を参集して行った化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価の結果、ジメチルー２，２－ジクロロビニルホスフェイト（以下「DDVP」という。）について、DDVPを含む製剤の成形、加工又は包装業務におけるリスクが高いため、健康障害防止措置の導入が必要と評価され、また、クロロホルム、四塩化炭素、１，４－ジオキサン、１，２－ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）、ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）、スチレン、１，１，２，２－テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトン（以下「クロロホルム他９物質」という。）の１０物質については、有機溶剤中毒予防規則（昭和４７年労働省令第３６号。以下「有機則」という。）により一連のばく露低減措置が義務づけられているが、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、記録の保存期間の延長等の措置について検討する必要があると評価されたことから、これらを特定化学物質に追加し、各種健康障害防止措置を義務づけるため労働安全衛生法施行令（昭和４７年政令第３１８号。以下「安衛令」という。）等について、所要の改正を行ったもの。

### (2) 改正内容

#### ア 安衛令の一部改正

- (ア) 安衛法第５７条第１項の表示義務対象物として、DDVP及びこれを含有する製剤その他の物（以下「DDVP等」という。）を規定した。
- (イ) 特定化学物質の第２類物質として、DDVP等及びクロロホルム他９物質及びこれらを含有する製剤その他の物（以下「クロロホルム等」という。）を追加し、DDVP等及びクロロホルム等を製造し、又は取り扱う場合は、作業主任者の選任、作業環境測定の実施及び特殊健康診断の実施を行わなければならないこととした。
- (ウ) DDVP等及びジクロロメタン及びこれを含有する製剤その他の物（以下「ジクロロメタン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務を、安衛法第６６条第２項後段の健康診断の対象業務とした。

#### イ 特化則の一部改正

- (ア) DDVPを特化則第２条第１項第３号に規定する「特定第２類物質」として規定し、「特定第２類物質」について義務づけている各種健康障害防止措置等について、DDVP等を製造し、又は取り扱う業務についても規定した（ただし、成型、加工又は包装業務以外の業務については、労働者へのばく露の程度が低く、労働者への健康障害のおそれが低いと判断されたことから、適用を除外している。）。
- (イ) クロロホルム他９物質については、リスク評価において、「有機溶剤業務について有機溶剤中毒予防規則により一連のばく露低減措置が義務づけられているが、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、記録の保存期間の延長等の措置について検討する必要がある」とされたこと、また、これらの物質は、有機溶剤と同様に溶剤として使用される実態があり、それに応じた健康

障害防止措置を規定する必要があることから、エチルベンゼン及び1, 2-ジクロロプロパンとあわせて特化則第2条第1項第3号の2において「特別有機溶剤」として規定した。

また、クロロホルム他9物質が有機溶剤と同様に作用し、蒸気による中毒を発生させるおそれがあるため、その予防の観点から、以下①及び②の物質を「特別有機溶剤等」として規定した。

① クロロホルム他9物質及びこれらのいずれかをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物

② クロロホルム他9物質の含有量が重量の1%以下の製剤その他の物であって、クロロホルム他9物質、エチルベンゼン、1, 2-ジクロロプロパン又は有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超える製剤その他の物（特化則別表第1第37号）

さらに、クロロホルム等の労働者へのばく露の状況が現時点では把握できておらず、労働者の健康障害のおそれが高いと判断できないとされたため、屋内作業場等における有機溶剤業務以外の業務については、適用を除外した。

(ウ) DDVP等及びクロロホルム等を取り扱う業務に係る特殊健康診断の実施について、実施項目等の各種規定を整備した。

#### ウ 安衛則の一部改正

(ア) 上記ア(ア)の改正を踏まえ、表示対象となる裾切値を規定した。

(イ) ジクロロメタン等を取り扱う業務についての健康管理手帳の交付要件等を規定した。

(ウ) 安衛法第88条に基づく計画の届出をすべき機械として、DDVP等を取り扱う業務について設置が義務づけられる局所排気装置等を追加した。

#### (3) 施行期日

平成26年11月1日

#### 7. 石綿則の一部改正について（隔離等の措置、石綿含有保温材等の管理関係）

##### (1) 改正の趣旨

ア 東日本大震災被災地で行った石綿気中濃度のモニタリング調査の結果、調査対象の建築物解体工事現場の約1割において隔離空間外部への石綿の漏えい（主な漏えい箇所は前室の出入口と集じん・排気装置の排気口）が確認されたことから、隔離空間からの石綿漏えい防止対策の強化を図ったもの。

イ 国土交通省が実施した調査の結果、煙突内の石綿含有断熱材が著しく劣化している場合、隣接する機械室においても石綿の飛散が確認されたことから、石綿含有保温材等の劣化による石綿の飛散・ばく露防止対策の強化を図ったもの。

##### (2) 改正内容

ア 吹付け石綿の除去等の作業を行う場合の隔離等の措置に関し、前室について洗身室と更衣室の併設、負圧点検、集じん・排気装置について排気口からの石綿漏えいの有無の点検等を義務付けた。

イ 建築物に使用されている石綿含有保温材等の管理に関し、損傷、劣化等により粉じんを発散させ、労働者がばく露するおそれがある場合、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を義務付けた。

##### (3) 施行期日

平成26年6月1日

## 第2章 監督指導等

### 第1節 事業場監督

平成26年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、166,449件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が129,881件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が22,430件、再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が14,138件となっている。

#### 1. 定期監督等（災害時の監督を含む）

平成26年中に定期監督等を実施した事業場数129,881件を業種別にみると、建設業が45,837件と最も多く、全体の35.3%を占め、次いで製造業33,512件（同25.8%）、商業18,346件（同14.1%）、保健衛生業7,253件（同5.6%）、接客娯楽業6,696件（同5.2%）の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、90,151件で違反率は69.4%となっている。

これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率でみると、労働時間に関する違反率が30.4%で最も高く、次いで安全基準28.4%、割増賃金22.1%、健康診断20.8%、労働条件の明示16.8%、就業規則12.7%の順になっている。

#### 2. 申告監督

平成26年中に取り扱った申告件数は、31,709件（前年からの繰越しが4,620件、当該年中の新規受理が27,089件）であり、このうち、当年中に完結した件数は27,580件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が23,022件で最も多く、新規受理件数の85.0%を占め、次いで解雇の4,239件（同15.6%）の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の70.7%に当たる22,430件で、これを業種別にみると、商業4,056件（全体の18.1%）、接客娯楽業3,531件（同15.7%）、建設業3,440件（同15.3%）、その他の事業2,857件（同12.7%）、製造業2,413件（同10.8%）の順となっている。

#### 3. 再監督

平成26年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた106,472事業場の13.3%に当たる14,138件となっている。

#### 4. 使用停止等処分

平成26年中において労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舎あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から労働基準監督署長等が行った使用停止等処分件数は、6,134件である。

また、使用停止等処分事業場を業種別にみると、建設業が3,869件、製造業が1,935件であり、この2業種で全体の94.6%を占めている。

## 5. 司法処分

平成26年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、1,036件であり、その内訳は、労基法違反が400件で全体の38.6%を占め、安衛法違反が628件(同60.6%)、最賃法違反が8件(同0.8%)となっている。

これを業種別にみると、建設業が392件で全体の37.8%を占め、製造業215件(同20.8%)、商業96件(同9.3%)、接客娯楽業57件(同5.5%)の順となっており、また、工業的業種計では677件(同65.3%)、非工業的業種計では359件(同34.7%)となっている。

## 第2節 賃金不払の概況

平成26年中に、全国の労働基準監督署が取り扱った賃金不払事件(平成25年に受理し、平成26年まで処理を継続した事件を含む。以下同じ。)の総数は、件数で18,213件(前年比9.1%減)、対象労働者数で39,233人(前年比4.4%減)、金額で約131億3,502万8千円(前年比17.9%減)となっている。

このうち平成26年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で16,021件、対象労働者数で33,494人、金額で約104億5,645万円となっている。

さらに、これを業種別にみると、件数では、商業が2,946件で全体の18.4%を占め、次いで建設業の2,618件(同16.3%)、接客娯楽業の2,604件(同16.3%)の順となっている。また、対象労働者数では製造業が5,452人(同16.3%)、商業が5,395人(同16.1%)の順となっており、金額では、商業が約18億5,941万円(同17.8%)、その他の事業が約18億1,176万円(同17.3%)の順となっている。

これら平成26年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で9,917件(全体の54.5%)、対象労働者数で18,540人(同47.3%)、金額で約43億533万円(同32.8%)となっている。

## 第3章 産業安全

### 第1節 産業別労働災害発生状況

平成26年に発生した労働災害による休業4日以上之死傷者数は、全産業で119,535人であり、前年に比べ1,378人の減少となった。

産業別にみると、休業4日以上之死傷者数については製造業が最も多く27,452人で全体の23.0%、ついで建設業が17,184人で14.4%となっており、建設業と製造業とで全体の約37%を占めている。

一方、死亡者数は、全産業で1,057人であり、そのなかでは建設業が最も多く377人で全体の35.7%を占め、ついで製造業の180人（同17.0%）となっており、前年に比べ全産業で2.6%増加した。

第1表 平成26年業種別労働災害発生状況

(単位：人)

区分 業種	休業4日以上之死傷者数	死亡者数			
		平成26年 (1月～12月)	平成26年 (1月～12月)	平成25年 (1月～12月)	増減者数
全産業計	119,535	1,057	1,030	27	2.6%
製造業	27,452	180	201	-21	-10.4%
鉱業	244	13	8	5	62.5%
建設業	17,184	377	342	35	10.2%
交通運輸業	3,348	17	16	1	6.3%
陸上貨物運送事業	14,210	132	107	25	23.4%
港湾荷役業	349	5	6	-1	-16.7%
林業	1,611	42	39	3	7.7%
その他	55,137	291	311	-20	-6.4%

### 第2節 労働災害発生率の状況

平成26年における労働災害発生率を度数率（100万延べ実労働時間当たりの労働災害による休業1日以上の死傷者数）で見ると、調査産業計（総合工事業を除く。）で1.66となっている。

これを産業別にみると、度数率の最も高い産業は「生活関連サービス業、娯楽業」（4.41）であり、次いで「農業、林業」（4.36）の順となっている。



第2表 年、産業別度数率(100万延べ実労働時間当たりの死傷者数)

産業	年	22年	23年	24年	25年	26年
調査産業計 (総合工事業を除く)		1.61	1.62	1.59	1.58	1.66
農業, 林業(林業に限る。 平成23年以降は農業を含む。)	x	5.18	4.83	4.65	4.36	
鉱業, 採石業, 砂利採取業		0.74	0	0.43	0	0.33
建設業(職別・設備工事業に限る)		0.69	0.56	0.62	0.83	0.87
製造業		0.98	1.05	1.00	0.94	1.06
電気・ガス・熱供給・水道業		0.55	0.52	0.60	0.59	0.34
情報通信業 (通信業、新聞業及び出版業に限る)		0.57	0.42	0.33	0.42	0.34
運輸業, 郵便業		3.07	2.77	2.77	3.10	3.34
卸売業, 小売業		2.14	1.98	2.09	1.95	1.76
生活関連サービス業, 娯楽業 (一部の業種に限る)		4.77	4.49	4.90	4.76	4.41
医療, 福祉 (一部の業種に限る)		1.34	1.59	1.45	1.38	1.46
サービス業(他に分類されないもの) (一部の業種に限る)		3.06	3.49	3.35	3.37	2.99
総合工事業		1.56	0.85	0.83	1.25	0.91

資料出所：労働災害動向調査

(注)1 100人以上の労働者を使用する事業所を対象として休業1日以上の上業務上の死傷災害発生率を調査したものである。

2 建設業のうち総合工事業については、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上の総合工事業の工事現場を対象としたものである。

3 産業大分類の表章については、主要産業のみとしている。

4 生活関連サービス業、娯楽業は、洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る。

5 医療、福祉は、病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。

6 サービス業(他に分類されないもの)は、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。

7 「0」は労働災害による死傷者数がないもの、「x」は調査客体数が少ないため掲載しないもの、「-」は該当事業所がないものである。

8 平成23年から農業、林業のうち農業を新たな調査対象産業に追加した。

9 東日本大震災への対応について

ア 事業所調査

避難指示区域(帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域)を含む市区町村に所在する事業所を調査対象から除外して調査を行った。

イ 総合工事業調査

上半期調査については、避難指示区域を管轄する労働基準監督署の管轄地域であって、東日本大震災以前に労災保険の保険関係成立届が提出されたものについては除外して調査を行った。

下半期調査については、上半期で工期が終了した工事現場を調査対象から除外し、他の工事現場を代替抽出した。その際、避難指示区域を管轄する労働基準監督署の管轄地域であって、東日本大震災以前に労災保険の保険関係成立届が提出されたものについては抽出の対象外とした。

### 第3節 重大災害の発生状況

重大災害は、昭和43年の480件を最高に、減少傾向にあったが、昭和60年の141件以降増加傾向に転じている。

平成26年に発生した一時に3人以上の死傷者を伴う重大災害は、292件で前年に比べて48件（対前年比14.1%）減少し、これによる死傷者は1,536人で、前年より22人（同1.4%）減少した。また、死亡者数は57人で2人（同3.6%）増加した。

重大災害発生件数を産業別に分類すると、建設業が最も多く130件で全体の44.5%を占め、次いで製造業の59件となっており、この2つの業種で全体の約65%を占めている。重大災害を原因別にみると交通事故によるものが最も多く147件（50.3%）となっている。次いで中毒・薬傷50件（17.1%）、火災・高熱物が14件（4.8%）等となっている。

## 第4章 労働衛生

### 第1節 業務上疾病の発生状況

平成26年の業務上疾病者数は全産業で7,415人であった。

これを産業別にみると、保健衛生業が1,715人で全体の約23%を占め最も多い。

第1表 業務上疾病の発生状況

業務 区分	製 造 業	織 維 工 業	化 学 工 業	製 薬 業 土 石 製 品	金 属 工 業	機 械 器 具 工 業	鉱 業	建 設 業	運 輸 交 通 業	貨 物 取 扱 業	そ の 他 の 事 業	合 計
平成22年(人)	1,745	19	178	151	309	434	138	881	956	88	4,308	8,111
対前年比(%)	117.5	63.3	122.8	107.1	110.4	134.8	97.9	122.7	103.1	107.3	104.0	108.3
疾病件数 年千人率	0.2	0.1	0.2	0.5	0.3	0.1	5.0	0.3	0.4	0.8	0.1	0.2
平成23年(人)	1,624	22	167	133	293	408	117	800	922	87	4,229	7,779
対前年比(%)	93.1	115.8	93.8	88.1	94.8	94.0	84.8	90.8	96.4	98.9	98.3	95.9
疾病件数 年千人率	0.2	0.1	0.2	0.5	0.3	0.1	4.3	0.3	0.4	0.7	0.1	0.2
平成24年(人)	1,479	29	125	128	244	358	107	745	912	104	4,396	7,743
対前年比(%)	91.1	131.8	74.9	96.2	83.3	87.7	91.5	93.1	98.9	119.5	103.9	99.5
疾病件数 年千人率	0.2	0.2	0.1	0.5	0.2	0.1	4.4	0.2	0.4	0.8	0.1	0.1
平成25年(人)	1,389	29	125	105	277	301	97	733	887	103	4,101	7,310
対前年比(%)	93.9	100.0	100.0	82.0	113.5	84.1	90.7	98.4	97.3	99.0	93.3	94.4
疾病件数 年千人率	0.1	0.2	0.1	0.4	0.3	0.1	4.0	0.2	0.4	0.8	0.1	0.1
平成26年(人)	1,459	27	161	112	262	311	61	705	860	107	4,223	7,415
対前年比(%)	105.0	93.1	128.8	106.7	94.6	103.3	62.9	96.2	97.0	103.9	103.0	101.4
疾病件数 年千人率	0.1	0.2	0.1	0.4	0.3	0.1	6.4	0.2	0.4	0.8	0.1	0.1

資料出所：厚生労働省労働基準局「業務上疾病調」

(注) 1 業種は、疾病者数の多いものを選んだ。

疾病者数

2 疾病者数年千人率 =  $\frac{\text{疾病者数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$

労働基準法適用労働者数

## 第2節 じん肺発生状況

じん肺健康診断は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺法に基づくじん肺管理区分が管理1に該当する者は3年以内ごとに1回、管理2または管理3の者は1年以内ごとに1回、事業者が実施することになっている。

じん肺健康診断の結果に基づく、じん肺管理区分の決定状況をみると、第2表のとおりである。これによると、じん肺有所見者数、有所見率とも減少傾向にある。

第2表 じん肺管理区分の決定状況

年	項目 じん肺健康診断 受診労働者数 (A)	管理2	管理3	管理4	有所見 者数 (B)	合併症 り患 者数	有所見率 (%) (B)/(A)×100
昭和62	237,310	29,111	4,645	93	33,849	104	14.3
63	228,425	27,164	4,209	64	31,437	60	13.8
平成元年	219,624	25,364	3,864	66	29,294	63	13.3
5	219,607	19,888	3,138	36	23,062	27	10.5
10	206,138	13,514	1,993	22	15,529	20	7.5
15	183,961	6,380	912	12	7,304	8	4.0
20	244,993	4,146	592	14	4,752	4	1.9
22	243,636	3,445	459	11	3,915	9	1.6
23	234,477	2,843	378	14	3,235	6	1.4
24	235,923	2,633	324	8	2,965	7	1.3
25	243,740	2,186	295	12	2,493	5	1.0
26	251,730	1,967	246	12	2,225	1	0.9

資料出所：じん肺健康管理実施結果調

(注) 1 本統計中には、随時申請によるものは含まれていない。

2 じん肺管理区分の管理4は、療養を要するもの。

### 第3節 過労死等に係る労災補償状況

#### 第1表 脳・心臓疾患の労災補償状況

区分		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
脳・心臓疾患	請求件数		802	898	842	784	763
	決定件数		696	718	741	683	637
	うち支給決定件数		285	310	338	306	277
うち死亡	請求件数		270	302	285	283	242
	決定件数		272	248	272	290	245
	うち支給決定件数		113	121	123	133	121

#### 第2表 精神障害の労災補償状況

区分		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
精神障害	請求件数		1,181	1,272	1,257	1,409	1,456
	決定件数		1,061	1,074	1,217	1,193	1,307
	うち支給決定件数		308	325	475	436	497
うち自殺 (未遂を含む。)	請求件数		171	202	169	177	213
	決定件数		170	176	203	157	210
	うち支給決定件数		65	66	93	63	99

## 第4節 定期健康診断の実施状況

常時 50 人以上の労働者を使用する事業者から報告のあった定期健康診断の実施状況は第3表のとおりである。

第3表 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)(平成26年)

目 項	項 目 別 の 有 所 見 率												所
	聴 力 ( 1000 H z )	聴 力 ( 4000 H z )	胸 部 X 線 検 査	喀 痰 検 査	血 圧	貧 血 検 査	肝 機 能 検 査	血 中 脂 質 検 査	血 糖 検 査	尿 検 査 ( 糖 )	尿 検 査 ( 蛋 白 )	心 電 図 検 査	(注)
有所見率	3.6	7.5	4.2	1.9	15.1	7.4	14.6	32.7	10.4	2.5	4.2	9.7	53.2

資料：定期健康診断結果調

(注) 「所見のあった者の割合」は、安衛則第44条および第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く。)の人数を受診者数で割った値である。

## 第5節 特殊健康診断の実施状況

一定の有害業務に常時従事する労働者に対しては、特別の項目による健康診断の実施を事業者に義務付けている。

現在、法令で特別の項目による健康診断の実施が義務づけられている業務は、①粉じん作業（じん肺法（昭和35年法律第30号））、②鉛業務（鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号））、③四アルキル鉛等業務（四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号））、④放射線業務（電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号））、⑤高圧室内業務及び潜水業務（高気圧作業安全衛生規則）、⑥特定化学物質等の業務（特化則）、⑦有機溶剤業務（有機則）、⑧石綿等の業務（石綿則）の8業務である。

また、騒音、VDT機器に係る業務等については、行政通達で特別の項目による健康診断の実施を勧奨している。

これらの特殊健康診断の状況は第4表に示すとおりである。

これによると特殊健康診断実施事業場数は約10万事業場（前年比9.8%増）、受診者数は約223万人（前年比6.1%増）、有所見率は6.0%であった。

第4表 特殊健康診断実施状況

年	項目	実施事業所数	受診者数 (A)	有所見者数 (B)	有所見率(%) (B)/(A)
昭和35年		5,543	197,798	27,617	14.0
40		8,927	226,979	24,048	10.6
45		14,865	304,793	30,735	10.1
50		30,446	557,224	29,962	5.4
55		71,976	1,213,867	30,546	2.5
60		81,689	1,436,463	24,429	1.7
平成元年		80,242	1,415,940	25,015	1.8
5		76,986	1,553,650	52,353	3.4
10		78,099	1,606,353	93,438	5.8
15		79,055	1,637,878	97,328	5.9
20		91,016	2,099,488	135,540	6.5
22		92,879	2,138,360	134,272	6.3
23		90,217	2,093,544	129,499	6.2
24		92,394	2,101,445	131,454	6.3
25		101,452	2,229,617	134,434	6.0
26		110,489	2,347,420	135,678	5.8

資料出所：特殊健康診断実施結果調

(注) 有機溶剤、鉛健康診断は平成元年10月より項目等が変更されている。

## 第6節 新規化学物質の届出件数及び名称公表件数

### 1. 新規化学物質の届出件数

化学物質の有害性調査制度に係る新規化学物質の届出件数は、第1表のとおりである。

第1表 新規化学物質の届出件数

年	区分	件数		
		製造	輸入	計
	昭和54年～昭和63年	3,223	615	3,838
	平成元年～平成5年	2,410	304	2,714
	平成6年～平成10年	2,585	398	2,983
	平成11年～平成15年	2,915	517	3,432
	平成16年～平成20年	5,133	1,138	6,271
	21	966	264	1,230
	22	1,055	228	1,283
	23	1,132	279	1,411
	24	1,009	254	1,263
	25	797	214	1,011
	26	806	246	1,052
	計	22,031	4,457	26,488

### 2. 新規化学物質の名称公表件数

化学物質の有害性調査制度に係る新規化学物質の名称公表件数は、第2表のとおりである。

第2表 新規化学物質の名称公表件数

年	件数
昭和54年～昭和63年	3,209
平成元年～平成5年	2,477
平成6年～平成10年	2,958
平成11年～平成15年	3,040
平成16年～平成20年	5,606
21	1,064
22	1,158
23	1,221
24	1,160
25	1,059
26	878
計	23,830



## 第5章 機構・定員及び予算

### 第1節 行政機構

労働基準監督機関の機構は、本省の下に、都道府県労働局(47局)、労働基準監督署(321署)及び支署(4)が置かれている(平成27年3月31日現在)。

### 第2節 職員の定員

平成26年度の全国の労働基準監督官数は第1表のとおり3,954人となり前年度に比し6人増であった。

第1表 本省・局・署別

計	本省	都道府県労働局	労働基準監督署
3,954人	40人	707人	3,207人

### 第3節 予算

平成26年度一般会計予算額は第2表のとおり4,073百万円である。

また、特別会計(労災勘定)にあつては、1,067,701百万円である。

労働安全衛生対策費	17,357,193千円
独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	1,836,915千円
独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	121,060千円
保険給付費	776,065,678千円
職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	9,246,616千円
職務上年金給付費等交付金	6,067,770千円
社会復帰促進等事業費	149,672,904千円
独立行政法人労働者健康福祉機構運営費	7,111,072千円
独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	2,640,064千円
仕事生活調和推進費	1,798,453千円
中小企業退職金共済等事業費	1,947,030千円
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	111,224千円
独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	66,985千円
個別労働紛争対策費	993,413千円
業務取扱費	48,796,148千円
施設整備費	808,017千円
保険料返還金等徴収勘定へ繰入	36,260,026千円
予備費	6,800,000千円
歳出合計	1,067,700,568千円

第2表 平成26年度予算の概要

(単位：千円)

区	分	合計
1	一般行政に必要な経費	25,495
	(1) 経常事務費	15,044
	(2) 労働金庫監督検査対策費	9,080
	(3) 社会保険労務士制度の適正な運営に必要な経費	1,371
2	審議会等に必要な経費	24,857
	(1) 経常事務費	24,857
3	労働保険の審査に必要な経費	34,707
	(1) 経常事務費	34,707
4	中小企業退職金共済制度実施に必要な経費	2,073
	(1) 中小企業退職金共済制度実施費	2,073
5	労働条件政策に必要な経費	65,270
	(1) 労働条件確保対策推進費	65,270
6	監督行政に必要な経費	275,303
	(1) 経常事務費	107,437
	(2) 労働条件確保対策推進費	144,809
	(3) 司法事務効率化推進費	23,057
7	労働災害防止対策に必要な経費	56,387
	(1) 経常事務費	54,208
	(2) 外国における特定機械等検査経費	977
	(3) 規制緩和推進に必要な経費	1,202
8	賃金労働時間行政に必要な経費	5,625
	(1) 賃金制度改善指導等経費	5,625
9	最低賃金制度実施に必要な経費	492,785
	(1) 基準的行政経費	41,584
	(2) 最低賃金調査等経費	37,897
	(3) 最低賃金専門部会等開催費	246,339
	(4) 最低賃金履行確保対策経費	18,200
	(5) 最低賃金減額特例許可関係経費	148,765
10	最低賃金の引き上げに向けた中小企業の支援に必要な経費	2,751,217
11	労働者災害補償保険に必要な経費	205,215
12	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金に必要な経費	133,809
	合計	4,072,743

## 附 属 資 料

1. 年次別監督実施状況
2. 業種別・規模別適用事業場数
3. 業種別・規模別適用労働者数
4. 定期監督等実施状況・法違反状況
5. 申告処理状況（家内労働法関係を除く。）
6. 再監督実施状況
7. 使用停止等命令処分等実施状況
8. 家内労働監督実施状況及び措置状況
9. 許可及び認定等件数
10. 送検事件状況
11. 送検結果の推移
12. 賃金不払状況
13. 未払賃金の立替払事業の実施状況
14. 社内預金管理状況の推移
15. 業種別死傷者数の推移(休業4日以上)
16. 業種別・都道府県別死傷災害発生状況
17. 業種別・事故の型別死傷者数(休業4日以上)
18. 業種別・起因物別死傷者数(休業4日以上)
19. 業種別・年齢別労働災害発生状況
20. 業種別・都道府県別死亡災害発生状況
21. 業種別・原因別重大災害発生状況
22. 業務上疾病発生状況（業種別・疾病別）
23. 定期健康診断実施結果（業種別）
24. 特殊健康診断実施状況（対象作業別）
25. 業種別・じん肺健康管理実施状況
26. 最低賃金決定状況
27. 家内労働法適用状況
28. 労働基準行政機構図
29. 労働基準行政所掌法令



## 1. 年次別監督実施状況

年	定期監督等	申告監督	再監督	計
昭和 23 年	181,636 (94.9)	9,681 (5.1)	-	191,317 (100.0)
30	154,546 (64.0)	37,989 (15.7)	48,992 (20.3)	241,527 (100.0)
35	135,909 (73.4)	18,517 (10.0)	30,746 (16.6)	185,172 (100.0)
40	191,053 (80.4)	16,506 (6.9)	30,211 (12.7)	237,770 (100.0)
45	233,946 (79.1)	23,873 (8.1)	37,849 (12.8)	295,668 (100.0)
50	165,483 (80.3)	20,327 (9.9)	20,249 (9.8)	206,059 (100.0)
55	167,850 (81.9)	18,174 (8.9)	18,886 (9.2)	204,910 (100.0)
60	173,438 (84.1)	15,644 (7.6)	17,133 (8.3)	206,215 (100.0)
平成 2 年	156,401 (87.3)	9,052 (5.1)	13,676 (7.6)	179,129 (100.0)
7	175,875 (86.7)	15,759 (7.8)	11,277 (5.6)	202,911 (100.0)
12	147,773 (79.9)	27,133 (14.7)	9,958 (5.4)	184,864 (100.0)
17	122,734 (74.8)	31,206 (19.0)	10,201 (6.2)	164,141 (100.0)
18	118,872 (73.8)	31,308 (19.4)	10,878 (6.8)	161,058 (100.0)
19	126,499 (75.0)	31,426 (18.6)	10,808 (6.4)	168,733 (100.0)
20	115,993 (72.9)	33,238 (20.9)	9,859 (6.2)	159,090 (100.0)
21	100,535 (68.5)	36,444 (24.8)	9,881 (6.7)	146,860 (100.0)
22	128,959 (73.9)	33,077 (19.0)	12,497 (7.2)	174,533 (100.0)
23	132,829 (75.7)	29,442 (16.8)	13,261 (7.6)	175,532 (100.0)
24	134,295 (77.4)	25,418 (14.6)	13,807 (8.0)	173,520 (100.0)
25	140,499 (78.9)	23,408 (13.1)	14,226 (8.0)	178,133 (100.0)
26	129,881 (78.0)	22,430 (13.5)	14,138 (8.5)	166,449 (100.0)

- (注) 1 ( )内は監督実施件数に対する種類別監督実施件数の割合を示す。  
 2 各年とも1月1日から12月31日までの件数を示すが、昭和40年については4月1日から翌年3月31日までの件数を示す。  
 3 家内労働法関係の監督を除いている。

## 2. 業種別・規模別適用事業場数

(平成21年7月1日現在)

業種		規模		合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
1号	食料品製造業			49,343	28,694	11,700	3,595	2,921	1,973	460
	繊維工業			12,418	10,041	1,553	364	275	159	26
	衣服その他の繊維製品製造業			24,237	18,124	4,328	858	642	262	23
	木材・木製品製造業			11,636	8,868	2,070	401	203	88	6
	家具・装備品製造業			16,281	13,719	1,858	329	205	141	29
	パルプ・紙・紙加工品製造業			10,825	6,423	2,666	770	623	299	44
	印刷・製本業			29,877	22,289	4,994	1,264	886	371	73
	化学工業			40,188	24,272	9,111	2,766	2,202	1,400	437
	窯業土石製品製造業			17,671	11,199	4,750	908	487	264	63
	鉄鋼業			6,051	3,176	1,651	473	412	252	87
	非鉄金属製造業			4,613	2,593	1,094	350	300	206	70
	金属製品製造業			53,059	38,296	10,272	2,281	1,423	671	116
	一般機械器具製造業			63,528	44,572	11,658	3,068	2,294	1,449	487
	電気機械器具製造業			29,795	16,050	6,925	2,280	2,053	1,655	832
運送用機械等製造業			17,526	9,936	3,874	1,296	1,074	864	482	
電気・ガス・水道業			6,156	3,161	1,965	488	311	201	30	
その他の製造業			164,013	139,705	17,817	3,384	2,048	926	133	
小計			557,217	401,118	98,286	24,875	18,359	11,181	3,398	
2号	石炭鉱業			15	6	7	0	1	0	1
	土石採取業			2,272	1,635	547	69	17	3	1
	その他の鉱業			166	104	31	12	6	10	3
	小計			2,453	1,745	585	81	24	13	5
3号	建設業			434,890	358,990	61,976	8,154	4,089	1,453	228
4号	鉄道・軌道・水運・航空業			9,029	4,551	2,287	800	669	582	140
	道路旅客運送業			13,703	5,176	3,481	1,642	1,816	1,467	121
	道路貨物運送業			67,889	27,610	25,630	7,904	4,784	1,780	181
	その他の運輸交通業			854	341	332	84	47	39	11
小計			91,475	37,678	31,730	10,430	7,316	3,868	453	
5号	貨物取扱業			6,326	3,495	1,722	513	379	196	21
工業的業種計			1,092,361	803,026	194,299	44,053	30,167	16,711	4,105	
6号	農業			12,381	9,548	2,223	389	161	59	1
	林業			4,157	2,907	952	184	90	24	0
	小計			16,538	12,455	3,175	573	251	83	1
7号	畜産業			6,349	4,992	1,043	183	94	35	2
	水産業			3,457	2,362	911	110	60	13	1
	小計			9,806	7,354	1,954	293	154	48	3
8号	卸売業			334,426	252,643	62,169	10,702	6,037	2,446	429
	小売業			825,674	648,968	140,086	18,767	12,069	5,010	774
	理美容業			129,199	123,468	5,323	300	85	21	2
	その他の商業			172,503	148,723	17,580	3,093	1,917	985	205
	小計			1,461,802	1,173,802	225,158	32,862	20,108	8,462	1,410
9号	金融業			77,911	40,689	26,999	6,120	2,733	1,051	319
	広告・あつせん業			59,967	52,155	6,063	921	554	226	48
	小計			137,878	92,844	33,062	7,041	3,287	1,277	367
10号	映画・演劇業			7,152	5,038	1,232	331	383	144	24
11号	通信業			41,391	32,039	6,033	1,212	970	811	326
12号	教育・研究業			179,668	100,143	47,958	17,610	9,233	3,662	1,062
13号	医療保健業			187,057	148,411	26,042	3,447	3,237	4,264	1,656
	社会福祉施設			122,083	54,934	44,381	12,058	8,733	1,918	59
	その他の保健衛生業			7,507	5,363	1,418	419	242	62	3
小計			316,647	208,708	71,841	15,924	12,212	6,244	1,718	
14号	旅館業			34,497	22,242	8,288	1,894	1,240	708	125
	飲食店			438,147	343,874	75,277	13,969	4,449	536	42
	その他の接客娯楽業			53,977	31,287	15,198	4,508	2,424	525	35
	小計			526,621	397,403	98,763	20,371	8,113	1,769	202
15号	清掃・と畜業			48,194	28,272	11,928	3,285	2,502	1,768	439
16号	官公署			41,172	21,372	9,520	3,336	3,222	2,690	1,032
17号	その他の事業			396,589	315,715	51,018	12,193	9,757	6,207	1,699
非工業的業種計			3,183,458	2,395,145	561,642	115,031	70,192	33,165	8,283	
合			4,275,819	3,198,171	755,941	159,084	100,359	49,876	12,388	

注：本表は平成21年経済センサス-基礎調査（総務省統計局）より算出したものです。

### 3. 業種別・規模別適用労働者数

(平成21年7月1日現在)

業種		規模	合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
1号	食料品製造業		1,192,565	109,597	198,842	137,121	202,256	322,030	222,719
	繊維工業		126,653	27,779	25,694	13,606	19,127	25,257	15,190
	衣服その他の繊維製品製造業		256,064	59,392	69,077	32,575	43,686	38,937	12,397
	木材・木製品製造業		108,922	30,008	33,253	15,216	13,463	13,726	3,256
	家具・装備品製造業		134,602	38,879	29,819	12,327	14,116	22,793	16,668
	パルプ・紙・紙加工品製造業		209,061	23,800	45,368	29,420	43,310	46,979	20,184
	印刷・製本業		365,105	71,461	83,450	47,980	61,023	56,411	44,780
	化学工業		1,008,659	89,165	154,889	105,544	152,578	226,642	279,841
	窯業土石製品製造業		270,358	41,420	76,476	34,019	32,803	42,200	43,440
	鉄鋼業		207,270	12,776	28,384	18,217	28,555	41,060	78,278
	非鉄金属製造業		140,528	9,548	18,483	13,467	21,022	33,440	44,568
	金属製品製造業		651,558	128,602	168,003	85,902	96,909	105,800	66,342
	一般機械器具製造業		1,187,851	147,663	194,569	116,930	157,508	233,068	338,113
	電気機械器具製造業		1,366,617	58,730	119,901	87,409	144,264	273,368	682,945
運送用機械等製造業		952,794	36,091	66,210	49,374	75,505	144,817	580,797	
電気・ガス・水道業		129,816	12,988	32,578	18,564	21,124	29,273	15,289	
その他の製造業		1,175,880	408,663	283,959	127,205	139,393	144,127	72,533	
小計		9,484,303	1,306,562	1,628,955	944,876	1,266,642	1,799,928	2,537,340	
2号	石炭鉱業		536	40	110	0	51	0	335
	土石採取業		19,169	6,587	8,311	2,542	1,045	359	325
	その他の鉱業		4,440	351	525	432	404	1,279	1,449
	小計		24,145	6,978	8,946	2,974	1,500	1,638	2,109
3号	建設業		3,106,655	1,194,761	957,650	304,861	273,730	224,761	150,892
4号	鉄道・軌道・水運・航空業		332,304	19,604	39,010	30,226	46,663	98,831	97,970
	道路旅客運送業		560,942	20,642	61,334	63,817	127,509	232,656	54,984
	道路貨物運送業		1,550,223	126,944	443,165	299,505	322,944	264,491	93,174
	その他の運輸交通業		25,452	1,382	5,691	3,143	3,313	6,414	5,509
小計		2,468,921	168,572	549,200	396,691	500,429	602,392	251,637	
5号	貨物取扱業		128,913	13,636	29,609	19,596	26,153	29,349	10,570
工	業的業種計		15,212,937	2,690,509	3,174,360	1,668,998	2,068,454	2,658,068	2,952,548
6号	農業		103,280	33,355	35,126	14,501	10,667	9,312	319
	林業		42,492	10,253	16,071	6,787	5,780	3,601	0
	小計		145,772	43,608	51,197	21,288	16,447	12,913	319
7号	畜産業		54,159	17,531	16,599	6,773	6,220	6,205	831
	水産業		34,092	8,890	14,492	4,147	4,200	2,023	340
	小計		88,251	26,421	31,091	10,920	10,420	8,228	1,171
8号	卸売業		3,365,109	904,722	988,752	401,090	406,885	374,915	288,745
	小売業		7,051,066	2,093,376	2,227,515	702,942	826,184	763,166	437,883
	理美容業		378,388	280,776	76,251	10,969	5,419	3,162	1,811
	その他の商業		1,187,023	379,259	281,371	116,611	130,153	154,870	124,759
	小計		11,981,586	3,658,133	3,573,889	1,231,612	1,368,641	1,296,113	853,198
9号	金融業		1,451,023	150,903	461,726	228,159	180,415	165,898	263,922
	広告・あっせん業		389,418	159,809	92,700	34,468	37,926	35,922	28,593
	小計		1,840,441	310,712	554,426	262,627	218,341	201,820	292,515
10号	映画・演劇業		107,379	16,990	19,991	12,905	26,660	20,496	10,337
11号	通信業		693,529	141,718	92,841	46,121	66,834	139,118	206,897
12号	教育・研究業		3,864,147	348,638	841,740	661,797	626,099	568,749	817,124
13号	医療保健業		3,064,000	623,969	386,874	130,085	230,199	738,586	954,287
	社会福祉施設		2,361,418	248,237	777,406	453,311	597,528	256,225	28,711
	その他の保健衛生業		83,340	17,395	23,834	15,922	16,401	8,513	1,275
小計		5,508,758	889,601	1,188,114	599,318	844,128	1,003,324	984,273	
14号	旅館業		547,327	76,064	137,049	71,011	85,376	112,104	65,723
	飲食店		3,224,918	1,051,815	1,262,949	511,553	288,431	73,152	37,018
	その他の接客娯楽業		830,622	111,305	262,494	169,355	161,571	74,448	51,449
小計		4,602,867	1,239,184	1,662,492	751,919	535,378	259,704	154,190	
15号	清掃・と畜業		1,145,485	109,337	199,379	125,058	173,444	288,915	249,352
16号	官公署		1,873,879	68,632	164,710	127,221	224,908	452,616	835,792
17号	その他の事業		5,029,178	921,923	826,136	462,623	675,645	996,723	1,146,128
非	工業的業種計		36,881,272	7,774,897	9,206,006	4,313,409	4,786,945	5,248,719	5,551,296
合	計		52,094,209	10,465,406	12,380,366	5,982,407	6,855,399	7,906,787	8,503,844

注：本表は平成21年経済センサス-基礎調査（総務省統計局）より算出したものです。









事 項 業 種	違 反 状 況																			
	勞 働 安 全 衛 生 法																65			
	30 条 特 定 元 方 事 業 者 等	31 条 注 文 者	32 条 請 負 人	33 ・ 34 条 機 械 建 築 等 物 貸 与 者	37 条 製 造 の 許 可	38 ・ 40 条 査 査 、 使 用 の 制 限	42 ・ 43 条 譲 渡 等 の 制 限	44条 ・ 44の 条2 査 査	45 条 定 期 自 主 査 査	55 ・ 56 条 製 造 等 の 禁 止 可 示	57 条 表	59 ・ 60 条 安 全 衛 生 教 育	61 条 就 業 制 限	(作業環境測定)	労働安全衛生規則	有機溶剤中毒防止法		条 鉛 中 毒 予 防 規 則	障 害 予 防 規 則	石 綿 障 害 予 防 規 則
1号	食 料 品 製 造 業	3				7	2	1	417		1	134	92	91	5	40		5		
	織 維 工 業						2		60			11	14	38		34		5		
	衣服その他の繊維製品製造業					1			24			5	7	10		10				
	木材・木製品製造業		1					2	252		1	36	49	91	20	62		17		
	家具・装備品製造業					1			129			8	16	107		100		11		
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1				1			89			14	26	46	1	41		3		
	印刷・製本業								117		2	12	20	158		153		9		
	化学工業		7			6	2		525		1	114	84	413	1	338		103		
	窯業土石製品製造業	2	1					2	202	1	1	59	55	93		34		24		
	鉄 鋼	2							101			41	32	110	7	43	1	25		
	非鉄金属製造業		1						83			14	12	55	4	18	4	19		
	金属製品製造業	2	1			13	5	1,618		1	506	331	614	7	402	1	214			
	一般機械器具製造業		1			6	4		615		4	192	107	329	1	245	2	113		
	電気機械器具製造業					3	3	1	281		2	49	11	230	1	187	5	55		1
	輸送用機械等製造業	7	45			1	4		286		11	101	47	177	7	135	1	44		
	電気・ガス・水道業	2							18			4	1	8		5		4		
	その他の製造業		2			2	2	1	511		1	130	100	584		526	1	239		
	小 計	19	59		1	1	41	28	4 5,328	1	25	1,430	1,004	3,154	54	2,373	15	890		1
2号	石 炭 鉱 業																			
	土 石 採 取 業	1							27			7	6	1						
	その他の鉱業													1				1		
	小 計	1							27			7	6	2				1		
3号	土 木 工 事 業	155	396	2	2	1	2		382			95	222	16	3	6		1		
	建 築 工 事 業	780	4,125	19	8	3	8		350			138	170	34		14		6		
	その他の建設業	66	179	6	6	1	1		110		1	58	68	15		9		5		
	小 計	1,001	4,700	27	16	5	11		842		1	291	460	65	3	29		12		
4号	鉄道・軌道・水運・航空業								2			1	1	2		2		2		
	道路旅客運送業								3			2		12		11		7		
	道路貨物運送業		2			2			314			24	61	16	1	13		6		
	その他の運輸交通業					1			2				1							
	小 計		2			3			321			27	63	30	1	26		15		
5号	陸上貨物取扱業					1			16			1	3							
	港湾運送業								8				1							
	小 計					1			24			1	4							
1 ~ 5号計		1,021	4,761	27	17	1	50	39	4 6,542	1	26	1,756	1,537	3,251	58	2,428	15	918		1
6号	農 業								41			22	13	6				1		
	林 業								27			23	2	1		1		1		
	小 計								68			45	15	7		1		2		
7号	畜 産 業								44			21	40	6		2		4		
	水 産 業							1	21			3	7	2	1	1				
	小 計							1	65			24	47	8	1	3		4		
8号	卸 売 業		1						179	1	3	25	62	39	2	32		14		
	小 売 業		1						168	2	2	47	55	72		62		27		
	理 美 容 業								1			1		1		1		1		
	その他の商業		2		1				42			6	17	6		5		1		
	小 計		4		1				390	3	5	79	134	118	2	100		43		
9号	金 融 業								1					5						
	広告・あつせん業	1	2						1											
	小 計	1	2						2					5						
10号	映 画 ・ 演 劇 業	1														2		1		
11号	通 信 業								1					1						
12号	教 育 ・ 研 究 業								38	2		6	1	50		43		24		
13号	医 療 保 健 業					1			29			5		27		11		18		3
	社 会 福 祉 施 設								4			11	2	7		5		1		
	その他の保健衛生業								1			2		3		2		2		
	小 計					1			34			18	2	37		18		21		3
14号	旅 館 業					1			4			5	2							
	飲 食 店								1			6								
	その他の接客娯楽業								17			6	1							
	小 計					1			22			17	3							
15号	清 掃 ・ と 畜 業		2				1	1	105	1		17	56	17		5	1	1		
16号	官 公 署											2	1							
17号	派 遣 業								2			3	1							
	その他の事業	2	6		1				56			14	14	54		43		20		
	小 計	2	6		1				58			17	15	54		43		20		
6 ~ 17号計		4	14		2		3	3	1 783	6	5	225	280	293	3	214	1	116		3
合 計		1,025	4,775	27	19	1	53	42	5 7,325	7	31	1,981	1,817	3,544	61	2,642	16	1034		4





## 6. 再監督実施状況（平成26年）

業 種	事 項	再監督実施事業場数	完全是正事業場数	完全是正率（％）
1号	食料品製造業	788	306	38.8
	繊維工業	84	43	51.2
	衣服その他の繊維製品製造業	119	51	42.9
	木材・木製品製造業	207	95	45.9
	家具・装備品製造業	198	71	35.9
	パルプ・紙・紙加工品製造業	119	49	41.2
	印刷・製本業	339	139	41.0
	化学工業	367	153	41.7
	窯業土石製品製造業	148	68	45.9
	鉄鋼業	117	48	41.0
	非鉄金属製造業	55	22	40.0
	金属製品製造業	1,368	506	37.0
	一般機械器具製造業	548	218	39.8
	電気機械器具製造業	273	122	44.7
	輸送用機械等製造業	306	146	47.7
電気・ガス・水道業	4	4	100.0	
その他の製造業	581	211	36.3	
小計	5,621	2,252	40.1	
2号	石炭鉱業			
	土石採取業	25	15	60.0
	その他の鉱業	2	2	100.0
小計	27	17	63.0	
3号	土木工事業	301	206	68.4
	建築工事業	1,932	1,444	74.7
	その他の建設業	312	201	64.4
小計	2,545	1,851	72.7	
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	9	6	66.7
	道路旅客運送業	193	57	29.5
	道路貨物運送業	663	221	33.3
	その他の運輸交通業	5		
小計	870	284	32.6	
5号	陸上貨物取扱業	49	17	34.7
	港湾運送業	6	3	50.0
	小計	55	20	36.4
1～5号計	9,118	4,424	48.5	
6号	農業	47	17	36.2
	林業	8	3	37.5
	小計	55	20	36.4
7号	畜産業	30	12	40.0
	水産業	19	7	36.8
	小計	49	19	38.8
8号	卸売業	513	213	41.5
	小売業	1,124	465	41.4
	理美容業	72	21	29.2
	その他の商業	177	81	45.8
小計	1,886	780	41.4	
9号	金融業	53	31	58.5
	広告・あっせん業	104	35	33.7
	小計	157	66	42.0
10号	映画・演劇業	30	9	30.0
11号	通信業	26	12	46.2
12号	教育・研究業	222	76	34.2
13号	医療保健業	184	94	51.1
	社会福祉施設	473	234	49.5
	その他の保健衛生業	34	13	38.2
	小計	691	341	49.3
14号	旅館業	243	88	36.2
	飲食店業	495	157	31.7
	その他の接客娯楽業	115	38	33.0
	小計	853	283	33.2
15号	清掃・と畜業	256	107	41.8
16号	官公署			
17号	派遣業	69	21	30.4
	その他の事業業	726	284	39.1
	小計	795	305	38.4
6～17号計	5,020	2,018	40.2	
合 計	14,138	6,442	45.6	

## 7. 使用停止等命令処分等実施状況（平成26年）

業 種	事 項	使用停止等処分事業場数	緊急措置命令事業場数
1号	食 料 品 製 造 業	335	
	織 維 工 業	36	
	衣服その他の繊維製品製造業	24	
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	164	
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	115	
	パルプ・紙・紙加工品製造業	60	
	印 刷 ・ 製 本 業	27	
	化 学 工 業	163	
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業	93	
	鉄 鋼 製 造 業	35	
	非 鉄 金 属 製 造 業	33	
	金 属 製 品 製 造 業	398	
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	136	
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	51	
輸 送 用 機 械 等 製 造 業	106		
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	1		
そ の 他 の 製 造 業	158		
小 計	1,935		
2号	石 炭 採 取 業	30	
	土 石 の 他 の 採 取 業	30	
	小 計	30	
3号	土 木 工 事 業	295	
	建 築 工 事 業	3,326	
	そ の 他 の 建 設 業	248	
小 計	3,869		
4号	鉄 道 ・ 軌 道 ・ 水 運 ・ 航 空 業	1	
	道 路 旅 客 運 送 業	1	
	道 路 貨 物 運 送 業	30	
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業	32	
小 計	32		
5号	陸 上 貨 物 取 扱 業	3	
	港 湾 運 送 業	3	
小 計	3		
1 ～ 5 号 計		5,869	
6号	農 業	14	
	林 業	7	
小 計	21		
7号	畜 産 業	12	
	水 産 業	8	
小 計	20		
8号	卸 売 業	48	
	小 売 業	58	
	理 美 容 業	16	
	そ の 他 の 商 業	122	
小 計	122		
9号	金 融 業		
	広 告 ・ あ っ せ ん 業		
小 計			
10号	映 画 ・ 演 劇 業	2	
11号	通 信 業	1	
12号	教 育 ・ 研 究 業	6	
13号	医 療 保 健 業	2	
	社 会 福 祉 施 設 業	2	
	そ の 他 の 保 健 衛 生 業	4	
小 計	4		
14号	旅 館 業	2	
	飲 食 店 業	12	
	そ の 他 の 接 客 娯 楽 業	5	
小 計	19		
15号	清 掃 ・ と 畜 業	46	
16号	官 公 署		
17号	派 遣 業		
	そ の 他 の 事 業	24	
小 計	24		
6 ～ 17 号 計		265	
合 計		6,134	

8. 家内労働監督実施状況及び措置状況（平成26年）

業種	定期		同期		監督等		実施状況			申告処				実			施			状			再		
	定期	監督実施営業所数	同違反営業所数	同違反営業所比率(%)	3条家内労働手帳	6条工賃の支払	14条最低工賃の効力	17条安全衛生基準	27条帳簿の備付	前年からの繰越件数(A)	直接受理件数(B)	他局署から移送された件数(C)	他局署へ移送した件数(D)	申告監督実施営業所数(F)	同違反営業所数(G)	同違反営業所比率(G/F)(%)	完結営業所数(I)	完結率(I/E)(%)	主要事項別被申告営業所数	再監督実施営業所数	違反家内労働手帳	違反工賃不払	違反事項その他		
																								1項(委託者)	23項(家内労働者)
食品製造業									4	3			7	4	3	75.0	7	100.0	4						
繊維工業	14	8	57.1		2	1		1	1	1			1	1	100	1	100.0	1							
衣服その他の繊維製品製造業	5	4	80.0		1				1	3	1	1	4	3	100.0	3	75.0	1	2	1					
木材・木製品製造業																									
家具・装備品製造業																									
パルプ・紙・紙加工品製造業									3	4	1	1	7	3	2	66.7	7	100.0	4	1					
印刷・製本業										1			1				0.0	1							
化学繊維製造業																									
プラスチック製品製造業	1	1	100.0						1				1			1	100.0								
ゴム製品製造業																									
皮革・同製品製造業																									
上記を除く化学工業																									
窯業土石製品製造業																									
鉄業																									
非鉄金属製造業																									
金属製品製造業	2			0.0																					
一般機械(精密機械を除く)器具製造業									1				1			1	100.0								
器具製造業(上記を除く一般機械器具製造業)	1			0.0						1			1				0.0	1							
電気機械器具製造業	2	2	100.0		2				1	1			2			1	50.0	1							
輸送用機械製造業									2				2			2	100.0								
電気・ガス・水道業																									
その他の製造業	3	3	100.0		1				1	8	1	1	9	7	5	71.4	9	100.0	8						
合計	28	18	64.3		6	1			14	22	3	3	36	14	77.8	32	88.9	1	22	1	1				
主要事項別違反営業所数																			1	13	1				



## 9. 許可及び認定等件数（平成26年）

区分	根 拠 条 文		名 称	申 請 件 数	許 可 及 び 認 定 等 件 数
	法	規 則			
許 可	基33条1項	則13条	非常災害時の理由による労働時間延長・休日労働許可	8	7
	基41条	則23条	断続的な宿直又は日直勤務許可	1,633	1,380
	基40条	則33条	休憩自由利用除外許可		
	基41条3号	則34条	監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可	1,641	1,435
	基71条	則34条の4	職業訓練に関する特例許可	6	4
	基56条2項	年少則1条	使用許可	545	541
	基61条3項	年少則5条	交替制による深夜業時間延長許可		
	基96条	寄宿則36条	事業附属寄宿舎規程第36条による適用特例許可	6	6
	安衛12条	安衛則8条	衛生管理者選任特例許可		
	安衛13条	安衛則13条	産業医選任特例許可	6	5
	安衛22条	有機則13条	施設の特例許可	419	404
	安衛22条	有機則18条の3	局所排気装置特例稼働許可	17	17
	安衛55条	特化則46条・石綿則47条	製造等の特例許可		
	安衛65条	測定基準2条、10条、13条	作業環境測定特例許可	1	2
安衛66条	有機則31条	健康診断の特例許可			
	小 計			4,282	3,801
認 定 等	基19条1項但書後段 基20条1項但書前段	則7条	解雇制限・解雇予告除外認定	30	26
	基20条1項但書後段	則7条	解雇予告除外認定	2,172	1,857
	賃確7条	則9条	未払賃金の立替払に係る認定	1,513	1,215
	賃確7条	則14条	未払賃金の立替払に係る確認	11,050	10,708
	安衛22条	有機則3条、4条	適用除外認定	306	276
	安衛22条	鉛則2条、4条	適用除外認定		
	安衛22条	特化則6条	適用除外認定	50	52
	安衛22条	粉じん則2条	粉じん作業非該当認定	5	5
	安衛22条	粉じん則9条	一部適用除外認定	27	25
	小 計			15,153	14,164
届 出	基18条2項	則6条	貯蓄金管理に関する協定届		1,524
	基32条の2 2項	則12条の2の2	1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届		21,889
	基32条の4 4項	則12条の4	1年単位の変形労働時間制に関する協定届		324,277
	基32条の5 3項	則12条の5	1週間単位の変形労働時間制に関する協定届		482
	基33条1項但書	則13条	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働届		18,468
	基36条	則17条	時間外労働・休日労働に関する協定届		1,377,705
	基38条の2 3項	則24条の2	事業場外労働に関する協定届（36協定届に付随したものを含む）		11,221
	基38条の3 2項	則24条の2の2	専門業務型裁量労働制に関する協定届		8,529
	基38条の4 1項	則24条の2の3	企画業務型裁量労働制に関する決議届		2,842
	基38条の4 4項	則24条の2の5	企画業務型裁量労働制に関する報告		5,658
	基38条の4 5項	則17条	時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届		72
	基89条1項	則49条	就業規則届・変更届		510,705
	基95条1項	寄規1条の2 ・建寄規2条	寄宿舎規則届・変更届		2,164
	基96条の2	寄規3条の2 ・建寄規5条	寄宿舎設置・移転・変更届		1,588
設定改善7条	労基則17条	時間外労働・休日労働に関する決議届		1	
	小 計				2,287,125
命 令 等	基18条6項	則6条の3	貯蓄金管理中止命令		
	基33条2項	則14条	代休附与命令		
	基58条2項	年少則3条	労働契約解除		
	基92条2項	則50条	就業規則変更命令		
	賃確4条	則3条	貯蓄金の保全措置命令		
	安衛11条		安全管理者増員・解任命令		
	安衛12条		衛生管理者増員・解任命令		
	安衛88条		工事着手差止め・計画変更命令		182
	安衛12条	安衛則9条	共同衛生管理者選任勧告		
じん肺3条3項、 15条3項	則15条	検査命令		2	
	小 計				184

(最低賃金減額特例許可)

根拠条文	名称		地域別最賃			特定(産業別)最賃			合計		
			申請件数(件)	許可件数(件)	許可人員(人)	申請件数(件)	許可件数(件)	許可人員(人)	申請件数(件)	許可件数(件)	許可人員(人)
最低賃金法第7条第1号	精神障害者の減額特例許可	精神障害	436	421	421	1	1 (1)	1 (1)	437	422	422
		知的障害	3,225	3,184	3,184	29	30 (27)	30 (27)	3,254	3,214	3,214
	身体障害者の減額特例許可		281	276	276	5	5 (5)	5 (5)	286	281	281
最低賃金法第7条第2号	試の使用期間中の者の減額特例許可		2	0	0	0	0	0	2	0	0
最低賃金法第7条第3号	職業訓練を受ける者の減額特例許可		2	2	2	0	0	0	2	2	2
最低賃金法第7条第4号 (則第3条第2項)	軽易な業務に従事する者の減額特例許可		7	7	12	0	0	0	7	7	12
	断続的労働に従事する者の減額特例許可		6,125	6,023	8,686	3	4 (4)	4 (4)	6,128	6,027	8,690
合計			10,078	9,913	12,581	38	40 (37)	40 (37)	10,116	9,953	12,621

※1 同一労働者について、特定最賃及び地域別最賃の双方について減額特例許可をしたものは特定最低賃金に計上し、その許可件数、許可人員を( )に内数として示した。

※2 許可件数、許可人員については、前年繰越し分を含む。

10. 送検事件状況（平成26年）

その1

業 種	事 項	合 計	基 準 法												
			計	5	15	19	20	22	23	24	26	27	32	34	
				条 強 制 労 働	条 労 働 条 件 の 明 示	条 解 雇 制 限	条 解 雇 の 予 告	条 解 雇 制 限	条 金 品 の 返 還	最 賃 法 4 条 賃 金 の 支 払	条 休 業 手 当	条 出 保 来 高 障 障 制 の 給	条 労 働 時 間	条 休 憩	
1号	食 料 品 製 造 業	32	17								12			2	
	織 維 工 業	3													
	衣 服 そ の 他 の 織 維 製 品 製 造 業	13	10								4			3	
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	8													
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	3	1												
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	7	2								2				
	印 刷 ・ 製 本 業	5	4								3			1	
	化 学 工 業	14	4								4				
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業	11	1											1	
	鉄 鋼 業	7													
	非 鉄 金 属 製 造 業	5	2								2				
	金 属 製 品 製 造 業	55	13	1	1			1			5			1	
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	15	6								6				
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	5	3								2				
輸 送 用 機 械 等 製 造 業	14	1								1					
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	1														
そ の 他 の 製 造 業	17	8		1		1				5					
小 計	215	72	1	2		1	1			46			8		
2号	石 炭 鉱 業														
	土 石 採 取 業	7													
	そ の 他 の 鉱 業														
小 計	7														
3号	土 木 工 事 業	127	7		1					5				1	
	建 築 工 事 業	195	25							22					
	そ の 他 の 建 設 業	70	13		1					9					
	小 計	392	45		2					36				1	
4号	鉄 道 ・ 軌 道 ・ 水 運 ・ 航 空 業	2	1							1					
	道 路 旅 客 運 送 業	10	9		2					1				2	
	道 路 貨 物 運 送 業	43	25		1		1			7				11	
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業	1	1												
	小 計	56	36		3		1			9				13	
5号	陸 上 貨 物 取 扱 業	5	1		1										
	港 湾 運 送 業	2													
	小 計	7	1		1										
1 ~ 5 号 計	677	154	1	8		2	1		91				22		
6号	農 業	17	11							10					
	林 業	19													
	小 計	36	11							10					
7号	畜 産 業	6													
	水 産 業	4	3							2					
	小 計	10	3							2					
8号	商 業	96	74	1	3		2		1	49	2	1	2	1	
9号	金 融 ・ 広 告 業	11	11				1			9				1	
10号	映 画 ・ 演 劇 業	1	1							1					
11号	通 信 業	2	2							2					
12号	教 育 ・ 研 究 業	28	26			1			1	15				4	
13号	医 療 保 健 業	2	1					1							
	社 会 福 祉 施 設	8	7							6					
	そ の 他 の 保 健 衛 生 業	1	1							1					
	小 計	11	9					1		7					
14号	旅 館 業	12	10							7				2	
	飲 食 店	34	32				1			25				4	
	そ の 他 の 接 客 娯 楽 業	11	6				1			2				1	
	小 計	57	48				2			34				7	
15号	清 掃 ・ と 畜 業	38	12		1					8					
16号	官 公 署														
17号	派 遣 業	6	3							3					
	そ の 他 の 事 業	63	46	3	4	1	1			24	1			3	
	小 計	69	49	3	4	1	1			27	1			3	
6 ~ 17 号 計	359	246	4	8	2	6	1	2	164	3	1		17	1	
合 計	1,036	400	5	16	2	8	2	2	255	3	1		39	1	

注) 一事件で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。

事 項		基 準 法												
		35	37	39	61	62	75	89	90	96	101	104	106	108
業 種		条 休 日	条 割 増 賃 金	条 年 次 有 給 休 暇	条 深 ( 年 夜 少 者 ) 業	条 の ( 危 険 就 業 制 者 ) 業 務 限	条 療 養 補 償	条 の 作 成 及 び 届 け 出 務	条 作 成 の 手 続 き	条 寄 及 宿 舎 安 全 整 備 生	条 の 勞 働 基 準 權 監 督 官 限	条 の 2 報 告 等	条 法 周 令 知 等 義 務 の 務	条 賃 金 台 帳
1号	食 料 品 製 造 業		3											
	織 維 工 業													
	衣 服 そ の 他 の 織 維 製 品 製 造 業		3											
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業													
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業													1
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業													
	印 刷 ・ 製 本 業													
	化 学 工 業													
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業													
	鉄 鋼 業													
	非 鉄 金 属 製 造 業													
金 属 製 品 製 造 業		2								1				
一 般 機 械 器 具 製 造 業											1			
電 気 機 械 器 具 製 造 業		1												
輸 送 用 機 械 等 製 造 業														
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業														
そ の 他 の 製 造 業		1												
小 計		10									1		1	
2号	石 炭 鉱 業													
	土 石 採 取 業													
	そ の 他 の 鉱 業													
小 計														
3号	土 木 工 事 業													
	建 築 工 事 業	2									1			
	そ の 他 の 建 設 業					1	1			1				
小 計	2				1	1			1	1				
4号	鉄 道 ・ 軌 道 ・ 水 運 ・ 航 空 業													
	道 路 旅 客 運 送 業		1	1				1					1	
	道 路 貨 物 運 送 業	2	1					1	1					
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業		1											
小 計	2	3	1				2	1				1		
5号	陸 上 貨 物 取 扱 業													
	港 湾 運 送 業													
小 計														
1 ~ 5 号 計		4	13	1		1	1	2	1	1	2	1	1	
6号	農 業													
	林 業													
小 計														
7号	畜 産 業													
	水 産 業					1								
小 計					1									
8号	商 業	1	6	2								1	1	
9号	金 融 ・ 広 告 業													
10号	映 画 ・ 演 劇 業													
11号	通 信 業													
12号	教 育 ・ 研 究 業		1					3	1					
13号	医 療 保 健 業													
	社 会 福 祉 施 設 業							1						
	そ の 他 の 保 健 衛 生 業													
小 計							1							
14号	旅 館 業		1											
	飲 食 業		2											
	そ の 他 の 接 客 娯 楽 業				1									
小 計		3		1										
15号	清 掃 ・ と 畜 業		2										1	
16号	官 公 署													
17号	派 遣 業													
	そ の 他 の 事 業		8								1			
小 計		8								1				
6 ~ 17 号 計		1	20	2	1	1		4	1	1	1	1	3	
合 計		5	33	3	1	2	1	6	2	1	3	1	2	
													4	

注) 一事件で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。

業種	事項	労働基準法		労働安全衛生法										
		109	120	計	13	14	18	20	21	22	23	30	31	33
		条記録の保存	条罰則		条産業医等	条作業主任者	条衛生委員会	条設備等	条作業方法	条衛生関係	条就業場所等	条特定元方事業者等	条注文者	条機械貸与者
1号	食料品製造業			14				5	5					
	繊維工業			3				3						
	衣服その他の繊維製品製造業													
	木材・木製品製造業			8				5	2	1				
	家具・装備品製造業			2				2						
	パルプ・紙・紙加工品製造業			5				3						
	印刷・製本業			1		1								
	化学工業			10				7						
	窯業土石製品製造業			10				4	2					
	鉄鋼業			7				5	1					
	非鉄金属製造業			3				2						
	金属製品製造業		1	42		3		23		1				
	一般機械器具製造業			9				4	2					
	電気機械器具製造業			2				1						
輸送用機械等製造業			13		2		7	2	1					
電気・ガス・水道業			1				1							
その他の製造業			9				4	2						
小計		1	139		6		76	16	3					
2号	石炭鉱業													
	土石採取業			7				6						
	その他の鉱業													
小計			7				6							
3号	土木工事業			120		3		38	32	1		4	4	
	建築工事業			168		3		32	70	3		4	17	
	その他の建設業			57				14	18			1	4	
	小計			345		6		84	120	4		9	25	
4号	鉄道・軌道・水運・航空業			1				1						
	道路旅客運送業			1					1					
	道路貨物運送業			18				3	3					
	その他の運輸交通業													
小計			20				4	4						
5号	陸上貨物取扱業			4					1					
	港湾運送業			2										
	小計			6					1					
1～5号計		1	517		12		170	141	7		9	25		
6号	農業			6					3					
	林業			19				1	11					
	小計			25				1	14					
7号	畜産業			6				2	1					
	水産業			1				1						
	小計			7				3	1					
8号	商業			20			11	1				1		
9号	金融・広告業													
10号	映画・演劇業													
11号	通信業													
12号	教育・研究業			2	1					1				
13号	医療保健業			1			1							
	社会福祉施設			1					1					
	その他の保健衛生業													
小計			2			1		1						
14号	旅館業			2						1				
	飲食店			2				1						
	その他の接客娯楽業	1		5				1	3					
小計	1		9				2	3	1					
15号	清掃・と畜業			26				10	6					
16号	官公署													
17号	派遣業			3										
	その他の事業業			17	1			2	6		1	1		
小計			20	1			2	6		1	1			
6～17号計		1	111	2		1	29	32	2	1	1	1		
合計		1	628	2	12	1	199	173	9	1	10	26		

注) 一事件で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。

業種	事項	労働安全衛生法									最賃法						
		37	40	45	59	61	66	88	100	120	計	4	32				
		条製造の許可	条使用等の制限	条定期自主検査	条安全衛生教育	条就業制限	条健康診断	条計画の届出等	条報告等	条罰則		条最低賃金の効力	条の労働基準権監督官限				
1号	食料品製造業								4			1	1				
	繊維工業																
	衣服その他の繊維製品製造業											3	2		1		
	木材・木製品製造業																
	家具・装備品製造業																
	パルプ・紙・紙加工品製造業						1			1							
	印刷・製本業																
	化学工業				1		1			1							
	窯業土石製品製造業				1	1	1			1							
	鉄鋼業										1						
	非鉄金属製造業											1					
	金属製品製造業	1	1	1			9			2	1						
	一般機械器具製造業											3					
電気機械器具製造業											1						
輸送用機械等製造業											1						
電気・ガス・水道業											1						
その他の製造業				1		1					1						
小計	1	1	4	1	13			1	16	1	4	3	1				
2号	石炭鉱業																
	土石採取業							1									
	その他の鉱業																
小計							1										
3号	土木工事業				3	4			1	30							
	建築工事業		1		2	2			2	32		2	2				
	その他の建設業	1				1				17							
小計	1	1		5	7			3	79		2	2					
4号	鉄道・軌道・水運・航空業																
	道路旅客運送業																
	道路貨物運送業						5			7							
その他の運輸交通業																	
小計						5			7								
5号	陸上貨物取扱業						1			2							
	港湾運送業									2							
	小計						1			4							
1～5号計	2	2	4	6	27			4	106	1	6	5	1				
6号	農業																
	林業				3	1				3							
小計				3	1				6								
7号	畜産業						2			1							
	水産業																
小計						2			1								
8号	商業	1			1	2				3		2	1	1			
9号	金融・広告業																
10号	映画・演劇業																
11号	通信業																
12号	教育・研究業																
13号	医療保健業																
	社会福祉施設																
	その他の保健衛生業																
小計																	
14号	旅館業		1														
	飲食店業								1								
	その他の接客娯楽業									1							
小計		1						1	1								
15号	清掃・と畜業						6			4							
16号	官公署																
17号	派遣業				1	1				1							
	その他の事業										5						
	小計				1	2				6							
6～17号計	1	1		5	13	1			21		2	1	1				
合計	3	3	4	11	40	1	4	127	1	8	6	2					

注) 一事件で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。

# 11. 送検結果の推移

区 分	総 計	検 察 官			処 分		裁 役	判 結		果
		起 訴	不 起 訴	起 訴	率	罰 金 (正 式)		罰 金 (略 式)		
昭和25年	960	438	317	58.0%	32	116	236	5		
昭和35年	409	259	78	46.9%	3	36	221	0		
昭和40年	1,126	792	304	72.3%	13	114	629	0		
昭和45年	2,396	1,419	132		14	322	1,078	0		
昭和45年	1,726	1,091	597	64.6%	8	31	1,049	0		
昭和50年	3,639	1,941	1,666		10	62	1,861	1		
昭和50年	1,363	867	469	64.9%	3	13	848	0		
昭和50年	2,913	1,565	1,280		3	26	1,528	2		
昭和55年	1,531	1,089	431	71.6%	1	11	1,073	2		
昭和55年	3,012	1,892	1,088		1	14	1,870	4		
昭和60年	1,328	916	396	69.8%	4	2	907	0		
昭和60年	2,508	1,524	954		5	6	1,496	0		
平成2年	1,271	736	526	58.3%	1	7	724	0		
平成2年	2,442	1,261	1,152		1	13	1,244	0		
平成7年	1,310	665	583	53.3%	0	8	652	0		
平成7年	2,706	1,131	1,335		0	9	1,110	0		
平成12年	1,385	482	408	54.2%	0	8	471	0		
平成12年	2,819	1,313	1,398		0	24	1,285	0		
平成17年	1,290	503	568	47.0%	0	14	486	0		
平成17年	2,723	1,014	1,398		0	19	994	0		
平成18年	1,219	522	484	51.9%	0	10	504	0		
平成18年	2,531	1,019	1,185		0	16	995	0		
平成19年	1,277	516	538	49.0%	3	9	502	0		
平成19年	2,461	1,078	1,383		4	21	1,049	0		
平成20年	1,227	521	550	48.6%	2	11	506	0		
平成20年	2,269	981	1,288		7	19	950	0		
平成21年	1,110	395	550	41.8%	2	5	388	0		
平成21年	2,132	781	1,351		3	14	764	0		
平成22年	1,157	404	609	39.9%	3	3	393	0		
平成22年	1,942	666	1,276		3	9	647	0		
平成23年	1,064	345	537	39.1%	1	3	340	0		
平成23年	1,843	644	1,199		1	4	638	0		
平成24年	1,133	366	583	38.6%	2	17	346	0		
平成24年	2,227	740	1,487		2	26	711	0		
平成25年	1,043	399	615	39.3%	1	3	381	0		
平成25年	2,084	674	1,341		1	5	641	0		
平成26年	1,036	410	608	40.3%	2	10	395	2		
平成26年	2,084	726	1,323		2	15	702	4		

(注) 1 同一事件において、被疑者の処分が異なることがあるが、件数は上位の処分について計上した。  
 2 総計、検察官処分及び裁判結果の件数、人数が各々一致しないものがあるが、被疑者死亡、併合処分、検察官処分中止、検察官認知による増減及び裁判未済のものがあることによる。なお、起訴率は当該年における起訴件数／(起訴件数＋不起訴件数) による割合で、処分未済を含まない。  
 3 平成25年からは、翌々年1月の第5開庁日時点での数値としている。

## 12. 賃金不払状況

事項 期間	前期繰越		新規把握		計		解決状況 (B)		解決不能 (C)		当期末差引未解決 (A)-(B)-(C)		
	件数	対象労働者数 千人	金額 百万円	件数	対象労働者数 千人	金額 百万円	件数	対象労働者数 千人	件数	対象労働者数 千人	件数	対象労働者数 千人	金額 百万円
昭和55年度 (55.4~56.3) 上期	2,325	16	9,966	14,015	70	13,650	16,340	86	23,616	2,837	21	5,612	2,282
(55.4~55.9) 下期	2,325	16	9,966	7,497	39	6,578	9,822	55	16,544	1,298	10	2,460	2,769
昭和60年度 (55.10~56.3)	2,769	18	10,144	6,518	31	7,072	9,287	49	17,216	1,539	11	3,152	2,282
(60.4~61.3)	2,388	13	10,719	13,159	53	13,227	15,547	66	23,946	3,422	19	5,328	2,443
(60.4~60.9) 上期	2,388	13	10,719	6,961	27	6,629	9,349	40	17,348	1,640	9	2,677	2,811
(60.4~61.3) 下期	2,811	14	11,031	6,198	26	6,598	9,009	40	17,629	1,782	10	2,751	2,443
平成2年度	871	3	1,349	6,345	21	5,915	7,216	25	7,264	1,303	6	1,772	839
平成7年度	1,951	9	3,252	11,332	39	16,983	13,283	48	20,235	3,918	21	10,297	1,904
平成9年	2,123	15	5,223	13,068	49	19,376	15,191	64	24,599	4,672	31	16,163	2,304
平成14年	3,828	15	5,950	23,356	72	27,650	27,184	87	33,600	9,590	37	19,031	4,233
平成15年	4,233	14	6,544	24,362	67	28,035	28,595	81	34,579	10,420	34	20,757	4,146
平成16年	4,146	13	5,246	24,516	66	25,376	28,662	79	30,622	10,208	29	15,239	3,833
平成17年	3,833	11	3,844	22,669	54	18,810	26,502	65	22,654	9,543	26	12,326	3,419
平成18年	3,419	8	2,954	22,354	50	16,420	25,773	58	19,374	9,004	21	10,409	3,043
平成19年	3,043	8	2,623	23,105	62	17,530	26,148	69	20,153	8,976	25	10,984	3,100
平成20年	3,100	8	2,678	24,845	62	19,820	27,945	70	22,498	10,039	27	11,642	3,469
平成21年	3,469	9	2,917	27,133	63	22,991	30,602	72	25,907	11,784	32	14,842	3,950
平成22年	3,950	10	4,097	23,908	50	18,271	27,858	60	22,368	11,260	29	14,279	3,358
平成23年	3,358	7	2,715	22,345	48	19,929	25,703	55	22,644	10,402	22	11,456	2,704
平成24年	2,704	6	2,795	19,392	37	14,722	22,096	44	17,516	8,567	21	10,300	2,492
平成25年	2,492	6	2,702	17,547	36	13,296	20,039	41	15,998	7,611	17	8,218	2,192
平成26年	2,192	6	2,679	16,021	33	10,456	18,213	39	13,135	6,417	16	7,032	1,879

資料出所：厚生労働省労働基準局 注)平成9年より統計の対象期間を年(1月~12月)にしている。



### 13. 未払賃金の立替払事業の実施状況

年 度	企 業 数 (件)	支 給 者 数 (人)	立 替 払 額 (千円)
昭和51年度 (51.7-52.3)	565	11,076	1,431,586
昭和52年度	1,139	20,957	3,083,078
昭和53年度	1,020	21,345	3,388,276
昭和54年度	692	11,333	1,853,462
昭和55年度	834	15,560	2,700,394
昭和56年度	837	12,947	2,590,719
昭和57年度	901	15,285	3,609,026
昭和58年度	932	14,736	3,041,103
昭和59年度	1,048	14,410	2,786,128
昭和60年度	1,040	17,301	3,864,285
昭和61年度	975	16,332	3,650,486
昭和62年度	796	14,055	3,288,573
昭和63年度	559	7,496	1,733,917
平成元年度	377	4,776	1,185,208
平成2年度	250	3,215	687,492
平成3年度	353	5,650	1,979,480
平成4年度	517	7,468	2,267,859
平成5年度	772	14,437	4,809,241
平成6年度	1,084	18,747	6,964,096
平成7年度	1,274	21,574	8,351,373
平成8年度	1,376	22,699	8,657,300
平成9年度	1,636	27,489	10,867,128
平成10年度	2,406	42,304	17,334,626
平成11年度	2,773	46,402	20,149,057
平成12年度	3,538	51,437	20,791,710
平成13年度	3,900	56,895	25,564,964
平成14年度	4,734	72,823	47,641,892
平成15年度	4,313	61,309	34,189,564
平成16年度	3,527	46,211	26,503,942
平成17年度	3,259	42,474	18,398,681
平成18年度	3,014	40,888	20,435,697
平成19年度	3,349	51,322	23,417,151
平成20年度	3,639	54,422	24,820,978
平成21年度	4,357	67,774	33,390,739
平成22年度	3,880	50,787	24,761,984
平成23年度	3,682	42,637	19,951,059
平成24年度	3,211	40,205	17,507,354
平成25年度	2,980	37,143	15,173,290
平成26年度	2,573	30,546	11,810,761
累 計	78,112	1,154,467	484,633,659

資料出所) 独立行政法人労働者健康福祉機構調べ

注1) 昭和51年度は、昭和51年7月から昭和52年3月までである。

注2) 累計の立替払額は、四捨五入の関係で各年度の立替払額の合計と一致しないことがある。

14. 社内預金管理状況の推移

年	区	分	合	計	工業的業種		1 製造業		3 建設業		4 運輸交通業		非工業的業種		8 商	業	9 金融広告業	号	
					業種	構成比	業	構成比	業	構成比	業	構成比	業	構成比					業
昭和55	事業預金	数	47,841		13,932	29.1	8,557	17.9	1,978	4.1	2,745	5.7	33,909	70.9	10,924	22.8	20,338	42.5	
		額	530万人		319	60.2	264	49.8	21	4.0	29	5.5	211	39.8	50	9.4	107	20.2	
60	事業預金	数	38,775		23,585	60.8	19,211	49.5	1,482	3.8	2,569	6.6	15,190	39.2	2,557	6.6	8,570	22.1	
		額	46,066		12,429	27.0	7,475	16.2	1,773	3.8	2,697	5.9	33,637	73.0	8,570	18.6	22,631	49.1	
平成2	事業預金	数	34,548		23,284	67.4	18,630	53.9	1,991	5.8	2,437	7.1	11,264	32.6	2,835	8.2	7,056	20.4	
		額	40,445		9,555	23.6	4,856	12.0	1,349	3.3	3,045	7.5	30,890	76.4	6,403	15.8	22,572	55.8	
7	事業預金	数	32,027		18,114	56.6	14,008	43.7	1,153	3.6	2,853	8.9	13,912	43.4	3,390	10.6	8,504	26.6	
		額	38,232		8,686	22.7	3,589	9.4	1,257	3.3	3,673	9.6	29,546	77.3	4,944	12.9	23,367	61.1	
12	事業預金	数	26,859		14,287	53.2	9,874	36.8	1,637	6.1	2,688	10.0	12,572	46.8	1,992	7.4	9,405	35.0	
		額	30,133		6,198	20.6	1,778	5.9	795	2.6	3,438	11.4	23,935	79.4	2,279	7.6	20,404	67.7	
17	事業預金	数	25,733		7,319	28.4	4,983	19.4	428	1.7	1,899	7.4	18,413	71.6	1,511	5.9	11,499	44.7	
		額	20,638		6,342	30.7	967	4.7	379	1.8	4,876	23.6	14,296	69.3	1,148	5.6	12,311	59.7	
18	事業預金	数	19,668		6,337	32.2	898	4.6	270	1.4	4,999	25.4	13,331	67.8	1,298	6.6	11,160	56.7	
		額	10,554		2,731	25.9	1,741	16.5	27	0.3	959	9.1	7,823	74.1	810	7.7	4,212	39.9	
19	事業預金	数	19,077		6,471	33.9	760	4.0	271	1.4	5,292	27.7	12,606	66.1	1,178	6.2	10,567	55.4	
		額	10,113		2,781	27.5	1,826	18.1	54	0.5	896	8.9	7,332	72.5	776	7.7	3,872	38.3	
20	事業預金	数	17,373		5,448	31.4	714	4.1	168	1.0	4,440	25.6	11,925	68.6	1,096	6.3	10,142	58.4	
		額	10,316		2,453	23.8	1,707	16.5	70	0.7	661	6.4	7,863	76.2	591	5.7	4,865	47.2	
21	事業預金	数	17,394		6,252	35.9	654	3.8	178	1.0	5,335	30.7	11,142	64.1	963	5.5	9,447	54.3	
		額	9,179		2,013	21.9	1,349	14.7	41	0.4	618	6.7	7,166	78.1	430	4.7	4,100	44.7	
22	事業預金	数	16,856		5,950	35.3	603	3.6	171	1.0	5,088	30.2	10,906	64.7	887	5.3	9,504	56.4	
		額	9,334		2,422	25.9	1,258	13.5	320	3.4	833	8.9	6,912	74.1	629	6.7	3,985	42.7	
23	事業預金	数	18,076		7,284	40.3	588	3.3	148	0.8	6,471	35.8	10,792	59.7	855	4.7	9,193	50.9	
		額	8,799		1,921	21.8	1,351	15.4	15	0.2	545	6.2	6,878	78.2	852	9.7	3,292	37.4	
24	事業預金	数	15,944		5,771	36.2	554	3.5	122	0.8	4,981	31.2	10,173	63.8	831	5.2	8,805	55.2	
		額	8,696		1,987	22.8	1,252	14.4	56	0.6	666	7.7	6,709	77.2	844	9.7	3,253	37.4	
25	事業預金	数	14,586		5,612	38.5	462	3.2	109	0.7	4,863	33.3	8,974	61.5	775	5.3	7,548	51.7	
		額	8,887		1,944	21.9	1,058	11.9	39	0.4	838	9.4	6,943	78.1	826	9.3	3,610	40.6	
26	事業預金	数	17,293		7,335	42.4	487	2.8	112	0.6	6,580	38.1	9,958	57.6	817	4.7	8,550	49.4	
		額	8,403		1,807	21.5	1,145	13.6	91	1.1	562	6.7	6,596	78.5	779	9.3	3,700	44.0	
27	事業預金	数	19,192		9,530	49.7	444	2.3	117	0.6	8,778	45.7	9,662	50.3	846	4.4	8,149	42.5	
		額	9,276		2,838	30.6	1,699	18.3	565	6.1	564	6.1	6,438	69.4	704	7.6	4,291	46.3	



## 15. 業種別死傷者数の

年	全 産 業		製 造 業		鉱 業		建 設 業	
	死 傷 者 数	死 亡	死 傷 者 数	死 亡	死 傷 者 数	死 亡	死 傷 者 数	死 亡
	人	人	人	人	人	人	人	人
昭和 23 年	226,491	2,869	110,946	1,206	-	-	25,216	471
(ピーク) 36	481,686	6,712	175,212	1,351	59,664	923	134,552	2,652
40	408,331	6,046	149,550	1,161	42,349	960	113,444	2,251
45	364,444	6,048	142,886	1,400	22,842	474	102,840	2,430
50	322,322	3,725	118,058	856	9,628	224	99,406	1,582
55	335,706	3,009	106,481	589	8,477	105	112,786	1,374
60	257,240	2,572	80,401	475	4,642	137	73,595	960
61	246,891	2,318	74,849	428	3,815	51	71,602	927
62	232,953	2,342	69,709	441	2,480	53	68,355	983
63	226,318	2,549	67,752	452	1,828	71	66,851	1,106
平成 元	217,964	2,419	64,697	431	1,505	46	63,847	1,017
2	210,108	2,550	62,404	447	1,230	44	60,900	1,075
3	200,633	2,489	59,068	448	1,141	46	57,724	1,047
4	189,589	2,354	53,653	392	1,093	41	54,357	993
5	181,900	2,245	49,896	414	1,041	36	52,241	953
6	176,047	2,301	47,587	409	989	27	49,788	942
7	167,316	2,348	45,645	400	909	45	46,504	1,020
8	162,862	2,363	43,293	405	960	32	44,886	1,001
9	156,726	2,078	47,054	351	942	40	41,688	848
10	148,248	1,844	42,269	305	837	29	38,117	725
11	137,316	1,992	38,840	344	823	24	35,310	794
12	133,948	1,889	37,753	323	760	26	33,599	731
13	133,598	1,790	36,165	326	729	24	32,608	644
14	125,918	1,658	32,921	275	628	17	30,650	607
15	125,750	1,628	32,518	293	669	14	29,263	548
16	122,804	1,620	31,275	293	597	16	28,414	594
17	120,354	1,514	30,054	256	561	16	27,193	497
18	121,378	1,472	29,732	268	476	16	26,872	508
19	121,356	1,357	29,458	264	439	13	26,106	461
20	119,291	1,268	28,259	260	362	8	24,382	430
21	105,718	1,075	23,046	186	345	9	21,465	371
22	107,759	1,195	23,028	211	322	5	21,398	365
23	111,349	1,024	23,589	182	308	11	22,372	342
24	119,576	1,093	28,291	199	197	6	17,073	367
25	118,157	1,030	27,077	201	239	8	17,189	342
26	119,535	1,057	27,452	180	244	13	17,184	377

(注) 1. 平成23年までの死傷者数は労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成したもの。平成24年以降は労働者死傷病報告による。

2. 死亡は死亡災害報告より作成したもの。

3. 昭和48年以降の死傷者数は休業4日以上、昭和47年以前の死傷者数は休業8日以上のもので

4. 昭和48年以降の交通運輸事業には道路貨物運送業を含まず、道路貨物運送業は陸上貨物運送事業に含まれている。

5. 平成23年は、東日本大震災を直接の原因とするもの(死傷2,827人、死亡1,314人)を除いている。

推移（休業4日以上）

交通運輸事業		陸上貨物運送事業		港湾荷役業		林業		その他の事業	
死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
22,611	385	11,107	131	-	-	3,159	163	1,936	121
23,596	401	26,018	267	14,402	118	29,536	400	18,706	600
28,275	449	17,640	225	12,090	112	22,486	319	22,497	569
29,508	541	9,947	133	10,541	149	16,248	248	29,632	673
4,858	77	23,291	298	6,802	73	12,323	153	47,956	462
4,626	52	21,807	261	4,108	55	12,490	117	64,931	456
3,643	53	18,444	259	2,095	42	8,498	122	65,922	524
3,509	54	18,258	272	1,691	32	7,952	115	65,215	439
3,172	42	17,822	293	1,571	30	6,811	95	63,033	405
3,034	55	17,805	317	1,396	29	6,173	114	61,479	405
2,952	49	17,269	307	1,275	26	5,750	86	60,669	457
2,935	64	16,831	311	1,103	28	5,069	89	59,636	492
2,778	52	16,079	292	1,034	29	4,882	81	57,927	494
2,666	47	14,991	270	946	22	4,640	88	57,243	501
2,447	41	14,615	281	826	16	4,311	67	56,523	437
2,407	47	14,177	292	735	15	4,236	83	56,128	486
2,260	41	13,921	298	672	20	3,802	74	53,603	450
2,065	36	13,792	333	590	28	3,392	80	53,884	448
2,073	38	16,555	290	589	17	3,190	56	44,635	438
2,092	47	15,646	225	463	19	3,089	69	45,735	425
1,902	29	14,590	270	411	10	2,914	71	42,526	450
1,872	29	14,653	271	388	11	2,773	53	42,150	445
1,892	32	14,988	241	406	18	2,633	54	44,177	451
1,880	35	13,858	234	389	15	2,531	49	43,061	426
1,963	32	13,991	241	348	12	2,572	61	44,426	427
2,011	36	13,703	243	334	10	2,392	46	44,078	382
1,953	31	13,208	245	323	11	2,171	47	44,891	411
2,012	25	13,402	198	298	14	1,972	57	46,614	386
2,034	29	13,427	196	307	9	2,080	50	47,505	335
2,059	29	14,691	148	290	9	2,073	43	47,175	341
1,965	12	12,794	122	228	10	2,128	43	43,747	322
2,009	22	13,040	154	219	5	2,149	59	45,594	374
2,066	17	13,543	129	245	10	2,010	38	47,216	295
3,137	13	13,834	134	344	5	1,897	37	54,803	332
3,209	16	14,190	107	296	6	1,723	39	54,234	311
3,348	17	14,210	132	349	5	1,611	42	55,137	291

## 16. 業種別・都道府県別

	全産業			製造業			鉱業			建設業		
	H26	H25	増減数	H26	H25	増減数	H26	H25	増減数	H26	H25	増減数
北海道	6,744	6,708	36	1,160	1,231	-71	26	26	0	1,017	1,026	-9
青森	1,269	1,224	45	254	217	37	3	2	1	233	221	12
岩手	1,478	1,458	20	320	279	41	6	6	0	292	302	-10
宮城	2,510	2,580	-70	452	471	-19	13	7	6	402	465	-63
秋田	1,019	1,006	13	203	208	-5	6	5	1	248	229	19
山形	1,171	1,253	-82	299	333	-34	5	6	-1	232	239	-7
福島	2,084	2,080	4	452	481	-29	7	9	-2	531	464	67
茨城	2,884	2,757	127	838	790	48	4	5	-1	375	358	17
栃木	1,818	1,786	32	544	537	7	7	13	-6	214	245	-31
群馬	2,380	2,252	128	800	727	73	1	4	-3	292	279	13
埼玉	5,990	5,639	351	1,504	1,383	121	2	1	1	857	755	102
千葉	5,098	4,992	106	971	976	-5	1	4	-3	714	714	0
東京	9,753	9,639	114	726	750	-24	2	2	0	1,502	1,472	30
神奈川	6,639	6,485	154	1,076	1,035	41	5	2	3	857	871	-14
新潟	2,467	2,633	-166	721	705	16	6	10	-4	451	523	-72
富山	1,191	1,110	81	359	328	31	4	4	0	177	184	-7
石川	1,067	1,053	14	299	285	14	2	4	-2	158	129	29
福井	831	759	72	230	223	7	1	3	-2	121	113	8
山梨	805	777	28	229	217	12	4	2	2	132	121	11
長野	2,151	2,024	127	532	551	-19	5	6	-1	325	279	46
岐阜	1,963	2,019	-56	701	716	-15	8	3	5	265	276	-11
静岡	4,109	3,986	123	1,342	1,227	115	9	5	4	512	545	-33
愛知	6,703	6,534	169	2,027	2,037	-10	9	8	1	712	711	1
三重	2,132	2,141	-9	651	618	33	10	13	-3	306	341	-35
滋賀	1,404	1,422	-18	451	462	-11	0	3	-3	155	144	11
京都	2,325	2,488	-163	423	480	-57	6	7	-1	353	341	12
大阪	8,138	8,014	124	1,915	1,900	15	0	1	-1	836	816	20
兵庫	4,683	4,668	15	1,162	1,176	-14	11	7	4	631	592	39
奈良	1,356	1,293	63	341	311	30	1	2	-1	173	167	6
和歌山	1,100	1,173	-73	277	295	-18	1	2	-1	167	192	-25
鳥取	495	465	30	114	98	16	1	1	0	84	76	8
島根	719	729	-10	158	141	17	1	2	-1	118	127	-9
岡山	1,956	1,968	-12	577	544	33	9	10	-1	310	296	14
広島	2,945	3,024	-79	859	822	37	7	8	-1	331	366	-35
山口	1,184	1,247	-63	301	308	-7	6	3	3	181	210	-29
徳島	768	826	-58	176	217	-41	3	1	2	163	163	0
香川	1,118	1,119	-1	385	345	40	4	2	2	136	159	-23
愛媛	1,480	1,461	19	481	434	47	13	13	0	181	203	-22
高知	983	922	61	185	163	22	1	0	1	155	177	-22
福岡	5,077	4,946	131	963	1,016	-53	6	5	1	717	686	31
佐賀	1,063	1,129	-66	243	289	-46	3	1	2	172	208	-36
長崎	1,458	1,367	91	364	317	47	6	4	2	215	175	40
熊本	1,689	1,800	-111	350	369	-19	5	5	0	266	321	-55
大分	1,264	1,177	87	258	240	18	6	3	3	255	255	0
宮崎	1,299	1,287	12	268	299	-31	3	3	0	204	188	16
鹿児島	1,729	1,750	-21	351	356	-5	4	5	-1	267	309	-42
沖縄	1,046	987	59	160	170	-10	1	1	0	189	156	33
合計	119,535	118,157	1,378	27,452	27,077	375	244	239	5	17,184	17,189	-5

資料出所：労働者死傷病報告

# 死傷災害発生状況

交通運輸事業			陸上貨物運送事業			港湾荷役業			林業			その他		
H26	H25	増減数	H26	H25	増減数	H26	H25	増減数	H26	H25	増減数	H26	H25	増減数
264	248	16	841	856	-15	21	16	5	120	116	4	3,295	3,189	106
19	25	-6	111	120	-9	2	1	1	24	29	-5	623	609	14
26	16	10	150	139	11	1	1	0	71	61	10	612	654	-42
51	57	-6	343	282	61	6	1	5	33	35	-2	1,210	1,262	-52
17	12	5	83	68	15	1	0	1	38	38	0	423	446	-23
11	18	-7	90	88	2	0	0	0	25	23	2	509	546	-37
33	35	-2	223	239	-16	0	0	0	32	34	-2	806	818	-12
46	56	-10	387	401	-14	3	1	2	14	11	3	1,217	1,135	82
21	16	5	209	200	9	0	0	0	29	19	10	794	756	38
34	30	4	297	279	18	0	0	0	22	24	-2	934	909	25
84	88	-4	1,025	980	45	0	0	0	14	6	8	2,504	2,426	78
176	117	59	792	779	13	15	6	9	3	9	-6	2,426	2,387	39
782	723	59	945	1,055	-110	23	22	1	6	18	-12	5,767	5,597	170
353	350	3	848	806	42	44	29	15	7	18	-11	3,449	3,374	75
36	39	-3	224	234	-10	12	6	6	15	20	-5	1,002	1,096	-94
10	13	-3	132	113	19	1	1	0	7	7	0	501	460	41
10	13	-3	104	115	-11	4	3	1	15	22	-7	475	482	-7
10	7	3	94	88	6	1	1	0	21	22	-1	353	302	51
6	7	-1	63	67	-4	0	0	0	17	20	-3	354	343	11
70	64	6	154	113	41	0	0	0	58	64	-6	1,007	947	60
25	18	7	177	196	-19	0	0	0	64	64	0	723	746	-23
70	59	11	501	450	51	6	5	1	44	49	-5	1,625	1,646	-21
149	160	-11	876	913	-37	44	34	10	27	26	1	2,859	2,645	214
16	25	-9	256	256	0	3	2	1	44	47	-3	846	839	7
14	22	-8	150	175	-25	0	0	0	14	17	-3	620	599	21
135	121	14	269	246	23	1	2	-1	38	40	-2	1,100	1,251	-151
252	259	-7	1,141	1,169	-28	49	56	-7	6	8	-2	3,939	3,805	134
122	112	10	540	594	-54	26	34	-8	35	46	-11	2,156	2,107	49
17	19	-2	174	157	17	0	0	0	48	46	2	602	591	11
15	16	-1	101	95	6	1	2	-1	53	62	-9	485	509	-24
6	11	-5	50	35	15	2	0	2	24	28	-4	214	216	-2
10	11	-1	51	45	6	0	1	-1	64	50	14	317	352	-35
41	42	-1	263	282	-19	3	1	2	33	48	-15	720	745	-25
48	69	-21	363	423	-60	13	12	1	43	55	-12	1,281	1,269	12
16	21	-5	113	118	-5	5	1	4	39	32	7	523	554	-31
10	10	0	69	73	-4	2	1	1	26	30	-4	319	331	-12
7	12	-5	116	144	-28	7	8	-1	15	6	9	448	443	5
18	15	3	162	155	7	7	4	3	48	51	-3	570	586	-16
9	7	2	77	81	-4	1	1	0	93	78	15	462	415	47
123	124	-1	710	661	49	21	21	0	32	42	-10	2,505	2,391	114
8	8	0	175	164	11	3	1	2	17	17	0	442	441	1
38	34	4	118	106	12	5	6	-1	10	16	-6	702	709	-7
21	25	-4	172	199	-27	0	1	-1	43	49	-6	832	831	1
25	13	12	91	74	17	2	1	1	46	61	-15	581	530	51
25	14	11	139	108	31	0	0	0	84	105	-21	576	570	6
32	25	7	194	189	5	9	8	1	46	53	-7	826	805	21
37	23	14	47	60	-13	5	6	-1	4	1	3	603	570	33
3,348	3,209	139	14,210	14,190	20	349	296	53	1,611	1,723	-112	55,137	54,234	903

17. 業種別・事故の型別死傷者数 (休業4日以上)

		平成26年 (単位:人)																											
大業種	中業種	小業種	墜落・転落	転倒	衝突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突・さわされ	はさまれ、巻き込まれ	切れ、こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の接触	有害物等との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動、無理な動作	その他	分類不能	合計					
01 製造業	01 食料品製造	01 肉・乳製品	75	240	39	51	13	34	164	177	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	88	19	0	964				
		02 水産食料品	57	331	29	64	14	23	229	174	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	65	3	0	1,040				
		03 農産食料品	34	112	10	16	6	17	110	39	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	2	0	401				
		04 パン・菓子製造	78	295	51	40	18	23	311	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	98	4	2	1,107			
		05 酒製造	21	25	6	4	1	1	27	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	15	1	0	121			
		06 飲料製造	10	18	4	4	1	3	23	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1	0	93			
		09 その他の食品	306	1,301	182	127	843	623	5	261	41	1	0	1	42	1	342	10	5	4,259	0	0	650	40	7	7,975			
		小計	581	2,322	321	306	99	222	1,136	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	1	650	10	7	7,975			
		02 繊維工業	01 製糸業	01 製糸業	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
				02 紡績業	5	7	3	1	0	0	0	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	
03 織物業	10			12	4	3	0	3	23	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	6	0	0	69			
04 染色整理業	7			12	3	3	0	1	24	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63			
09 その他の繊維	26			31	12	5	3	9	74	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	12	0	0	178			
小計	48			62	23	12	3	13	133	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	24	0	0	344			
03 衣服その他の繊維	01 外衣下着			01 外衣下着	8	36	2	1	1	11	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	10	0	0	81		
				09 その他の繊維製品	23	35	4	8	0	4	40	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	2	0	151		
				小計	31	71	6	9	1	5	51	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	2	0	232		
				04 木材・木製品	01 製材業	01 製材業	68	54	20	67	11	40	178	132	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	30	3	0	615
		02 合板製造	16			18	5	8	3	5	57	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1	1	147		
		09 その他の木材	57			45	17	39	11	31	142	201	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	31	5	0	588	
		小計	141			117	42	114	25	76	377	385	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1	73	9	1	1,350	
		05 家具・装飾品	01 木製家具			01 木製家具	17	20	6	12	6	44	160	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	288
						02 金属製家具	3	4	2	2	2	1	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	30
						03 建具製造	1	5	2	8	1	2	15	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	104
09 その他の家具	11					5	5	7	1	3	16	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	99		
小計	32					34	15	29	10	14	84	265	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	1	0	521		
06 ハルブ等	01 ハルブ・紙					01 ハルブ・紙	23	23	7	1	2	3	64	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	148
				02 紙加工品製造	44	45	17	11	7	15	250	20	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0	1	457		
				09 その他ハルブ等	14	14	7	4	4	6	81	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	158		
				小計	81	82	31	16	13	24	395	48	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0	1	763		
				07 印刷・製本	01 印刷業	01 印刷業	31	62	22	20	4	13	209	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	38	1	0	426
		02 製本業	5			13	4	3	0	3	20	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	63		
		09 その他の印刷	2			15	2	0	1	3	22	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	57		
		小計	38			90	28	23	5	16	261	25	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	1	1	546		
		08 化学工業	01 無機・有機化学			01 無機・有機化学	30	39	12	14	3	10	47	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	24	2	3	221
						02 化学繊維製造	3	5	1	2	0	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
03 医薬品製造	18					41	8	2	1	4	31	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	1	1	143		
04 石油・石炭製品	16					9	5	3	0	3	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71		
05 プラスチック製品	109					132	37	72	14	33	268	97	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	76	3	0	867	
06 ゴム製品製造	11					34	4	10	3	6	89	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	29	1	0	220
07 皮革製品製造	2			9	4	0	0	2	18	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	43			
08 塗料製造	7			7	1	1	0	0	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	37			
09 化学肥料	6			6	6	0	0	5	14	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	53			
小計	244			319	87	112	27	73	584	155	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	2	2	2,655			
09 窯業土石	01 セメント製品	01 セメント製品	191	37	42	74	20	37	190	15	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	1	0	729				
		02 ガラス製品	16	10	4	10	6	3	20	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	99				
		03 陶磁器製品	9	6	2	5	0	2	30	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	71				
		04 耐火物製造	4	3	0	2	1	0	14	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	0	34				
		05 その他の窯業	5	6	3	3	1	2	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	45				
		09 その他の土石製品	49	40	19	37	12	12	100	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	2	0	329				
		小計	274	152	70	131	40	56	369	47	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108	5	0	1,307				
		10 鉄鋼業	01 製鉄・製鋼	01 製鉄・製鋼	24	18	12	25	4	15	67	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	1	0	219		
				02 鋳物業	18	14	7	63	17	24	107	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	1	0	334		
				09 その他の鉄鋼業	23	12	7	30	6	15	83	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	1	1	216		
小計	65			44	26	118	27	54	257	35	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	3	1	769				
11 非鉄金属	01 非鉄金属純延			01 非鉄金属純延	12	8	1	6	3	11	40	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0	0	103		
				02 非鉄金属	5	7	2	14	0	4	31	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	102		
				09 その他の非鉄金属	14	11	3	14	3	7	36	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	2	121		
				小計	31	26	6	34	6	22	107	27	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	0	2	326		









18. 業種別・起因物別死傷

大業種	中業種	小業種	原動機	動力伝導機構	木材加工用機械	建設機械等	金属加工用機械	一般動力機械	動力クレーン等	動力運搬機	乗物
01 製造業	01 食料品製造	01 肉・乳製品	1	5	0	0	2	163	3	70	3
		02 水産食料品	0	6	1	0	2	234	8	84	3
		03 農産食料品	0	5	0	0	0	91	6	46	2
		04 パン・菓子製造	0	13	0	0	1	323	5	62	15
		05 酒製造	0	3	0	0	0	22	2	7	7
		06 飲料製造	0	1	0	0	0	10	1	18	3
		09 その他の食品	0	13	1	0	6	849	30	246	60
		小計	1	46	2	0	11	1,692	55	533	93
		02 繊維工業	01 製糸業	0	0	0	0	0	2	0	1
	02 紡績業		0	1	0	0	0	11	0	1	0
	03 織物業		0	1	0	0	1	22	1	5	2
04 染色整理業	0		2	1	0	1	17	1	4	0	
09 その他の繊維	0		5	0	0	2	65	2	16	2	
小計	0	9	1	0	4	117	4	27	4		
03 衣服その他の繊維	01 外衣下着	0	0	0	0	0	21	0	1	1	
	09 その他の繊維製品	0	4	0	0	0	46	0	4	0	
小計	0	4	0	0	0	67	0	5	1		
04 木材・木製品	01 製材業	0	14	234	1	1	15	3	93	3	
	02 合板製造	0	2	46	0	0	16	0	14	0	
	09 その他の木材	0	3	277	2	6	23	8	73	4	
	小計	0	19	557	3	7	54	11	180	7	
05 家具・装備品	01 木製家具	0	1	177	0	5	16	0	7	1	
	02 金属製家具	0	0	0	0	9	2	0	2	0	
	03 建具製造	0	0	68	0	1	7	0	1	0	
	09 その他の家具	0	0	42	0	4	7	0	11	0	
小計	0	1	287	0	19	32	0	21	1		
06 パルプ等	01 パルプ・紙	0	1	0	1	0	58	0	18	0	
	02 紙加工品製造	1	9	1	0	9	215	2	58	4	
	09 その他パルプ等	0	3	3	0	3	75	1	18	1	
小計	1	13	4	1	12	348	3	94	5		
07 印刷・製本	01 印刷業	0	2	0	0	10	201	2	27	5	
	02 製本業	0	0	0	0	4	24	1	2	0	
	09 その他の印刷	0	0	1	0	3	19	0	4	3	
小計	0	2	1	0	17	244	3	33	8		
08 化学工業	01 無機・有機化学	1	3	1	1	3	24	2	22	1	
	02 化学繊維製造	0	1	0	0	1	9	0	3	0	
	03 医薬品製造	0	2	0	0	1	27	0	7	1	
	04 石油・石炭製品	0	2	0	5	0	6	1	9	5	
	05 プラスチック製品	1	13	13	0	36	244	9	69	2	
	06 ゴム製品製造	0	4	1	0	13	78	1	6	1	
	07 皮革製品製造	0	0	0	0	2	22	0	0	1	
	08 塗料製造	0	2	0	0	0	5	0	5	0	
	09 化学肥料	0	0	0	2	1	8	2	9	1	
	99 その他の化学	0	1	3	1	2	44	2	31	1	
小計	2	28	18	9	59	467	17	161	13		
09 窯業土石	01 セメント製品	0	7	7	13	7	54	34	189	5	
	02 ガラス製品	0	1	2	0	0	17	0	9	3	
	03 陶磁器製品	0	4	1	0	4	14	0	12	0	
	04 耐火物製造	0	2	0	0	0	5	0	8	1	
	05 その他の窯業	0	1	0	0	1	6	0	10	0	
	09 その他の土石製品	0	6	2	7	8	42	10	60	5	
小計	0	21	12	20	20	138	44	288	14		
10 鉄鋼業	01 製鉄・製鋼	1	2	1	1	26	18	16	19	3	
	02 鋳物業	0	4	4	0	33	28	27	37	0	
	09 その他の鉄鋼業	0	2	0	5	28	14	23	24	2	
小計	1	8	5	6	87	60	66	80	5		
11 非鉄金属	01 非鉄精錬圧延	0	2	1	1	12	10	3	20	1	
	02 非鉄鋳物業	0	1	0	0	30	6	7	3	0	
	09 その他の非鉄金属	0	1	3	0	20	16	2	9	3	
小計	0	4	4	1	62	32	12	32	4		

者数（休業4日以上）

（平成26年）（単位：人）

圧力容器	化学設備	溶接装置	炉・窯等	電気設備	人力機械工具等	用具	その他の装置、設備	仮設物、建設物、構築物等	危険物、有害物等	材料	荷	環境等	その他の起因物	起因物なし	分類不能	合計
1	0	0	2	2	146	77	37	238	14	23	73	25	29	39	1	954
0	0	0	3	1	109	69	25	287	21	20	69	43	25	28	2	1,040
0	0	0	2	0	23	41	16	98	5	14	27	11	4	9	1	401
3	0	0	5	2	76	94	33	300	17	33	48	20	13	41	3	1,107
1	0	0	0	1	3	15	5	33	2	6	6	2	0	6	0	121
2	1	0	0	0	3	11	5	17	3	1	5	2	0	10	0	93
8	1	0	26	9	502	282	172	1,318	69	100	228	118	79	137	5	4,259
15	2	0	38	15	862	589	293	2,291	131	197	456	221	150	270	12	7,975
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	4	3	0	6	0	0	1	2	1	0	0	30
0	0	0	1	0	4	6	4	15	0	1	3	1	0	2	0	69
1	0	0	0	0	5	2	0	13	3	3	4	4	0	2	0	63
0	0	0	0	0	8	13	4	36	1	9	6	2	0	7	0	178
1	0	0	1	0	21	25	8	70	4	13	14	9	1	11	0	344
0	0	0	0	0	4	5	5	31	0	0	2	4	0	7	0	81
0	0	0	0	1	9	15	8	38	1	10	6	2	3	4	0	151
0	0	0	0	1	13	20	13	69	1	10	8	6	3	11	0	232
0	0	0	1	1	13	17	6	68	1	113	5	14	2	10	0	615
0	0	0	2	0	4	7	3	24	0	16	0	7	1	4	1	147
2	0	0	1	0	13	27	5	45	1	58	15	10	4	10	1	588
2	0	0	4	1	30	51	14	137	2	187	20	31	7	24	2	1,350
0	0	0	0	0	11	6	4	21	0	22	7	3	1	6	0	288
0	0	0	0	0	1	2	0	3	0	6	4	0	0	0	1	30
0	0	0	0	0	6	1	0	4	1	10	2	1	1	1	0	104
0	0	0	0	0	5	7	1	6	1	6	3	2	1	3	0	99
0	0	0	0	0	23	16	5	34	2	44	16	6	3	10	1	521
0	0	0	0	0	7	6	4	35	2	3	7	2	1	3	0	148
0	0	0	0	1	10	26	7	58	3	12	17	7	1	15	1	457
0	0	0	0	0	6	7	5	16	0	3	11	3	1	2	0	158
0	0	0	0	1	23	39	16	109	5	18	35	12	3	20	1	763
0	0	0	0	0	21	23	5	70	2	15	20	3	3	17	0	426
0	0	1	0	0	1	6	2	9	0	1	8	2	1	1	0	63
0	0	0	0	0	6	2	2	9	0	1	3	1	1	1	1	57
0	0	1	0	0	28	31	9	88	2	17	31	6	5	19	1	546
1	10	1	1	2	11	22	15	50	10	8	16	4	3	7	2	221
0	0	0	0	0	1	1	1	6	2	1	1	2	0	0	0	29
0	3	0	0	0	4	7	7	45	11	3	7	8	1	8	1	143
0	1	0	2	0	1	3	4	14	10	3	2	1	0	2	0	71
0	0	0	4	1	58	85	32	151	3	41	52	17	3	32	1	867
0	0	0	5	1	12	12	8	29	4	15	15	5	2	8	0	220
0	0	0	0	0	2	2	0	10	0	1	1	1	0	1	0	43
0	0	0	0	0	1	6	4	5	2	4	2	1	0	0	0	37
0	0	0	0	0	1	3	1	8	3	3	7	1	0	3	0	53
0	3	0	1	0	12	28	10	47	18	18	27	4	2	8	2	265
1	17	1	13	4	103	169	82	365	63	97	130	44	11	69	6	1,949
1	0	1	1	1	12	61	45	138	3	97	22	15	1	15	0	729
0	0	1	0	0	7	11	4	17	4	14	3	3	1	2	0	99
0	0	0	0	0	3	6	0	13	1	6	2	0	0	5	0	71
0	0	0	2	0	0	3	1	5	0	2	1	0	1	3	0	34
0	0	0	0	0	5	4	5	3	1	4	3	1	0	1	0	45
0	0	0	2	0	13	23	5	46	2	62	15	11	1	9	0	329
1	0	2	5	1	40	108	60	222	11	185	46	30	4	35	0	1,307
0	0	3	2	2	4	14	7	30	10	38	9	4	1	7	1	219
0	0	3	11	2	10	36	12	22	6	71	15	5	3	5	0	334
0	0	4	3	0	7	12	8	14	3	43	12	5	2	5	0	216
0	0	10	16	4	21	62	27	66	19	152	36	14	6	17	1	769
0	0	0	6	0	2	7	3	11	3	11	4	3	1	2	0	103
0	0	1	3	0	8	3	5	9	2	19	3	0	0	2	0	102
1	0	0	3	0	7	9	6	12	6	13	2	3	2	2	1	121
1	0	1	12	0	17	19	14	32	11	43	9	6	3	6	1	326

大業種	中業種	小業種	原動機	動力伝導機構	木材加工用機械	建設機械等	金属加工用機械	一般動力機械	動力クレーン等	動力運搬機	乗物
	12 金属製品	01 洋食器・刃物	0	0	0	0	21	3	2	2	4
		02 ねじ等製造	0	1	0	0	21	5	5	3	0
		03 金属プレス	0	1	2	1	233	14	10	21	0
		04 めっき業	0	2	1	0	17	7	15	13	2
		09 その他金属	0	18	21	9	893	142	284	256	20
		小計	0	22	24	10	1,185	171	316	295	26
	13 一般機械器具	01 機械器具製造	0	8	13	8	335	91	101	67	24
		02 計量器測定器	0	0	0	0	8	3	0	1	0
		03 光学機械	0	0	0	0	7	3	0	3	2
		04 時計製造	0	0	0	0	0	1	0	0	0
		05 その他精密機械	0	3	0	0	44	11	6	2	7
		小計	0	11	13	8	394	109	107	73	33
	14 電気機械器具	01 重電機	0	0	0	0	14	4	0	6	4
		02 軽電機製造	0	0	2	0	10	11	1	10	0
		03 電子・通信機器	0	3	0	0	18	51	1	5	14
		09 その他の電気機械	0	1	1	1	41	41	9	14	14
			小計	0	4	3	1	83	107	11	35
	15 輸送機械製造	01 造船業	1	1	3	1	22	6	35	15	23
		02 自動車製造	0	10	3	1	210	85	25	102	10
		03 鉄道車両	0	0	1	0	2	2	1	2	0
09 その他輸送機械		0	1	4	0	42	17	7	12	3	
		小計	1	12	11	2	276	110	68	131	36
16 電気・ガス	01 電気業	0	1	1	0	0	0	0	0	6	
	02 ガス業	0	0	0	0	0	1	0	1	13	
	03 水道業	0	1	1	0	0	0	0	0	8	
	09 その他の電気・ガス	0	1	0	0	0	0	0	1	0	
		小計	0	3	2	0	0	1	0	2	27
17 その他の製造	01 自動車整備	2	11	5	6	18	12	15	103	64	
	02 機械修理業	0	2	2	16	19	9	20	18	9	
	03 クリーニング業	0	5	0	0	2	66	0	34	22	
	04 たばこ製造	0	0	0	0	0	1	0	2	0	
	09 その他製造	0	8	27	8	33	158	24	116	14	
	小計	2	26	34	30	72	246	59	273	109	
	計	8	233	978	91	2,308	3,995	776	2,263	418	
02 鉱業	01 石炭鉱業	01 一般石炭	0	0	0	0	0	0	1	0	
		09 その他の石炭	0	0	0	0	0	0	0	1	0
		小計	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	02 土石採取業	01 採石業	0	3	1	16	0	4	4	36	2
		02 砂利採取業	0	0	2	9	1	4	3	21	1
		09 その他の土石採取	0	1	0	2	0	1	1	6	0
		小計	0	4	3	27	1	9	8	63	3
03 その他の鉱業	01 金属鉱業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
	02 石油等鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	09 その他鉱業	0	1	0	0	1	0	0	0	0	
	小計	0	1	0	0	1	1	0	0	0	
	計	0	5	3	27	2	10	8	65	3	
03 建設業	01 土木工事	01 水力発電所	0	0	0	5	0	0	3	1	0
		02 トンネル建設工事	0	0	0	11	0	2	1	4	2
		03 地下鉄建設工事	0	0	0	1	0	0	0	0	0
		04 軌道建設工事	0	0	2	4	5	3	7	3	7
		05 橋梁建設工事	0	0	5	15	3	2	12	7	2
		06 道路建設工事	0	0	20	175	8	23	24	123	34
		07 河川土木工事	0	1	6	41	3	6	19	20	3
		08 砂防工業	0	0	4	17	0	1	3	9	3
		09 土地整理土木	0	0	10	58	5	16	13	43	6
		10 上下水道	1	0	2	85	13	5	15	38	8
		11 港湾海岸	0	0	1	9	2	3	15	10	4
		99 その他土木	1	1	100	222	33	72	85	276	74
			小計	2	2	150	643	72	133	197	534

(平成26年) (単位:人)

圧力 容器	化学 設備	溶接 装置	炉・ 窯等	電気 設備	人力 機械 工具等	用具	その他 の装置、 設備	仮設備、 建設物、 構築物等	危険物、 有害物 等	材料	荷	環境等	その他 の起因 物	起因物 なし	分類 不能	合計
0	0	0	0	1	1	2	0	7	0	9	0	0	0	1	0	53
0	0	0	0	0	1	4	3	9	0	2	8	1	0	0	0	63
0	0	21	2	0	18	18	8	22	0	61	20	4	3	14	0	473
1	2	0	3	0	14	17	6	38	25	32	12	3	1	6	0	217
5	1	64	7	3	110	310	75	379	34	836	149	33	15	97	5	3,766
6	3	85	12	4	144	351	92	455	59	940	189	41	19	118	5	4,572
0	1	17	8	1	93	163	48	193	12	246	65	23	11	55	4	1,587
0	0	0	0	0	0	3	4	13	2	2	3	2	1	2	0	44
0	0	0	0	1	1	1	1	11	0	2	1	2	0	3	0	38
0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	3	1	2	0	1	0	11
0	0	1	0	0	8	6	2	32	3	19	14	3	1	7	1	170
0	1	18	8	2	103	173	55	250	18	272	84	32	13	68	5	1,850
0	0	3	0	3	2	13	0	14	1	10	5	1	1	11	0	92
0	0	1	0	0	8	7	5	34	2	10	6	2	1	7	0	117
0	1	1	0	0	21	26	9	80	5	14	23	12	0	22	0	306
0	0	1	2	5	30	26	16	74	4	30	33	15	3	15	1	377
0	1	6	2	8	61	72	30	202	12	64	67	30	5	55	1	892
1	0	20	0	1	8	48	16	113	12	57	18	4	7	4	1	417
0	0	24	5	6	68	88	32	152	14	115	50	19	20	66	1	1,106
0	0	2	0	0	6	2	3	12	0	2	0	1	0	2	0	38
0	0	3	0	1	11	31	9	30	2	27	12	7	0	10	2	231
1	0	49	5	8	93	169	60	307	28	201	80	31	27	82	4	1,792
0	0	0	0	0	3	1	1	17	0	0	0	8	0	3	0	41
1	0	0	0	0	0	0	2	11	1	0	2	2	2	2	0	38
0	0	0	0	1	4	3	2	20	1	1	2	4	0	1	0	49
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4
1	0	0	0	1	7	4	5	48	3	2	4	14	2	6	0	132
2	0	2	0	0	38	67	11	83	14	37	14	17	5	25	0	551
0	0	0	0	1	17	21	12	30	2	21	11	9	2	5	0	226
3	0	0	2	3	38	40	21	147	1	9	32	16	7	12	1	461
0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	7
2	0	0	5	1	50	86	33	137	8	66	55	21	8	27	0	887
7	0	2	7	5	143	214	78	399	25	133	112	63	22	70	1	2,132
36	24	175	123	55	1,732	2,112	861	5,144	396	2,575	1,337	596	284	891	41	27,452
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	1	0	0	4	4	2	31	0	12	1	19	0	2	0	142
0	0	0	0	1	3	2	2	15	0	4	0	3	0	3	0	74
0	0	0	0	0	1	0	0	4	1	0	0	1	0	0	1	19
0	0	1	0	1	8	6	4	50	1	16	1	23	0	5	1	235
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	5
0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	7
0	0	1	0	1	8	7	4	53	1	16	1	23	0	5	1	244
0	0	0	0	0	0	2	1	5	0	2	0	1	0	1	0	21
0	0	0	0	0	1	0	3	10	0	7	0	7	0	0	0	48
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3
0	0	0	0	1	7	2	2	23	0	12	6	4	0	4	0	92
0	0	0	0	0	4	5	2	51	2	12	4	4	2	2	0	134
1	0	0	0	4	29	43	10	117	1	72	13	95	3	11	0	806
0	0	1	0	0	4	16	0	44	0	30	2	28	1	0	0	225
0	0	0	0	0	5	6	1	28	0	6	2	26	0	0	0	111
0	0	0	0	0	10	26	3	44	1	36	5	56	1	4	0	337
1	0	0	0	0	12	19	5	53	2	49	11	40	2	3	0	364
0	0	0	0	0	1	17	2	26	3	8	2	6	0	3	0	112
2	0	2	0	3	71	186	24	325	7	243	57	241	9	41	3	2,078
4	0	3	0	8	144	322	53	727	16	477	102	509	18	69	3	4,331

大業種	中業種	小業種	原動機	動力伝導機構	木材加工用機械	建設機械等	金属加工用機械	一般動力機械	動力クレーン等	動力運搬機	乗物
	02 建築工事	01 鉄骨・鉄筋家屋	1	1	101	163	75	46	88	125	130
		02 木造家屋建築	1	2	325	56	52	54	32	111	27
		03 建築設備工事	0	0	23	25	24	16	8	46	24
		09 その他の建築工事	0	0	129	160	88	54	60	263	112
		小計	2	3	578	404	239	170	188	545	293
	03 その他の建設	01 電気通信工事	0	2	7	32	10	8	27	32	38
		02 機械器具設置	0	3	6	6	18	15	30	29	19
		09 その他の建設	0	2	49	91	33	42	45	166	94
		小計	0	7	62	129	61	65	102	227	151
	計	4	12	790	1,176	372	368	487	1,306	587	
04 運輸交通業	01 鉄道等	01 鉄道・軌道	0	1	2	0	0	3	2	7	44
		02 水運業	0	0	0	1	0	1	1	0	6
		03 航空業	0	0	0	0	0	1	0	2	87
		小計	0	1	2	1	0	5	3	9	137
	02 道路旅客	01 ハイヤー・タクシー	2	1	0	0	2	1	1	22	1,030
		02 バス業	0	0	0	1	2	0	2	27	352
		09 その他の旅客	0	0	0	0	0	0	1	1	6
	小計	2	1	0	1	4	1	4	50	1,388	
	03 道路貨物運送	01 一般貨物	1	7	10	42	6	29	192	5,193	360
		02 特定貨物	0	0	0	2	1	1	10	182	16
03 貨物軽自動車		0	0	0	0	0	2	0	36	6	
09 その他の道路貨物		0	0	0	1	1	1	9	164	15	
小計	1	7	10	45	8	33	211	5,575	397		
04 その他の運輸交通	09 その他の運輸交通	0	0	0	1	0	0	0	24	14	
計	3	9	12	48	12	39	218	5,658	1,936		
05 貨物取扱	01 陸上貨物	01 陸上貨物	1	0	10	0	0	16	12	320	30
	02 港湾運送業	01 一般港湾	0	0	0	0	0	0	6	11	3
		02 港湾荷役業	0	0	1	4	0	0	22	41	14
		09 その他の港湾運送	0	0	1	1	0	1	0	6	2
	小計	0	0	2	5	0	1	28	58	19	
計	1	0	12	5	0	17	40	378	49		
06 農林業	01 農業	01 農業	2	10	68	14	4	147	6	98	21
	02 林業	01 木材伐出	0	0	223	16	1	35	30	50	3
		09 その他の林業	0	0	112	10	0	39	9	24	3
	小計	0	0	335	26	1	74	39	74	6	
計	2	10	403	40	5	221	45	172	27		
07 畜産・水産業	01 畜産業	01 畜産業	0	5	3	13	2	50	4	75	16
	02 水産業	01 漁業	0	2	0	0	0	10	30	14	105
		09 その他の水産業	0	1	1	0	2	7	6	6	26
	小計	0	3	1	0	2	17	36	20	131	
計	0	8	4	13	4	67	40	95	147		
08 商業	01 卸売業	01 各種商品卸	0	0	0	1	0	3	1	28	5
		02 家具等卸売	0	0	1	0	0	0	0	6	4
		09 その他の卸売	0	7	13	12	23	85	42	433	164
		小計	0	7	14	13	23	88	43	467	173
	02 小売業	01 各種商品小売	0	0	1	0	1	38	6	33	35
		02 自動車小売	0	4	0	2	7	6	8	42	60
		03 家具等小売業	0	0	2	0	2	2	1	10	6
		04 燃料小売業	0	2	3	9	2	5	2	52	55
		05 新聞販売	0	0	0	0	0	2	0	18	1,341
		09 その他の小売業	1	3	26	24	20	343	42	311	427
	小計	1	9	32	35	32	396	59	466	1,924	
	03 理美容業	01 理容業	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		02 美容業	0	0	0	0	0	0	0	1	8
小計	0	0	0	0	0	0	0	1	9		
04 その他の商業	01 倉庫業	0	0	2	0	2	4	4	117	2	
	09 その他の商業	0	4	9	22	5	14	44	80	80	
小計	0	4	11	22	7	18	48	197	82		
計	1	20	57	70	62	502	150	1,131	2,188		



(平成26年) (単位:人)

圧力容器	化学設備	溶接装置	炉・窯等	電気設備	人力機械工具等	用具	その他の装置、設備	仮設物、建設物、構築物等	危険物、有害物等	材料	荷	環境等	その他の起因物	起因物なし	分類不能	合計
0	1	9	2	9	89	410	25	1,074	13	421	61	99	5	43	5	2,996
0	0	0	1	1	120	409	15	1,075	5	334	30	73	12	40	2	2,777
1	0	1	0	4	34	162	14	194	4	80	31	20	3	14	2	730
2	0	6	1	8	118	507	30	1,172	32	459	102	67	22	56	4	3,452
3	1	16	4	22	361	1,488	84	3,515	54	1,294	224	259	42	153	13	9,955
0	0	1	0	35	21	128	13	143	7	37	17	34	8	22	0	622
3	3	2	1	10	23	85	43	141	9	43	31	17	8	6	2	553
6	4	5	2	13	79	232	40	416	15	215	55	78	12	27	2	1,723
9	7	8	3	58	123	445	96	700	31	295	103	129	28	55	4	2,898
16	8	27	7	88	628	2,255	233	4,942	101	2,066	429	897	88	277	20	17,184
1	0	0	0	4	7	19	8	111	1	5	2	26	20	34	0	297
1	0	1	0	0	3	9	0	13	0	2	0	1	1	0	0	40
0	0	0	1	0	8	13	6	30	0	2	24	10	10	17	0	211
2	0	1	1	4	18	41	14	154	1	9	26	37	31	51	0	548
0	0	0	0	0	25	26	5	321	1	3	46	127	55	96	16	1,780
0	1	0	0	1	25	76	14	213	0	12	25	54	34	52	3	894
0	0	0	0	0	1	3	1	11	0	4	1	2	0	2	1	34
0	1	0	0	1	51	105	20	545	1	19	72	183	89	150	20	2,708
4	2	2	0	6	789	730	104	1,870	18	543	1,381	332	83	464	26	12,194
0	0	0	0	0	16	20	4	68	2	15	64	12	2	16	1	432
0	0	0	0	0	6	5	1	21	0	2	19	2	0	0	0	100
0	0	0	0	0	10	20	5	45	0	15	39	11	1	9	1	347
4	2	2	0	6	821	775	114	2,004	20	575	1,503	357	86	489	28	13,073
0	0	0	0	0	8	7	0	13	0	7	11	1	1	5	0	92
6	3	3	1	11	898	928	148	2,716	22	610	1,612	578	207	695	48	16,421
1	0	1	0	2	122	116	14	203	4	40	156	25	7	53	4	1,137
0	0	0	0	0	1	7	0	10	1	6	6	2	1	2	0	56
0	0	0	0	0	5	39	7	46	1	34	33	4	3	10	1	265
0	0	0	0	0	0	7	1	2	1	2	2	0	0	2	0	28
0	0	0	0	0	6	53	8	58	3	42	41	6	4	14	1	349
1	0	1	0	2	128	169	22	261	7	82	197	31	11	67	5	1,486
1	0	0	0	0	81	235	13	206	1	35	45	202	20	33	1	1,243
0	0	0	0	0	11	19	1	31	0	70	4	538	7	7	0	1,046
0	0	0	0	0	19	13	2	25	1	26	2	262	7	9	2	565
0	0	0	0	0	30	32	3	56	1	96	6	800	14	16	2	1,611
1	0	0	0	0	111	267	16	262	2	131	51	1,002	34	49	3	2,854
2	0	1	0	1	30	48	23	125	8	20	25	469	50	21	1	992
0	0	0	0	0	11	90	14	31	0	4	11	28	10	18	0	378
0	0	0	0	0	3	17	4	25	1	10	5	8	9	8	0	139
0	0	0	0	0	14	107	18	56	1	14	16	36	19	26	0	517
2	0	1	0	1	44	155	41	181	9	34	41	505	69	47	1	1,509
0	0	0	0	0	10	14	3	42	2	2	13	5	7	5	0	141
0	0	0	0	0	0	4	1	8	0	6	8	1	0	2	0	41
3	0	2	1	2	145	173	42	542	16	131	259	78	30	117	1	2,321
3	0	2	1	2	155	191	46	592	18	139	280	84	37	124	1	2,503
0	0	0	4	5	374	212	91	746	6	68	254	54	71	155	6	2,160
0	0	1	0	0	14	43	9	63	7	10	11	11	6	17	0	321
0	0	0	0	0	10	13	4	30	0	8	12	4	1	5	1	111
6	2	0	0	2	16	50	22	129	5	10	29	35	10	31	1	478
0	0	0	0	0	87	12	6	635	1	9	15	291	30	32	4	2,483
4	0	0	16	22	913	852	352	2,425	34	261	815	280	162	455	24	7,812
10	2	1	20	29	1,414	1,182	484	4,028	53	366	1,136	675	280	695	36	13,365
0	0	0	0	0	8	1	0	6	0	1	0	0	5	3	0	25
0	0	0	0	1	10	15	2	46	0	1	3	5	7	14	0	113
0	0	0	0	1	18	16	2	52	0	2	3	5	12	17	0	138
0	0	0	0	1	41	65	20	89	1	22	80	20	6	24	2	502
2	0	0	0	3	60	81	36	308	14	51	67	52	14	51	0	997
2	0	0	0	4	101	146	56	397	15	73	147	72	20	75	2	1,499
15	2	3	21	36	1,688	1,535	588	5,069	86	580	1,566	836	349	911	39	17,505

大業種	中業種	小業種	原動機	動力伝導機構	木材加工用機械	建設機械等	金属加工用機械	一般動力機械	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	
09 金融広告業	01 金融業	01 銀行・信託	0	0	0	0	0	2	0	8	81	
		02 証券・取引	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		03 保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	9	344
		09 その他の金融業	0	0	1	0	0	1	0	2	7	
		小計	0	0	1	0	0	3	0	19	434	
	02 広告・あっせん	01 旅行業	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
	09 その他の広告あっせん	0	0	2	1	1	1	0	3	21		
	小計	0	0	2	1	1	1	0	3	26		
	計	0	0	3	1	1	4	0	22	460		
10 映画・演劇業	01 映画・演劇業	01 映画製作	0	0	2	0	0	0	0	0	1	
		02 映画館	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
		09 その他の映画	0	0	1	0	0	0	0	4	4	
		計	0	0	3	0	0	0	0	5	5	
11 通信業	01 通信業	01 通信業	0	0	0	2	1	1	1	31	1,238	
	計	0	0	0	2	1	1	1	31	1,238		
12 教育研究	01 教育研究	01 教習所	0	0	2	0	0	0	0	1	23	
		02 ソフトウェア業	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		09 その他教育	0	0	3	2	1	14	1	9	50	
		計	0	0	5	2	1	14	1	10	75	
13 保健衛生業	01 医療保健業	01 病院	0	0	0	0	0	34	3	5	71	
		02 一般診療所	0	0	0	0	0	0	0	0	14	
		09 その他医療保健	0	0	0	0	0	1	0	2	53	
		小計	0	0	0	0	0	35	3	7	138	
	02 社会福祉施設	01 社会福祉施設	0	1	9	3	2	40	7	34	604	
	03 その他の保健衛生	01 浴場業	0	0	1	0	0	3	0	0	1	
09 その他の保健衛生		0	0	0	0	0	2	0	1	21		
小計		0	0	1	0	0	5	0	1	22		
	計	0	1	10	3	2	80	10	42	764		
14 接客娯楽	01 旅館業	01 旅館業	0	0	0	2	0	17	4	7	40	
	02 飲食店	01 一般飲食店	1	2	0	0	1	244	3	14	130	
		09 その他の飲食店	0	0	1	0	0	23	0	1	19	
		小計	1	2	1	0	1	267	3	15	149	
	03 その他の接客	01 ゴルフ場	0	2	21	12	2	42	3	71	108	
		02 公園・遊園地	0	1	1	1	1	5	0	3	10	
		09 その他の接客	1	6	2	0	1	23	1	8	34	
小計		1	9	24	13	4	70	4	82	152		
	計	2	11	25	15	5	354	11	104	341		
15 清掃・と畜	01 清掃・と畜	01 ビルメンテナンス	0	8	4	1	2	38	11	54	99	
		02 産業廃棄物	2	9	8	54	18	71	20	401	20	
		03 その他の廃棄物	0	6	1	9	10	17	4	254	46	
		04 火葬業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		05 と畜業	0	0	0	0	0	5	1	2	0	
		09 その他の清掃・と畜	0	2	8	7	1	25	2	126	35	
		計	2	25	21	71	31	156	38	837	201	
16 官公署	01 官公署	01 官公署	0	0	1	0	0	2	1	3	6	
	計	0	0	1	0	0	2	1	3	6		
17 その他の事業	01 派遣業	01 派遣業	0	0	0	1	2	3	0	9	18	
	02 その他の事業	01 警備業	0	0	2	55	0	1	4	68	244	
		02 情報処理	0	0	0	0	0	1	0	0	8	
		09 その他の事業	1	4	26	22	11	93	25	232	406	
		小計	1	4	28	77	11	95	29	300	658	
	計	1	4	28	78	13	98	29	309	676		
		合計	24	338	2,355	1,642	2,819	5,928	1,855	12,431	9,121	

資料出所:労働者死傷病報告

(平成26年) (単位:人)

圧力 容器	化学 設備	溶接 装置	炉・ 窯等	電気 設備	人力 機械 工具等	用具	その他 の装置、 設備	仮設物、 建設物、 構築物等	危険物、 有害物 等	材料	荷	環境等	その他 の起因 物	起因物 なし	分類 不能	合計
1	0	0	0	2	8	10	1	71	0	0	4	11	1	8	0	208
0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	0	0	7
0	0	0	0	2	37	14	9	327	2	2	5	30	11	40	1	833
0	0	0	0	0	0	2	0	19	0	0	2	3	1	4	1	43
1	0	0	0	4	45	26	11	419	2	2	11	44	15	52	2	1,091
0	0	0	0	0	1	0	0	16	1	0	2	4	1	6	0	36
0	0	0	0	0	2	20	3	63	0	6	8	4	5	10	0	150
0	0	0	0	0	3	20	3	79	1	6	10	8	6	16	0	186
1	0	0	0	4	48	46	14	498	3	8	21	52	21	68	2	1,277
0	0	0	0	0	1	3	2	8	0	1	2	1	1	2	0	24
1	0	0	0	0	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	7
0	0	0	0	0	3	9	5	9	0	3	2	3	3	6	1	53
1	0	0	0	0	5	12	8	20	0	4	4	4	4	8	1	84
0	0	0	0	2	134	69	30	590	0	11	95	143	16	100	5	2,469
0	0	0	0	2	134	69	30	590	0	11	95	143	16	100	5	2,469
0	0	0	0	0	2	0	2	23	0	0	0	2	1	4	1	61
0	0	0	0	0	1	1	1	15	0	0	2	1	1	2	0	26
0	0	0	2	5	49	91	29	299	7	19	13	90	51	86	4	825
0	0	0	2	5	52	92	32	337	7	19	15	93	53	92	5	912
4	0	0	3	3	126	132	91	812	10	10	44	135	316	468	41	2,308
1	0	0	0	0	12	12	10	139	0	3	3	23	19	47	2	285
0	0	0	0	0	15	15	12	92	4	3	5	20	38	36	4	300
5	0	0	3	3	153	159	113	1,043	14	16	52	178	373	551	47	2,893
1	0	0	9	9	407	415	204	2,065	12	66	79	522	1,057	1,592	86	7,224
1	0	0	0	0	2	16	6	46	1	4	3	2	5	3	0	94
0	0	0	0	0	7	9	0	42	0	2	4	16	8	17	2	131
1	0	0	0	0	9	25	6	88	1	6	7	18	13	20	2	225
7	0	0	12	12	569	599	323	3,196	27	88	138	718	1,443	2,163	135	10,342
4	0	0	7	6	70	164	101	783	16	48	57	94	39	80	3	1,542
9	0	0	21	7	504	420	326	1,219	152	333	158	149	151	160	14	4,018
0	0	0	2	3	68	40	26	147	19	38	16	19	22	14	1	459
9	0	0	23	10	572	460	352	1,366	171	371	174	168	173	174	15	4,477
0	0	0	0	2	20	90	17	350	2	26	16	201	41	72	5	1,103
0	0	0	0	2	5	14	7	61	1	2	7	17	9	48	4	199
0	0	0	1	3	27	91	70	294	9	19	75	104	34	83	6	892
0	0	0	1	7	52	195	94	705	12	47	98	322	84	203	15	2,194
13	0	0	31	23	694	819	547	2,854	199	466	329	584	296	457	33	8,213
2	0	0	1	12	126	408	162	1,555	22	64	88	193	57	157	10	3,074
1	1	2	2	4	34	54	33	176	23	139	85	27	19	39	2	1,244
0	0	2	1	0	11	30	16	203	1	76	96	29	19	63	2	896
0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	5
0	0	0	0	0	23	5	3	8	0	1	1	7	1	3	0	60
0	0	1	0	0	20	56	21	213	5	51	40	29	23	41	4	710
3	1	5	4	16	214	554	235	2,156	51	331	311	286	119	303	18	5,989
0	0	0	0	1	6	12	2	32	0	1	3	7	1	11	0	89
0	0	0	0	1	6	12	2	32	0	1	3	7	1	11	0	89
0	0	0	0	1	12	9	0	57	1	10	16	7	6	10	0	162
0	0	0	0	2	40	64	23	560	1	34	37	118	28	95	10	1,386
0	0	0	0	0	6	1	2	31	0	2	4	3	4	9	0	71
1	0	2	2	12	206	364	137	1,326	13	147	201	309	108	220	18	3,886
1	0	2	2	14	252	429	162	1,917	14	183	242	430	140	324	28	5,343
1	0	2	2	15	264	438	162	1,974	15	193	258	437	146	334	28	5,505
103	38	218	203	272	7,223	10,069	3,266	30,285	926	7,215	6,408	6,792	3,141	6,478	385	119,535

19. 業種別・年齢別労働災害発生状況

(平成26年) (単位:人)

業種		年齢	19歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	計
			以下	29歳	39歳	49歳	59歳	以上	
01 製造業	01 食料品製造	01 肉・乳製品	16	112	152	199	279	196	954
		02 水産食料品	20	130	164	207	230	289	1,040
		03 農産食料品	4	52	55	83	112	95	401
		04 パン・菓子製造	31	200	153	246	284	193	1,107
		05 酒製造	0	15	22	32	29	23	121
		06 飲料製造	2	14	24	22	20	11	93
		09 その他の食品	79	478	564	946	1,171	1,021	4,259
		小計	152	1,001	1,134	1,735	2,125	1,828	7,975
	02 繊維工業	01 製糸業	0	2	1	0	0	1	4
		02 紡績業	0	4	3	5	7	11	30
		03 織物業	1	13	10	11	16	18	69
04 染色整理業		1	6	7	9	13	27	63	
09 その他の繊維		3	23	25	37	41	49	178	
小計	5	48	46	62	77	106	344		
03 衣服その他の繊維	01 外衣下着	2	5	8	14	23	29	81	
	09 その他の繊維製品	1	21	27	29	27	46	151	
	小計	3	26	35	43	50	75	232	
04 木材・木製品	01 製材業	18	92	96	139	122	148	615	
	02 合板製造	4	18	25	36	40	24	147	
	09 その他の木材	8	71	110	126	125	148	588	
	小計	30	181	231	301	287	320	1,350	
05 家具・装備品	01 木製家具	9	43	53	48	62	73	288	
	02 金属製家具	2	7	6	5	7	3	30	
	03 建具製造	2	11	29	16	17	29	104	
	09 その他の家具	5	14	20	13	24	23	99	
	小計	18	75	108	82	110	128	521	
06 パルプ等	01 パルプ・紙	3	22	46	31	27	19	148	
	02 紙加工品製造	19	85	102	100	84	67	457	
	09 その他パルプ等	7	28	25	41	30	27	158	
	小計	29	135	173	172	141	113	763	
07 印刷・製本	01 印刷業	20	74	108	96	79	49	426	
	02 製本業	1	9	15	20	8	10	63	
	09 その他の印刷	1	5	22	11	11	7	57	
	小計	22	88	145	127	98	66	546	
08 化学工業	01 無機・有機化学	6	34	46	59	55	21	221	
	02 化学繊維製造	0	6	6	6	6	5	29	
	03 医薬品製造	5	26	36	35	34	7	143	
	04 石油・石炭製品	1	14	12	15	19	10	71	
	05 プラスチック製品	16	151	217	208	180	95	867	
	06 ゴム製品製造	6	39	55	51	38	31	220	
	07 皮革製品製造	0	3	12	5	10	13	43	
	08 塗料製造	2	11	9	6	4	5	37	
	09 化学肥料	3	6	11	10	12	11	53	
	99 その他の化学	7	49	66	78	36	29	265	
小計	46	339	470	473	394	227	1,949		
09 窯業土石	01 セメント製品	8	75	113	194	169	170	729	
	02 ガラス製品	0	5	37	27	20	10	99	
	03 陶磁器製品	2	11	13	15	15	15	71	
	04 耐火物製造	1	3	8	9	4	9	34	
	05 その他の窯業	1	5	12	12	8	7	45	
	09 その他の土石製品	7	41	65	73	82	61	329	
小計	19	140	248	330	298	272	1,307		
10 鉄鋼業	01 製鉄・製鋼	6	46	53	31	50	33	219	
	02 鋳物業	7	77	78	76	56	40	334	
	09 その他の鉄鋼業	7	36	46	66	35	26	216	
	小計	20	159	177	173	141	99	769	
11 非鉄金属	01 非鉄精錬圧延	0	22	19	25	17	20	103	
	02 非鉄鋳物業	1	23	19	20	20	19	102	
	09 その他の非鉄金属	1	22	24	41	18	15	121	
	小計	2	67	62	86	55	54	326	

(平成26年) (単位:人)

業種		年齢	19歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	計	
			以下	29歳	39歳	49歳	59歳	以上		
12 金属製品	01 洋食器・刃物 02 ねじ等製造 03 金属プレス 04 めっき業 09 その他金属		1	7	11	9	15	10	53	
			2	14	16	10	10	11	63	
			14	69	93	113	73	111	473	
			3	48	57	60	27	22	217	
			132	699	745	814	639	737	3,766	
		小計	152	837	922	1,006	764	891	4,572	
	13 一般機械器具	01 機械器具製造 02 計量器測定器 03 光学機械 04 時計製造 05 その他精密機械		41	308	314	331	325	268	1,587
				2	5	4	17	6	10	44
				0	4	12	7	12	3	38
				1	1	3	5	1	0	11
				5	29	36	45	23	32	170
		小計	49	347	369	405	367	313	1,850	
	14 電気機械器具	01 重電機 02 軽電機製造 03 電子・通信機器 09 その他の電気機械		2	27	12	23	12	16	92
				2	14	24	33	34	10	117
				5	52	60	75	83	31	306
				5	53	67	109	82	61	377
				14	146	163	240	211	118	892
15 輸送機械製造	01 造船業 02 自動車製造 03 鉄道車両 09 その他輸送機械		9	76	75	80	70	107	417	
			28	227	264	282	195	110	1,106	
			2	4	8	8	13	3	38	
			6	32	52	74	42	25	231	
			45	339	399	444	320	245	1,792	
16 電気・ガス	01 電気業 02 ガス業 03 水道業 09 その他の電気・ガス		0	11	6	12	9	3	41	
			0	9	6	8	12	3	38	
			1	1	6	11	15	15	49	
			0	0	0	0	4	0	4	
			1	21	18	31	40	21	132	
17 その他の製造	01 自動車整備 02 機械修理業 03 クリーニング業 04 たばこ製造 09 その他製造		8	82	118	128	110	105	551	
			4	31	44	61	33	53	226	
			8	41	61	109	140	102	461	
			0	1	1	2	1	2	7	
			15	121	144	232	196	179	887	
	小計	35	276	368	532	480	441	2,132		
	計	642	4,225	5,068	6,242	5,958	5,317	27,452		
02 鉱業	01 石炭鉱業	01 一般石炭	0	0	0	0	0	1	1	
		09 その他の石炭	0	0	0	0	1	0	1	
		小計	0	0	0	0	1	1	2	
	02 土石採取業	01 採石業	1	8	28	33	35	37	142	
		02 砂利採取業	1	1	7	11	26	28	74	
		09 その他の土石採取	1	1	2	5	5	5	19	
		小計	3	10	37	49	66	70	235	
	03 その他の鉱業	01 金属鉱業	0	0	0	2	0	0	2	
		02 石油等鉱業	0	0	0	0	0	0	0	
		09 その他鉱業	0	1	1	0	1	2	5	
	小計	0	1	1	2	1	2	7		
	計	3	11	38	51	68	73	244		
03 建設業	01 土木工事	01 水力発電所	0	0	3	6	4	8	21	
		02 トンネル建設工事	0	3	18	9	13	5	48	
		03 地下鉄建設工事	0	0	0	2	0	1	3	
		04 軌道建設工事	2	12	20	17	11	30	92	
		05 橋梁建設工事	6	17	20	31	29	31	134	
		06 道路建設工事	20	76	139	154	171	246	806	
		07 河川土木工事	3	17	33	38	54	80	225	
		08 砂防工事業	3	10	10	21	28	39	111	
		09 土地整理土木	9	34	42	67	85	100	337	
		10 上下水道	7	37	68	77	65	110	364	
		11 港湾海岸	3	10	10	29	30	30	112	
		99 その他土木	53	207	335	398	462	623	2,078	
	小計	106	423	698	849	952	1,303	4,331		

(平成26年) (単位:人)

業種			年齢						計
			19歳 以下	20歳 ～ 29歳	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 以上	
	02 建築工事	01 鉄骨・鉄筋家屋	104	495	584	636	518	659	2,996
		02 木造家屋建築	98	355	532	453	495	844	2,777
		03 建築設備工事	27	112	152	162	146	131	730
		09 その他の建築工事	154	575	641	692	596	794	3,452
		小計	383	1,537	1,909	1,943	1,755	2,428	9,955
	03 その他の建設	01 電気通信工事	12	104	151	135	118	102	622
		02 機械器具設置	24	108	114	122	89	96	553
		09 その他の建設	62	294	344	383	304	336	1,723
		小計	98	506	609	640	511	534	2,898
	計			587	2,466	3,216	3,432	3,218	4,265
04 運輸交通業	01 鉄道等	01 鉄道・軌道	3	59	61	49	98	27	297
		02 水運業	0	6	4	10	7	13	40
		03 航空業	2	66	59	59	22	3	211
		小計	5	131	124	118	127	43	548
	02 道路旅客	01 ハイヤー・タクシー	4	11	73	334	535	823	1,780
		02 バス業	6	33	144	323	286	102	894
		09 その他の旅客	0	2	2	7	8	15	34
		小計	10	46	219	664	829	940	2,708
	03 道路貨物運送	01 一般貨物	125	972	2,314	4,192	3,072	1,519	12,194
		02 特定貨物	3	21	85	146	112	65	432
03 貨物軽自動車		1	12	18	36	22	11	100	
09 その他の道路貨物		2	40	57	121	81	46	347	
小計		131	1,045	2,474	4,495	3,287	1,641	13,073	
04 その他の運輸交通	09 その他の運輸交通	4	10	15	26	14	23	92	
計			150	1,232	2,832	5,303	4,257	2,647	16,421
05 貨物取扱	01 陸上貨物	01 陸上貨物	19	139	241	346	234	158	1,137
	02 港湾運送業	01 一般港湾	1	9	8	16	14	8	56
		02 港湾荷役業	5	38	58	70	59	35	265
		09 その他の港湾運送	1	2	7	10	3	5	28
	小計	7	49	73	96	76	48	349	
計			26	188	314	442	310	206	1,486
06 農林業	01 農業	01 農業	21	170	215	178	176	483	1,243
	02 林業	01 木材伐出	10	97	180	164	225	370	1,046
		09 その他の林業	7	52	112	111	109	174	565
	小計	17	149	292	275	334	544	1,611	
計			38	319	507	453	510	1,027	2,854
07 畜産・水産業	01 畜産業	01 畜産業	18	176	249	176	211	162	992
	02 水産業	01 漁業	12	53	72	63	61	117	378
		09 その他の水産業	3	27	24	20	27	38	139
	小計	15	80	96	83	88	155	517	
計			33	256	345	259	299	317	1,509
08 商業	01 卸売業	01 各種商品卸	0	14	22	39	36	30	141
		02 家具等卸売	0	8	8	13	7	5	41
		09 その他の卸売	20	302	432	563	526	478	2,321
		小計	20	324	462	615	569	513	2,503
	02 小売業	01 各種商品小売	39	240	250	421	706	504	2,160
		02 自動車小売	4	86	63	77	54	37	321
		03 家具等小売業	2	13	24	26	31	15	111
		04 燃料小売業	13	85	107	107	95	71	478
		05 新聞販売	32	152	225	373	560	1,141	2,483
		09 その他の小売業	277	1,135	1,104	1,554	1,998	1,744	7,812
	小計	367	1,711	1,773	2,558	3,444	3,512	13,365	
	03 理美容業	01 理容業	0	4	7	6	5	3	25
		02 美容業	1	47	27	15	17	6	113
小計	1	51	34	21	22	9	138		
04 その他の商業	01 倉庫業	11	79	115	113	124	60	502	
	09 その他の商業	7	151	168	217	224	230	997	
	小計	18	230	283	330	348	290	1,499	
計			406	2,316	2,552	3,524	4,383	4,324	17,505

(平成26年) (単位:人)

業種			年齢						計
			19歳 以下	20歳 ～ 29歳	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 以上	
09 金融広告業	01 金融業	01 銀行・信託	0	45	38	42	72	11	208
		02 証券・取引	0	0	1	2	2	2	7
		03 保険業	0	68	123	206	251	185	833
		09 その他の金融業	0	5	1	15	17	5	43
	小計	0	118	163	265	342	203	1,091	
	02 広告・あつせん	01 旅行業	0	5	5	11	11	4	36
		09 その他の広告あつせん	1	24	25	30	33	37	150
	小計	1	29	30	41	44	41	186	
計			1	147	193	306	386	244	1,277
10 映画・演劇業	01 映画・演劇業	01 映画製作	0	3	10	8	3	0	24
		02 映画館	0	5	1	0	1	0	7
		09 その他の映画	2	22	11	9	5	4	53
	計	2	30	22	17	9	4	84	
11 通信業	01 通信業	01 通信業	18	429	508	642	638	234	2,469
	計	18	429	508	642	638	234	2,469	
12 教育研究	01 教育研究	01 教習所	0	4	6	20	16	15	61
		02 ソフトウェア業	1	2	3	11	6	3	26
		09 その他教育	3	81	124	165	242	210	825
	計	4	87	133	196	264	228	912	
13 保健衛生業	01 医療保健業	01 病院	13	219	363	486	707	520	2,308
		02 一般診療所	1	20	33	59	104	68	285
		09 その他医療保健	0	36	60	69	77	58	300
	小計	14	275	456	614	888	646	2,893	
	02 社会福祉施設	01 社会福祉施設	50	780	1,137	1,584	2,062	1,611	7,224
	03 その他の保健衛生	01 浴場業	3	3	13	11	28	36	94
09 その他の保健衛生		2	14	16	30	37	32	131	
小計		5	17	29	41	65	68	225	
計			69	1,072	1,622	2,239	3,015	2,325	10,342
14 接客娯楽	01 旅館業	01 旅館業	52	160	142	214	374	600	1,542
		計	52	160	142	214	374	600	1,542
	02 飲食店	01 一般飲食店	560	923	589	691	645	610	4,018
		09 その他の飲食店	34	80	54	96	72	123	459
	小計	594	1,003	643	787	717	733	4,477	
	03 その他の接客	01 ゴルフ場	27	90	97	201	315	373	1,103
		02 公園・遊園地	8	67	30	20	24	50	199
09 その他の接客		32	261	194	106	112	187	892	
小計	67	418	321	327	451	610	2,194		
計			713	1,581	1,106	1,328	1,542	1,943	8,213
15 清掃・と畜	01 清掃・と畜	01 ビルメンテナンス	17	126	212	334	680	1,705	3,074
		02 産業廃棄物	14	124	249	328	260	269	1,244
		03 その他の廃棄物	15	98	162	277	207	137	896
		04 火葬業	0	0	0	1	2	2	5
		05 と畜業	3	7	16	14	10	10	60
		09 その他の清掃・と畜	6	60	124	160	166	194	710
	計	55	415	763	1,114	1,325	2,317	5,989	
16 官公署	01 官公署	01 官公署	0	2	16	9	29	33	89
	計	0	2	16	9	29	33	89	
17 その他の事業	01 派遣業	01 派遣業	2	32	32	32	38	26	162
		計	2	32	32	32	38	26	162
	02 その他の事業	01 警備業	6	108	147	236	334	555	1,386
		02 情報処理	0	9	22	19	13	8	71
		09 その他の事業	56	470	615	809	927	1,009	3,886
	小計	62	587	784	1,064	1,274	1,572	5,343	
計			64	619	816	1,096	1,312	1,598	5,505
合 計			2,811	15,395	20,051	26,653	27,523	27,102	119,535

資料出所：労働者死傷病報告

20. 業種別・都道府県別死亡災害発生状況

	全産業		製造業		鉱業		建設業		交通運輸事業		陸上貨物運送事業		港湾荷役業		林業		その他の事業										
	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25									
	増減数		増減数		増減数		増減数		増減数		増減数		増減数		増減数		増減数		増減数								
北海道	65	64	1	0	0	22	0	2	2	0	6	7	1	0	4	0	26	21	5								
青森	14	7	7	1	0	7	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0								
岩手	26	19	7	1	1	10	4	6	0	0	4	2	0	0	3	-3	9	8	1								
宮城	22	17	5	0	0	7	9	-2	2	0	5	1	4	0	1	0	6	4	2								
秋田	8	22	-14	0	3	-3	1	1	0	5	13	0	0	0	0	3	-3	2	1								
山形	15	11	4	0	0	8	6	2	0	0	4	0	0	0	0	0	1	2	-1								
福島	31	31	0	0	1	11	17	-6	0	1	7	4	0	0	2	3	-1	5	4								
茨城	40	35	5	9	7	2	1	0	0	0	7	4	3	1	0	0	12	12	0								
栃木	22	16	6	5	1	6	2	4	0	1	5	2	3	0	0	0	5	9	-4								
群馬	27	17	10	5	7	-2	0	0	0	8	0	3	0	0	0	0	7	6	1								
埼玉	34	45	-11	7	10	-3	0	0	0	16	12	4	0	0	1	-1	5	17	-12								
千葉	53	48	5	11	9	2	1	1	0	24	17	7	0	0	0	0	11	12	-1								
東京	74	54	20	5	4	1	0	0	0	37	26	11	3	1	2	0	20	20	0								
神奈川	32	44	-12	8	5	3	0	0	0	12	13	-1	0	2	-2	0	9	20	-11								
新潟	14	30	-16	3	9	-6	0	0	0	5	13	0	0	0	0	0	3	6	-3								
富山	10	11	-1	2	3	-1	0	0	0	4	2	0	0	0	0	1	1	1	0								
石川	15	8	7	2	1	1	0	0	0	6	1	1	0	0	0	0	5	4	1								
福井	13	17	-4	3	8	-5	0	0	0	3	2	1	0	0	0	2	4	4	0								
山梨	13	9	4	2	1	1	0	0	0	6	4	2	0	0	1	0	3	3	0								
長野	18	20	-2	1	2	-1	1	0	1	10	8	2	0	0	1	4	2	6	-4								
岐阜	14	16	-2	2	10	-8	0	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	3	2								
静岡	33	25	8	7	10	-3	0	0	0	8	5	3	0	0	0	0	11	3	8								
愛知	61	54	7	14	17	-3	1	0	1	19	16	3	0	0	0	1	23	9	14								
三重	20	16	4	5	5	0	1	0	1	7	5	2	0	0	0	2	4	2	2								
滋賀	10	12	-2	1	2	-1	0	0	0	2	3	-1	0	0	0	0	4	7	-3								
京都	18	16	2	2	3	-1	0	0	0	3	4	-1	0	0	1	0	7	6	1								
大阪	53	68	-15	10	14	-4	0	0	0	14	21	-7	2	0	0	0	17	22	-5								
兵庫	43	36	7	13	7	6	0	0	0	12	9	3	0	0	0	1	12	13	-1								
奈良	15	9	6	1	2	-1	0	0	0	8	4	4	0	0	0	0	4	1	3								
和歌山	10	7	3	3	1	2	0	0	0	1	3	-2	0	0	0	2	4	3	1								
鳥取	3	5	-2	0	0	0	0	0	0	2	3	-1	0	0	0	0	0	2	-2								
島根	7	12	-5	0	3	-3	0	1	-1	4	4	0	0	0	1	0	2	2	0								
岡山	14	35	-21	1	6	-5	0	0	0	6	11	-5	0	1	-1	0	4	12	-8								
広島	24	28	-4	5	5	0	1	0	1	8	9	-1	0	0	0	1	9	9	0								
山口	19	14	5	2	4	-2	0	0	0	8	4	4	0	0	0	0	6	5	1								
徳島	11	9	2	3	2	1	0	0	0	5	4	1	0	0	0	0	1	3	-2								
香川	10	8	2	2	5	-3	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	3	2	1								
愛媛	10	13	-3	2	5	-3	1	1	0	2	3	-1	0	0	0	0	2	4	-2								
高知	11	12	-1	1	2	-1	0	0	0	4	5	-1	0	0	1	3	1	2	-1								
福岡	42	34	8	8	4	4	0	0	0	12	12	0	0	0	0	3	12	13	-1								
佐賀	7	6	1	2	2	0	0	0	0	1	3	-2	0	0	1	0	2	1	1								
長崎	11	17	-6	4	2	2	0	0	0	3	6	-3	0	0	0	0	2	8	-6								
熊本	10	15	-5	0	2	-2	0	0	0	4	5	-1	0	0	3	2	1	3	0								
大分	10	8	2	5	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	-4								
宮崎	15	12	3	2	0	2	1	0	1	3	3	0	0	0	4	6	-2	4	3								
鹿児島	21	12	9	4	1	3	0	0	0	6	5	1	0	0	1	3	-2	6	3								
沖縄	9	6	3	1	1	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	3	2	1								
計	1,057	1,030	27	180	201	-21	13	8	5	377	342	35	17	16	1	132	107	25	5	6	-1	42	39	3	291	311	-20

資料出所：厚生労働省調べ（死亡災害報告により作成）



21. 業種別・原因別重大災害発生状況（平成25年・26年）

		(単位：件・死傷・死亡：人)																				
		合計																				
		小計	発破	煙火	引火性料品	可燃性ガス	水蒸気	粉塵	その他爆発性料品	破裂	土砂災害	落盤	雪崩	倒壊	墜落	クレーン等	交通事故	火災・高熱物	中毒・乗傷	電気	海難	その他
全産業	H26	292	11	0	0	7	2	1	1	0	0	0	0	0	8	2	147	14	50	2	1	46
		1,599	72	0	0	44	6	7	15	0	0	0	0	0	27	6	619	53	421	6	3	355
製造業	H25	244	8	0	2	5	1	0	0	2	2	0	0	0	5	0	123	6	41	1	0	48
		1,536	47	0	27	16	4	0	0	7	11	0	0	0	16	0	546	26	414	3	0	436
鉱業	H26	59	9	0	0	5	2	1	1	0	0	0	0	0	2	1	11	4	23	1	0	7
		475	63	0	0	35	6	7	15	0	0	0	0	0	6	3	48	14	300	3	0	34
建設業	H25	34	6	0	1	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10	2	12	0	0	3
		160	37	0	20	13	4	0	0	3	0	0	0	0	0	41	6	64	0	0	0	9
交通運輸事業	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
陸上貨物運送事業	H25	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		539	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	83	5	17	1	0	10
港湾荷役業	H26	33	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	13	6	2	0	0	8
		93	3	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	3	0	64	0	8	1	0	6
林業	H25	430	0	0	0	3	0	0	0	11	0	0	0	0	10	288	0	61	3	0	24	
		24	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	1	15	0	0	0	0	0	1
その他	H26	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	2
		35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	6
その他	H25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	2
		19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	7
その他	H26	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1
		54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0	6	0	0	0	6
その他	H25	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
		82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	0	1	0	0	0	0
その他	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	65	0	14	0	0	0	0
その他	H25	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
		7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0
その他	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	H26	84	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	38	5	9	0	1	26
		496	9	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	7	144	19	52	0	0	3	259
その他	H25	11	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0
		94	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	31	4	20	0	0	0	36
その他	H26	835	7	0	7	0	0	0	0	4	0	0	0	0	3	133	20	275	0	0	0	393
		12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	1	0	0	0	5

資料出所：厚生労働省調べ（重大災害報告により作成）

22. 平成26年業務上疾病発生状況(業種別・疾病別)

業種	疾病別													合 計																			
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)																				
食品製造業	256	(0)	210	(0)	0	(0)	0	(0)	40	(0)	16	(0)	6	(0)	24	(1)	0	17	(0)	0	(0)	2	(1)	1	(0)	2	(0)	375	(2)				
繊維・繊維製品製造業	40	(0)	16	(0)	0	(0)	0	(0)	3	(0)	2	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	27	(0)		
木材・木製品・家具製造業	22	(1)	36	(0)	0	(0)	0	(0)	7	(0)	5	(0)	0	(0)	1	(0)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	55	(1)		
製パルプ・紙・紙加工品印刷・製本	36	(0)	30	(0)	0	(0)	0	(0)	4	(0)	3	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	2	(1)	48	(1)		
化学工業	96	(0)	78	(0)	0	(0)	0	(0)	14	(0)	9	(0)	0	(0)	1	(0)	2	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	161	(2)		
窯業・土石製品製造業	46	(0)	36	(0)	0	(0)	0	(0)	9	(0)	8	(0)	0	(0)	0	(0)	1	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	112	(1)		
鉄鋼・非鉄金属製造業	25	(0)	21	(0)	0	(0)	0	(0)	27	(0)	8	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	1	(0)	86	(1)		
金属製品製造業	129	(0)	100	(0)	0	(0)	0	(0)	16	(1)	12	(1)	1	(0)	0	(0)	2	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	2	(1)	1	(0)	176	(2)		
一般・電気・輸送用機械工業	217	(0)	174	(0)	0	(0)	0	(0)	17	(0)	9	(0)	5	(0)	0	(0)	1	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)	2	(1)	311	(3)		
電気・ガス・水道業	1	(1)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	2	(0)	2	(0)	0	(0)	0	(0)	0	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	6	(2)		
その他の製造業	71	(0)	49	(0)	1	(0)	0	(0)	14	(0)	10	(0)	0	(0)	0	(0)	1	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	102	(1)		
製造業小計	939	(2)	751	(0)	1	(0)	0	(0)	153	(1)	84	(1)	12	(0)	0	(0)	9	(0)	3	(0)	106	(24)	0	(0)	1	(0)	7	(4)	1,439	(17)			
鉱業	7	(0)	3	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	61	(0)		
建設業	371	(2)	212	(0)	1	(0)	0	(0)	146	(6)	144	(6)	6	(0)	2	(0)	0	(0)	0	(0)	40	(53)	93	2	(0)	0	(0)	3	(1)	765	(21)		
運輸交通業	660	(0)	618	(0)	1	(0)	0	(0)	7	(0)	50	(0)	25	(0)	0	(0)	4	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	5	(0)	0	(0)	860	(13)	
貨物取扱業	85	(0)	74	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	14	(2)	2	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	107	(3)	
農林水産業	99	(0)	59	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	25	(2)	2	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	158	(3)	
商業・金融・広告業	1,058	(1)	927	(0)	0	(0)	0	(0)	71	(0)	29	(0)	27	(0)	0	(0)	3	(0)	0	(0)	16	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	12	(5)	1,277	(11)	
保健衛生業	1,447	(0)	1,348	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	13	(1)	24	(0)	1	(0)	11	(0)	0	(0)	8	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	12	(0)	24	(1)	
接客・娯楽業	291	(0)	242	(0)	0	(0)	0	(0)	66	(0)	17	(0)	15	(0)	0	(0)	3	(0)	0	(0)	11	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	11	(3)	429	(7)	
清掃・公害業	230	(0)	181	(0)	0	(0)	0	(0)	17	(0)	16	(0)	8	(0)	1	(0)	2	(0)	0	(0)	14	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	294	(0)	
その他の事業	219	(0)	168	(0)	0	(0)	0	(0)	55	(1)	46	(1)	3	(0)	1	(0)	7	(0)	0	(0)	3	(0)	11	13	(0)	0	(0)	1	(0)	9	(5)	350	(12)
合 計	5,445	(5)	4,583	(0)	3	(0)	1	(0)	13	(0)	619	(13)	124	(0)	6	(0)	41	(0)	3	(0)	291	(15)	293	292	(0)	0	(0)	6	(1)	7,415	(92)		

資料：業務上疾病発生状況  
 (注) 1 業種は4位以上のものである。  
 2 業種の数字は平成26年10月1日現在の数字である。  
 3 業種の「」は数字で内訳である。  
 4 「他」は4位以上の数字である。  
 5 業種の数字は平成26年10月1日現在の数字である。

23. 平成26年定期健康診断実施結果(業種別)

業 種	健診実施事業場数	受診者数	所見のあった者	
			人 数	有所見率(%)
01 製 造 業				
01 食 品 製 造	5,305 (1680)	624,624	340,098	54.5
02 織 維 工 業	441 (187)	40,586	22,453	55.3
03 衣 服 織 維	524 (63)	43,278	23,978	55.4
04 木 材 木 製	318 (117)	25,715	14,954	58.2
05 家 具 装 備	264 (57)	23,474	13,116	55.9
06 パ ル プ 等	874 (451)	88,232	47,473	53.8
07 印 刷 製 本	1,186 (429)	112,570	59,115	52.5
08 化 学 工 業	4,067 (2234)	526,599	270,724	51.4
09 窯 業 土 石	865 (428)	83,383	47,620	57.1
10 鉄 鋼 業	718 (465)	132,170	68,310	51.7
11 非 鉄 金 属	575 (342)	80,498	43,150	53.6
12 金 属 製 品	3,065 (948)	263,154	144,575	54.9
13 一 般 機 器	3,503 (1155)	535,003	274,893	51.4
14 電 気 機 器	4,185 (1680)	755,512	383,660	50.8
15 輸 送 機 械	2,876 (1453)	672,570	307,386	45.7
16 電 気 ガ ス	1,011 (447)	127,653	82,231	64.4
17 他 の 製 造	1,789 (453)	163,124	86,123	52.8
小 計	31,566 (12589)	4,298,145	2,229,859	51.9
02 鉱 業				
01 石 炭 鉱 業	2 (0)	254	194	76.4
02 土 石 採 取	22 (3)	1,124	824	73.3
03 他 の 鉱 業	27 (16)	2,062	1,493	72.4
小 計	51 (19)	3,440	2,511	73.0
03 建 設 業				
01 土 木 工 事	806 (93)	62,265	43,512	69.9
02 建 築 工 事	1,391 (146)	134,829	83,288	61.8
03 他 の 建 設	1,246 (234)	126,815	75,922	59.9
小 計	3,443 (473)	323,909	202,722	62.6
04 運 輸 交 通				
01 鉄 道 等	1,107 (554)	145,926	63,420	43.5
02 道 路 旅 客	3,012 (2057)	310,125	223,217	72.0
03 道 路 貨 物	5,151 (2410)	397,782	234,453	58.9
04 他 の 運 輸	44 (17)	5,830	3,017	51.8
小 計	9,314 (5038)	859,663	524,107	61.0
05 貨 物 取 扱				
01 陸 上 貨 物	1,056 (349)	102,000	55,306	54.2
02 港 湾 運 送	303 (94)	30,329	17,264	56.9
小 計	1,359 (443)	132,329	72,570	54.8
1号～5号 中計	45,733 (18562)	5,617,486	3,031,769	54.0

業 種	健診実施事業場数	受診者数	所見のあった者	
			人 数	有所見率(%)
06 農 林 業	163 (27)	9,689	6,506	67.2
07 畜 産 水 産	108 (12)	8,213	4,944	60.2
08 商 業	20,747 (3814)	1,645,362	889,646	54.1
09 金 融 広 告	3,936 (185)	612,946	312,421	51.0
10 映 画 演 劇	205 (58)	16,732	8,844	52.9
11 通 信 業	1,461 (175)	304,408	173,889	57.1
12 教 育 研 究	3,949 (636)	679,119	361,668	53.3
13 保 健 衛 生	16,732 (7743)	2,098,218	1,006,287	48.0
14 接 客 娯 楽	4,552 (1137)	272,463	139,282	51.1
15 清 掃 と 畜	2,895 (847)	277,080	186,348	67.3
16 官 公 署	100 (15)	17,515	10,884	62.1
17 他 の 事 業	14,401 (2584)	1,933,655	1,051,292	54.4
6号～17号 中計	69,249 (17233)	7,875,400	4,152,011	52.7
合 計	114,982 (35795)	13,492,886	7,183,780	53.2

資料:定期健康診断結果調

- (注) 1 「健康診断実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。  
2 ( )内は年2回以上健診を実施した事業場数で内数である。

24. 平成26年特殊健康診断実施状況(対象作業別)

対象作業	健診実施 事業場数	受診労働者数	有所見 者数	有所見率 (%)	
有機溶剤	37,084	625,373	36,270	5.8	
鉛	3,511	59,057	1,101	1.9	
四アルキル鉛	5	46	0	0.0	
電離放射線	14,691	304,419	22,261	7.3	
除染等電離放射線	756	11,931	1,174	9.8	
高気圧	27	366	2	0.5	
潜水	290	2,063	115	5.6	
(小計)	317	2,429	117	4.8	
製造禁止物質	20	70	0	0.0	
ベンジジン	14	47	0	0.0	
4-アミノジフェニル	6	12	0	0.0	
4-ニトロジフェニル	17	34	0	0.0	
ビス(クロロメチル)エーテル	11	29	0	0.0	
β-ナフチルアミン	(小計)	68	192	0	0.0
ジクロロベンジジン	47	309	6	1.9	
α-ナフチルアミン	58	583	5	0.9	
塩素化ビフェニル	233	2,423	16	0.7	
o-トリジン	97	586	18	3.1	
ジアニシジン	33	281	8	2.8	
ベリリウム	127	631	15	2.4	
ベンゾトリクロリド	19	241	0	0.0	
アクリルアミド	560	7,609	49	0.6	
アクリロニトリル	349	6,381	60	0.9	
アルキル水銀化合物	56	155	2	1.3	
エチレンイミン	57	395	4	1.0	
塩化ビニル	183	2,892	46	1.6	
塩素	1,072	17,954	175	1.0	
オーラミン	42	212	16	7.5	
o-フタロジニトリル	13	64	1	1.6	
カドミウム	426	3,230	51	1.6	
クロム酸	2,445	25,337	263	1.0	
特定化学物質	66	229	5	2.2	
クロロメチルメチルエーテル	276	3,764	97	2.6	
五酸化バナジウム	538	14,249	56	0.4	
コールタール	791	8,161	108	1.3	
シアン化カリウム	244	3,260	20	0.6	
シアン化水素	711	7,031	88	1.3	
シアン化ナトリウム	167	1,680	61	3.6	
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	160	1,134	8	0.7	
臭化メチル	491	3,860	26	0.7	
重クロム酸	622	4,360	99	2.3	
水銀	481	7,484	71	0.9	
トリレンジイソシアネート	114	1,985	16	0.8	
ニッケルカルボニル	12	32	0	0.0	
ニトログリコール	17	45	2	4.4	
p-ジメチルアミノアゾベンゼン	24	227	1	0.4	
p-ニトロクロルベンゼン	2,065	38,882	267	0.7	
フッ化水素	21	56	0	0.0	
β-プロピオラクトン	1,211	20,027	286	1.4	
ベンゼン	27	277	5	1.8	
ペンタクロルフェノール	44	140	7	5.0	
マゼンタ	1,989	31,387	265	0.8	
マンガン	209	1,479	12	0.8	
沃化メチル	538	10,119	32	0.3	
硫化水素					

対象作業		健診実施 事業場数	受診労働者数	有所見 者数	有所見率 (%)
特定化学物質	硫酸ジメチル	199	1,589	31	2.0
	ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る)	1,244	30,836	203	0.7
	砒素及びその化合物(アルシシ及び砒化ガリウムを除く)	595	9,279	114	1.2
	酸化プロピレン	130	1,992	13	0.7
	1,1-ジメチルヒドラジン	23	116	3	2.6
	インジウム及びその化合物	546	8,416	166	2.0
	エチルベンゼン	8,436	84,562	747	0.9
	コバルト及びその化合物	2,075	46,551	267	0.6
	1,2-ジクロロプロパン	38	459	20	4.4
	クロロホルム	514	6,455	220	3.4
	四塩化炭素	113	760	19	2.5
	1,4-ジオキサン	182	1,604	74	4.6
	1,2-ジクロロエタン	109	1,014	26	2.6
	ジクロロメタン	582	6,540	315	4.8
	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト	4	28	1	3.6
	スチレン	581	7,707	98	1.3
	1,1,2,2-テトラクロロエタン	37	138	5	3.6
	テトラクロロエチレン	109	707	39	5.5
	トリクロロエチレン	239	1,421	62	4.4
	メチルイソブチルケトン	757	11,251	87	0.8
(小計)	33,148	450,576	4,777	1.1	
石綿	アモサイト	404	4,256	79	1.9
	クロシドライト	246	3,041	21	0.7
	石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く)	2,594	25,306	247	1.0
	石綿の製造・取扱い業務の周辺業務	553	8,301	99	1.2
	(小計)	3,797	40,904	446	1.1
法定特殊健診計		93,377	1,494,927	66,146	4.4
指導勸奨によるもの	紫外線、赤外線	2,962	70,857	1,604	2.3
	騒音	5,381	286,007	39,116	13.7
	マンガン化合物(塩基性酸化マンガン)	63	1,312	10	0.8
	黄りん	28	431	5	1.2
	有機りん剤	59	1,046	22	2.1
	亜硫酸ガス	35	699	15	2.1
	二硫化炭素(有機溶剤業務に係るものを除く)	6	150	17	11.3
	ベンゼンのニトロアミド化合物	16	264	104	39.4
	脂肪族の塩化または臭化炭化水素	27	584	17	2.9
	砒素またはその化合物(特化則適用以外のものに限る)	50	887	14	1.6
	フェニル水銀化合物	4	32	0	0.0
	アルキル水銀化合物(特化則適用以外のものに限る)	5	67	13	19.4
	クロルナフタリン	0	0	0	0.0
	沃素	35	969	12	1.2
	米杉等	5	89	59	66.3
	超音波溶着機	73	969	57	5.9
	キーパンチ・VDT作業	3,461	309,458	17,396	5.6
	振動	2,455	58,462	3,556	6.1
	腰痛※	605	30,012	5,172	17.2
	金銭登録	10	97	12	12.4
引金付工具	692	65,400	1,670	2.6	
レーザー機器	961	20,547	535	2.6	
その他	179	4,154	126	3.0	
指導勸奨計		17,112	852,493	69,532	8.2
総計		110,489	2,347,420	135,678	5.8

資料:特殊健康診断結果調

※ 従来までは「重量物」と表記していたもの。

名称を変更したもので、対象作業の内容、健診項目等は従来と同一である。



## 25. 平成26年 業種別・じん肺健康管理

区分		1	2	3	4	5
業種名	業種名	適用事業所数	粉従 じ事 ん 働 者 業 数	じ実 ん施 肺事 健業 康業 場 断 数	じ実 ん施 肺事 健業 康業 場 断 数	新 規 働 有 者 所 見 数
	製 造 業	ゴ ム 製 品 製 造 業	348	6,092	209	3,042
上 記 以 外 の 化 学 工 業		1,524	26,513	968	14,111	3
セ メ ン ト 製 造 業		845	7,583	403	3,808	3
ガ ラ ス 製 造 業		217	4,079	132	2,298	2
陶 磁 器 製 造 業		658	6,179	280	3,184	1
耐 火 煉 瓦 製 造 業		160	3,472	102	2,416	0
そ の 他 の 窯 業		190	1,828	95	1,085	0
そ の 他 の 土 石 製 品 製 造 業		1,757	13,483	779	7,254	2
製 鉄 ・ 製 鋼 ・ 圧 延 業		533	23,267	352	10,997	3
鑄 物 業		865	17,999	480	9,361	8
そ の 他 の 鉄 鋼 業		375	5,464	180	2,220	0
非 鉄 金 属 精 練 圧 延 業		246	7,291	143	3,155	4
非 鉄 金 属 鑄 物 業		474	4,837	205	2,403	0
そ の 他 の 非 鉄 金 属 製 造 業		344	4,513	174	2,227	1
金 属 製 品 製 造 業		13,272	91,911	5,542	42,372	34
一 般 機 械 器 具 製 造 業		5,954	62,708	2,789	29,361	10
電 気 機 械 器 具 製 造 業		1,643	26,538	921	14,898	5
造 船 業		2,421	28,096	1,265	11,488	8
そ の 他 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		2,855	91,508	1,641	41,656	12
上 記 以 外 の 製 造		2,856	21,674	1,261	11,081	2
小 計	37,537	455,035	17,921	218,417	98	
鉱 業	一 般 石 炭 鉱 業	6	331	4	68	0
	そ の 他 の 石 炭 鉱 業	6	77	3	34	0
	採 石 業	872	4,923	430	2,718	0
	砂 利 採 取 業	141	542	61	243	0
	そ の 他 の 土 石 採 取 業	84	550	40	269	0
	金 属 鉱 業	9	448	4	212	0
	石 油 等 鉱 業	4	19	1	8	0
	そ の 他	138	1,895	94	927	1
小 計	1,260	8,785	637	4,479	1	
建 設 業	ト ン ネ ル 建 設 工 事 業	292	2,999	164	2,695	0
	上 記 以 外 の 建 設 業	2,808	21,751	1,324	10,313	7
上 記 以 外 の 事 業		2,656	26,445	1,576	15,826	1
計		44,553	515,015	21,622	251,730	107

資料:じん肺健康管理実施結果調  
(注)1. ( )内の数字は随時申請で外数である。



実施状況

全国計

計	じん肺管理区分決定件数								有 所 見 者 数	合 併 症 り 患 件 数
	管 理 1	管 理 2	管 理 3			管 理 4				
			イ	ロ	計	PR4(c)	F(++)	計		
(4)	(0)	(1)	(1)	(0)	(1)	(0)	(2)	(2)	(4)	(1)
11	1	9	1	0	1	0	0	0	10	0
(19)	(2)	(11)	(2)	(3)	(5)	(0)	(1)	(1)	(17)	(1)
35	4	30	0	1	1	0	0	0	31	0
(9)	(2)	(2)	(1)	(1)	(2)	(0)	(3)	(3)	(7)	(0)
10	1	7	1	1	2	0	0	0	9	0
(7)	(4)	(1)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(1)	(3)	(0)
38	0	37	1	0	1	0	0	0	38	0
(31)	(4)	(9)	(4)	(8)	(12)	(0)	(6)	(6)	(27)	(4)
91	5	57	16	13	29	0	0	0	86	0
(28)	(8)	(11)	(2)	(4)	(6)	(0)	(3)	(3)	(20)	(7)
22	6	14	1	1	2	0	0	0	16	0
(22)	(3)	(11)	(0)	(1)	(1)	(0)	(7)	(7)	(19)	(0)
57	3	41	7	5	12	1	0	1	54	0
(58)	(12)	(16)	(10)	(9)	(19)	(1)	(10)	(11)	(46)	(7)
152	20	94	17	19	36	1	1	2	132	0
(8)	(2)	(3)	(1)	(0)	(1)	(0)	(2)	(2)	(6)	(1)
54	5	47	1	1	2	0	0	0	49	0
(34)	(2)	(15)	(4)	(4)	(8)	(1)	(8)	(9)	(32)	(1)
275	30	190	37	15	52	0	3	3	245	0
(7)	(5)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(1)
25	3	22	0	0	0	0	0	0	22	0
(4)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(3)	(0)
23	3	19	1	0	1	0	0	0	20	0
(2)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)
37	2	29	4	2	6	0	0	0	35	0
(7)	(1)	(5)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(6)	(3)
6	0	5	1	0	1	0	0	0	6	0
(55)	(10)	(38)	(0)	(4)	(4)	(0)	(3)	(3)	(45)	(1)
384	61	309	5	7	12	0	2	2	323	0
(27)	(4)	(18)	(1)	(1)	(2)	(0)	(3)	(3)	(23)	(1)
310	42	257	8	3	11	0	0	0	268	1
(6)	(0)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(6)	(0)
63	8	54	1	0	1	0	0	0	55	0
(55)	(23)	(25)	(4)	(1)	(5)	(0)	(2)	(2)	(32)	(5)
254	22	228	3	1	4	0	0	0	232	0
(100)	(37)	(45)	(7)	(10)	(17)	(0)	(1)	(1)	(63)	(1)
248	23	211	7	7	14	0	0	0	225	0
(21)	(3)	(9)	(2)	(3)	(5)	(0)	(4)	(4)	(18)	(2)
66	8	51	4	2	6	1	0	1	58	0
(504)	(123)	(231)	(41)	(49)	(90)	(2)	(58)	(60)	(381)	(36)
2,161	247	1,711	116	78	194	3	6	9	1,914	1
(129)	(48)	(29)	(9)	(20)	(29)	(6)	(17)	(23)	(81)	(14)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4)	(1)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)
1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
(34)	(9)	(11)	(3)	(7)	(10)	(1)	(3)	(4)	(25)	(1)
84	5	65	5	7	12	0	2	2	79	0
(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)
1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6)	(2)	(2)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(1)	(4)	(1)
3	1	2	0	0	0	0	0	0	2	0
(24)	(8)	(11)	(2)	(1)	(3)	(0)	(2)	(2)	(16)	(3)
19	9	10	0	0	0	0	0	0	10	0
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(13)	(4)	(6)	(2)	(1)	(3)	(0)	(0)	(0)	(9)	(1)
19	3	16	0	0	0	0	0	0	16	0
(211)	(72)	(62)	(17)	(29)	(46)	(7)	(24)	(31)	(139)	(20)
127	19	94	5	7	12	0	2	2	108	0
(132)	(76)	(30)	(9)	(12)	(21)	(2)	(3)	(5)	(56)	(15)
6	2	2	1	1	2	0	0	0	4	0
(227)	(84)	(56)	(24)	(25)	(49)	(3)	(35)	(38)	(143)	(34)
175	23	117	25	9	34	1	0	1	152	0
(42)	(15)	(15)	(2)	(4)	(6)	(1)	(5)	(6)	(27)	(5)
58	11	43	3	1	4	0	0	0	47	0
(1,116)	(370)	(394)	(93)	(119)	(212)	(15)	(125)	(140)	(746)	(110)
2,527	302	1,967	150	96	246	4	8	12	2,225	1

2. 表中の記号はそれぞれ次の意味を表わす。

PR4(c): エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが1側の肺野の3分の1を超えるものである。)

F(++): じん肺による著しい肺機能の障害がある。

3. 新規有所見労働者は管理1であった労働者で、管理2以上に決定された者の数である。

## 26. 最低賃金決定状況

### (1) 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(平成27年3月31日現在)

決定方法	決定件数	適用労働者数
(1) 地域別最低賃金	47	494,181
(2) 特定最低賃金	235	32,357
イ 新産業別最低賃金	232	32,322
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働基準局長決定分	232	32,322
ロ 従来 of 産業別最低賃金	3	35
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	2	31
合 計	282 件	— 百人

(注) 適用労働者数は、平成24年経済センサス-基礎調査等に基づき推計した適用労働者数である。

## (2) 平成26年度特定最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

(平成27.3.末現在)

業種	決定件数	適用使用者数	適用労働者数	
	食料品・飲料製造業関係	7件	4百人	157百人
繊維工業関係	5	12	159	
木材・木製品製造業関係	1	1	9	
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	1	102	
印刷・同関連産業関係	2	10	114	
塗料製造業関係	4	1	55	
ゴム製品製造業関係	1	1	57	
窯業・土石製品製造業関係	4	3	140	
鉄鋼業関係	22	38	1,472	
非鉄金属製造業関係	8	11	320	
金属製品製造業関係	5	11	259	
一般機械器具製造業関係	26	255	5,273	
精密機械器具製造業関係	7	9	212	
電気機械器具製造業等関係	46	260	10,304	
輸送用機械器具製造業関係	33	159	8,367	
小計	173	776	27,000	
新聞・出版業関係	2	22	394	
各種商品小売業関係	31	18	2,671	
自動車小売業関係	24	228	2,204	
自動車整備業関係	1	10	34	
道路貨物運送業関係	1	3	19	
小計	59	281	5,322	
合計	232	1,057	32,322	
旧産業別最低賃金最	木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	5	27
	道路貨物運送業関係	1	1	4
	全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
	合計	3	7	35
特定最低賃金	総合計	235	1,064	32,357

(注)

- 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 2 適用使用者数及び適用労働者数は、平成24年経済センサス-活動調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

## 27. 家内労働法適用状況

### (1) 委託者数及び代理人数

(平成26年10月1日現在)

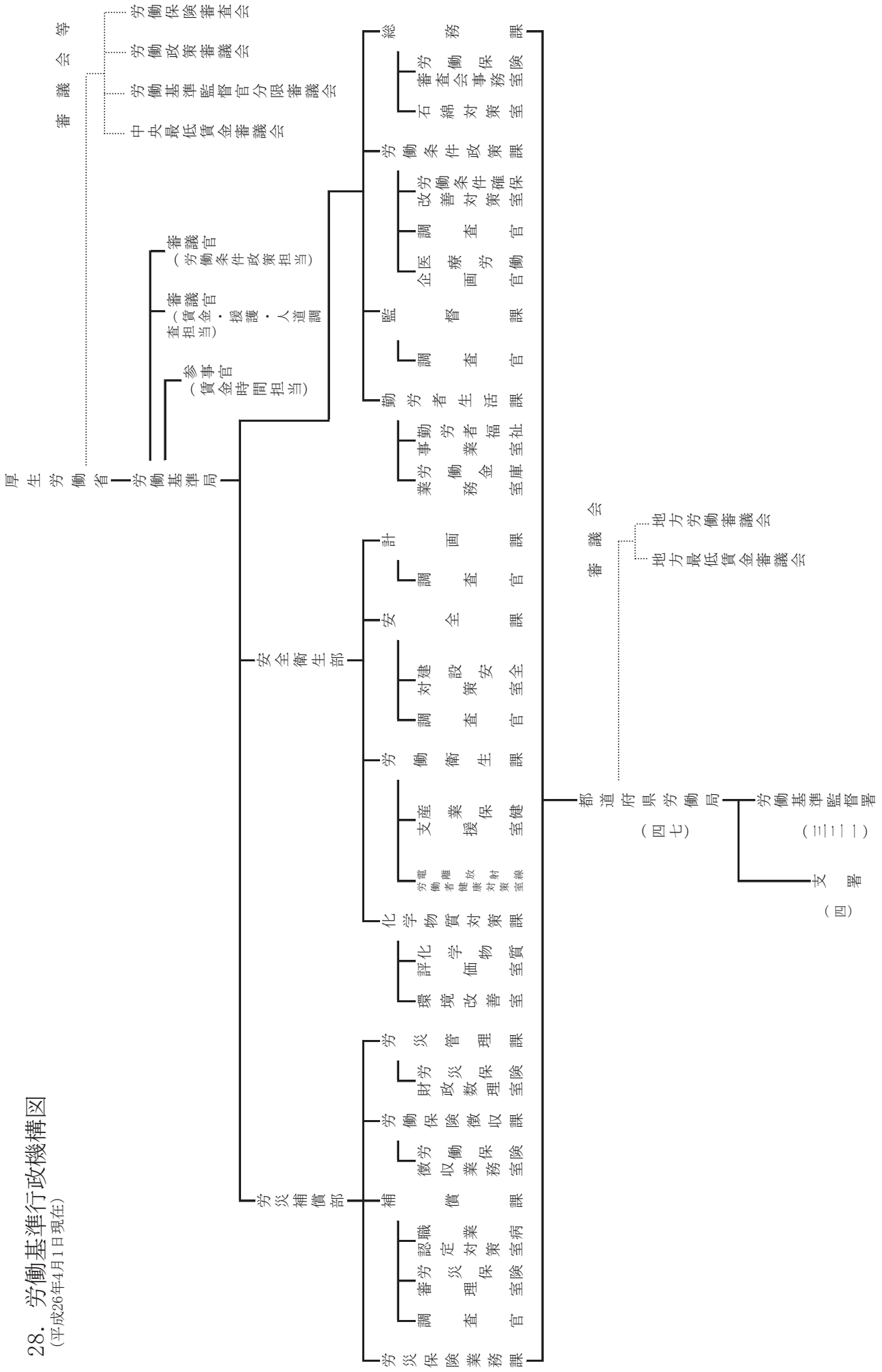
委託者数			代理人数
計	製造・販売業者	請負業者	
8,113	7,621	492	435

### (2) 業種別家内労働従事者数、家内労働者数及び補助者数

(平成26年10月1日現在)

業種別	家内労働従事者数 (総数)	家内労働者数	補助者数
計	117,061	113,027	4,034
食料品	2,837	2,759	78
繊維工業	34,532	33,427	1,105
木材・木製品、家具・装備品	1,050	961	89
紙・紙加工品	7,312	7,108	204
印刷・同関連及び出版業	2,981	2,909	72
ゴム製品	6,828	6,614	214
皮革製品	2,500	2,225	275
窯業・土石製品	1,272	1,194	78
金属製品	3,715	3,463	252
電子部品・デバイス	6,090	5,936	154
電気機械器具	13,697	13,343	354
情報通信機械器具	1,036	1,013	23
機械器具等	6,061	5,765	296
その他（雑貨等）	27,150	26,310	840

28. 労働基準行政機構図  
(平成26年4月1日現在)



## 29. 労働基準行政所掌法令

法 律	政 令	省 令
労働基準法 (昭22・4・7第49号)	労働基準法第37条第1項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法施行規則</li> <li>・女性労働基準規則</li> <li>・年少者労働基準規則</li> <li>・事業附属寄宿舎規程</li> <li>・建設業附属寄宿舎規程</li> </ul>
賃金の支払の確保等に関する法律 (昭51・5・27第34号)	賃金の支払の確保等に関する法律施行令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金の支払の確保等に関する法律施行規則</li> </ul>
労働安全衛生法 (昭47・6・8第57号)	労働安全衛生法施行令 労働安全衛生法関係手数料令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生規則</li> <li>・ボイラー及び圧力容器安全規則</li> <li>・クレーン等安全規則</li> <li>・ゴンドラ安全規則</li> <li>・有機溶剤中毒予防規則</li> <li>・鉛中毒予防規則</li> <li>・四アルキル鉛中毒予防規則</li> <li>・特定化学物質障害予防規則</li> <li>・高気圧作業安全衛生規則</li> <li>・電離放射線障害防止規則</li> <li>・酸素欠乏症等防止規則</li> <li>・事務所衛生基準規則</li> <li>・粉じん障害防止規則</li> <li>・石綿障害予防規則</li> <li>・労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令</li> <li>・機械等検定規則</li> <li>・産業安全専門官及び労働衛生専門官規程</li> <li>・労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則</li> <li>・(構造規格)</li> <li>・東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則</li> </ul>
作業環境測定法 (昭50・5・1第28号)	作業環境測定法施行令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業環境測定法施行規則</li> </ul>
じん肺法 (昭35・3・31第30号)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・じん肺法施行規則</li> </ul>
炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法 (昭42・7・28第92号)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則</li> </ul>
労働災害防止団体法 (昭39・6・29第118号)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働災害防止団体法施行規則</li> </ul>
労働者災害補償保険法 (昭22・4・7第50号)	労働者災害補償保険法施行令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者災害補償保険法施行規則</li> <li>・労働者災害補償保険特別支給金支給規則</li> </ul>
最低賃金法 (昭34・4・15第137号)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低賃金法施行規則</li> </ul>

法 律	政 令	省 令
勤労者財産形成促進法 (昭46・6・1第92号)	勤労者財産形成促進法施行令	・勤労者財産形成促進法施行規則
中小企業退職金共済法 (昭34・5・9第160号)	中小企業退職金共済法施行令	・中小企業退職金共済法施行規則
労働金庫法 (昭28・8・17第227号)	労働金庫法施行令	・労働金庫法施行規則
石綿による健康被害の救済に関する法律 (平18・2・10第4号)	石綿による健康被害の救済に関する法律施行令	・厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則
労働時間等の設定の改善に関する特別措置法 (平4・7・2第90号)	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第8条から第12条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令	・労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則
労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭44・12・9第84号)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令	・労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (昭44・12・9第85号)	・失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 ・労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令	・失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令 ・労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令
社会保険労務士法 (昭43・6・3第89号)	社会保険労務士法施行令	・社会保険労務士法施行規則 ・社会保険労務士法に係る聴聞等手続規則
労働契約法 (平19・12・5第128号)		・労働契約法第18条第1項の通算契約期間に関する基準を定める省令
過労死等防止対策推進法 (平26・6・27第100号)	過労死等防止対策推進協議会令	
専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法 (平26・11・28第137号)		・専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法施行規則 ・特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第5条の特例を定める省令

